

### Ⅲ 土地利用関係条例及び計画等



# 1 土地利用關係條例・規則對照表



■ 飯田市土地利用計画審議会条例及び同規則

条 例	規 則
<p style="text-align: center;">飯田市土地利用計画審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月30日 飯田市条例第14号</p> <p>(設置) 第1条 計画的な土地利用の推進に関する重要事項について調査審議するため、飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(任務) 第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。 (1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の規定による市域における国土の利用に関する計画に関すること。 (2) 土地の利用に関すること。  (3) 景観の形成に関すること。  (4) 緑地の保全及び緑化の推進に関すること。  (5) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物に関すること。</p>	<p style="text-align: center;">飯田市土地利用計画審議会条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月30日 飯田市規則第38号</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、飯田市土地利用計画審議会条例（平成19年飯田市条例第14号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任務) 第2条 条例第2条の調査審議は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項に関するものとする。  (1) 条例第2条第2号 飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号）に基づく事項（飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づく飯田市都市計画審議会及び飯田市農業振興地域整備推進審議会条例（昭和54年飯田市条例第3号）の規定に基づく飯田市農業振興地域整備推進審議会の権限に属する事項並びに森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項に規定する森林整備計画に係る団体が調査審議すべき事項を除く。第3号において同じ。） (2) 条例第2条第3号 景観法（平成16年法律第110号）及び飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）の規定に基づく事項 (3) 条例第2条第4号 都市緑地法（昭和48年法律第72号）及び飯田市緑の育成条例（平成19年飯田市条例第42号）の規定に基づく事項（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定に基づく農用地区域及び森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づく保安林に関するものを除く。） (4) 条例第2条第5号 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第3条から第8条までに規定する事項及び飯田市屋外広告物条例（平成19年飯田市条例第43号）の規定に基づく事項</p>

<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織し、その定数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 学識経験のある者 12人以内</p> <p>(2) 飯田市の区域に居住する者 3人以内</p> <p>2 委員は市長が任命する。</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 委員が事故その他の理由によりその任務を遂行できなくなったときは、市長は、補欠委員を任命するものとする。この場合において、当該補欠委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。</p> <p>2 臨時委員は、市長が任命する。</p> <p>3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了するまでとする。</p> <p>(特別委員)</p> <p>第5条 審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、特別委員若干名を置くことができる。</p> <p>2 特別委員は、市長が任命する。</p> <p>3 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査が終了するまでとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第6条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(関係者の出席)</p>	<p>(会議の招集)</p> <p>第3条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ議案を添えて、会議の日程及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び特別委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第4条 委員、臨時委員及び特別委員は、招集を受けた場合において事故</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第8条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
(飯田市国土利用計画審議会条例の廃止)
- 2 飯田市国土利用計画審議会条例(平成4年飯田市条例第49号)は、廃止する。  
(最初に任命される委員の任期の特例)
- 3 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年12月14日までとする。  
(飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部改正)
- 4 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例(昭和37年飯田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

「

別表中 | 国土利用計画審議会の委員 | を

のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(委員の解任)

第5条 市長は、委員が条例第3条第1項第2号に定める者でなくなったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、これを解任することができる。

- (1) 会議の運営に支障を来すとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないとき。
- (3) 公職又は公共的団体における役職により任命された委員が、その役職を離れたとき。

(庶務)

第6条 飯田市土地利用計画審議会の庶務は、建設部地域計画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月7日規則第61号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第18号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月8日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

「  
| 土地利用計画審議会の委員 | に改める。  
」

■ 飯田市都市計画審議会条例及び同規則

条 例	規 則
<p style="text-align: center;">飯田市都市計画審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成22年10月5日 飯田市条例第38号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定により、飯田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 飯田市が定める都市計画に関すること。</p> <p>(2) 都市計画について、飯田市が提出する意見に関すること。</p> <p>(3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 市長は次の各号に掲げる者についてそれぞれ当該各号に規定する数を上限として委員を任命し、審議会は当該委員をもって組織する。</p> <p>(1) 市議会議員 5人</p> <p>(2) 学識経験のある者 12人</p> <p>(3) 飯田市の区域に居住する者 3人</p> <p>2 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関又は長野県の職員のうちから、5人を上限として委員を任命し、審議会に加えることができる。</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任されることができる。</p> <p>4 前項の場合において、委員に任命された者が事故その他の理由により委員としての任務を遂行できなくなったときは補欠委員を任命するものとし、その者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>5 次の各号に掲げる委員は、それぞれ当該各号の規定に該当することとなったときは、解任されるものとする。</p> <p>(1) 第1項第1号の規定により任命された委員 市議会議員でなくなったとき。</p> <p>(2) 第1項第3号の規定により任命された委員 飯田市の区域に居住しなくなったとき。</p> <p>(3) 第2項の規定により任命された委員 任命された関係行政機関又は長</p>	<p style="text-align: center;">飯田市都市計画審議会条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">令和元年11月8日 飯田市規則第15号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例第1条に規定する審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>野県の職を有しなくなったとき。</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。</p> <p>2 臨時委員は、市長が任命する。</p> <p>3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、市長が任命する。</p> <p>3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第6条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。</p> <p>2 会長は、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 審議会は会長が招集し、議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(幹事)</p> <p>第8条 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事若干名を置く。</p> <p>2 幹事は、市の職員のうちから、市長が任命する。</p>	<p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ議案を添えて、会議の日程及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第3条 委員、臨時委員及び専門委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(委員、臨時委員及び専門委員以外の者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(代理人の出席)

第5条 条例第3条第2項に規定する委員が出席できないときは、その者が指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、当該代理人は、会議において意見を述べ、及び議決に加わることができる。

2 前項の規定により代理人を出席させようとする委員は、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(委員の解任)

第6条 市長は、条例第3条第5項に掲げるもののほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、これを解任することができる。

(1) 会議の運営に支障を来すとき。

(2) 職務を怠り、又は職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないとき。

(3) 公共的団体における役職により任命された委員が、その役職を離れたとき。

(専門部会の設置)

第7条 審議会に、専門の事項を調査検討するため専門部会を設置することができる。

(組織)

第8条 前条に規定する専門部会（以下「専門部会」という。）は、調査検討する事項ごとに組織する。

2 専門部会を組織する者（以下「部会員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

(1) 審議会の委員

(2) 条例第4条に規定する臨時委員

(3) 条例第5条に規定する専門委員

3 部会員が欠けた場合は、市長は、補欠の部会員を指名することができる。

(設置期間)

<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和45年3月26日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和48年6月26日条例第59号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月27日条例第26号） この条例の施行日は、平成12年4月1日とする。</p> <p>附 則（平成14年12月24日条例第41号抄） (施行期日)</p> <p>1 この条例中第11条の規定は公布の日から、その他の規定は平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年10月15日条例第58号）</p>	<p>第9条 専門部会を設置する期間は、その調査検討する事項が終了するまでとする。</p> <p>(部会長)</p> <p>第10条 専門部会に部会長を置き、市長が部会員のうちから選任する。</p> <p>2 部会長は、専門部会の事務を総理する。</p> <p>3 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。</p> <p>(専門部会の会議)</p> <p>第11条 専門部会の会議は、市長の要請により部会長が招集し、部会長が議長となる。</p> <p>(関係行政機関の職員の出席)</p> <p>第12条 部会長は、専門部会において必要があると認めるときは、その会議に関係行政機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第13条 専門部会は、調査検討した事項について、審議会に報告するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 審議会の庶務は、建設部地域計画課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年11月8日規則第15号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から施行日の前日において現に委員に任命されている者の任期の満了する日のうち施行日以降最初に到来する日までの間に任命される委員の任期は、この条例による改正後の飯田市都市計画審議会条例第3条第2項の規定にかかわらず、当該到来する日までとする。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 24 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 5 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。



■ 飯田市土地利用基本条例及び同規則

条 例	規 則
<p style="text-align: center;">飯田市土地利用基本条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月30日 飯田市条例第15号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、飯田市における土地の利用に関する基本理念、基本原則及び基本的な方針等を定めることにより、市域の土地の特性に応じた適正かつ合理的な土地の利用を図り、もって市民生活の向上並びに地域の経済及び社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 土地は、現在及び将来における市民のための貴重な資源であるとともに、生活、生産その他諸活動における社会共通の基盤であることから、公共の福祉が優先され、豊かな自然環境が保全されるよう、その利用がなされなければならない。</p> <p>2 土地は、地域の自然、歴史、文化、経済及び社会と密接に関連するものであることから、地域住民の意向を踏まえ、適正な制限の下にこれらの調和を図られ、地域の特性と個性の伸長に資するよう、その利用がなされなければならない。</p> <p>3 土地は、その周辺の土地と相互に一体として構成され、存在するものであり、かつ、市民の共通の資産であることから、市民参加により策定された土地利用に関する計画に基づき、関係者相互の理解と協力の下に適正に誘導され、周辺の土地の利用との調和が図られるよう、その利用がなされなければならない。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第3条 土地は、将来この地に暮らす人々に引き継がれるものであることから、その利用については、現在の豊かさが将来の豊かさにつながるよう、その持続可能性の保持と環境負荷の低減が図られなければならない。</p> <p>2 土地は、市民が安心して暮らすための基盤であることから、その利用については、地形や地質等の特性が配慮され、自然の節理に反した土地の利用が控えられること等により、市民の生活の安全及び安心を確保することを旨として行われなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">飯田市土地利用基本条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月30日 飯田市規則第39号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</p>

3 土地は、市民が快適な生活を営むための基盤であることから、その利用については、自然との共生、水と緑の保全及び創出並びに公害の防止等環境の保全を旨として行われなければならない。

4 土地は、市民の経済活動及び社会活動の基盤であることから、その利用については、地域の経済及び社会の活性化に資するよう、市民、事業者及び市により一体的な取組がなされなければならない。

5 土地は、地域のきずな、伝統行事、風土及び風景を育んできたふるさとであることから、その利用については、地域固有の伝統及び文化が尊重され、継承されるよう、配慮がなされなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）及び前条に規定する基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、土地の利用に関する総合的な施策を市民の参加を得て策定し、実施するものとする。

2 市は、基本理念及び基本原則の普及及び啓発に努め、土地の利用に関する情報を提供し、地域住民によるまちづくりを支援するものとする。

(土地所有者の役割)

第5条 土地所有者は、自ら所有する土地の利用が周辺の土地の利用に大きな影響を与えることを認識し、その土地の利用に当たっては、基本理念及び基本原則にのっとり、周辺の土地の利用と調和するよう努めるとともに、市の施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、土地の利用に当たっては、地域住民その他の関係者に対して情報の提供を行うよう努めるとともに、基本理念及び基本原則にのっとり、市の施策及び地域が一体となって行うまちづくりに協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、土地の利用に当たっては、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、土地の利用に係る紛争が生じたときは、相手の立場を尊重し、自主的に解決するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、基本理念及び基本原則にのっとり、地域が一体となって行うまちづくりに積極的に参加し、市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、土地の利用に係る紛争が生じたときは、相手の立場を尊重し、

自主的に解決するよう努めなければならない。

(土地利用基本方針)

第8条 市は、適正かつ合理的な土地の利用の推進を図るため、市域の土地の利用に関する基本的な方針（以下「土地利用基本方針」という。）を定めるものとする。

2 土地利用基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 都市の目指すべき基本的な方向を示すための都市づくりの理念及び目標で規則で定めるもの

(2) 目指す都市の姿を実現するための都市の整備に関する方針で規則で定めるもの

(3) 市域における土地の利用に関する基本的な計画（以下「土地利用基本計画」という。）

3 土地利用基本計画は、土地利用の基本的な方針を明らかにするため、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市域における区域が次に掲げる地域のいずれに該当するかを示すもの  
ア 市街地における良好な環境の整備又は保全を目的とした土地利用の用途に供するための市街地形成地域

(土地利用基本方針)

第3条 条例第8条第2項第1号の規則で定める都市づくりの理念及び目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市の目指すべき基本的な方向を示すための都市づくりの理念
- (2) 都市づくりの理念を端的に示すための目指す都市の姿
- (3) 目指す都市の姿を実現するための都市づくりの目標
- (4) 都市づくりの理念、目指す都市の姿及び都市づくりの目標を実現するための目指す都市の構造

2 条例第8条第2項第2号の規則で定める都市の整備に関する方針は、次に掲げる方針とする。

- (1) 都市の整備に関する方針
- (2) 都市施設の整備に関する方針
- (3) 防災都市づくりに関する方針
- (4) 緑の育成に関する方針
- (5) 景観の育成に関する方針
- (6) その他都市づくりに関する方針

3 土地利用基本方針には、条例第8条第2項の規定により定める事項を実現するための方策を定めるものとする。

(土地利用基本計画)

第4条 条例第8条第3項第1号アからオまでの地域は、次の各号に規定する地域とする。

- (1) 市街地形成地域 主として、市街地の形成と都市的土地利用の推進を図る必要がある地域として、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項に規定する長野県土地利用基本計画（以下「長野県土地利用基本計画」という。）の都市地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）

<p>イ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条に規定する農用地等（以下「農用地等」という。）若しくは良好な営農環境の整備又は保全を目的とした土地利用の用途に供するための農村集落地域</p> <p>ウ 豊かな自然環境の保全を目的とした土地利用の用途に供するための緑の環境保全地域</p> <p>エ 土地利用の用途が混在し、又は混在するおそれがある地域であって、当該地域の特性に応じた土地利用の方針を定め、適正な土地の利用を誘導する土地利用誘導地域</p> <p>オ アからエまでのいずれかに属する地域であって、当該地域における将来の土地利用の方針が法令又は他の条例の規定に基づく土地利用に関する計画との調和が保たれない地域として、当該土地利用の方針とその土地利用に関する計画との調整を必要とする土地利用調整地域</p> <p>(2) 前号により定めた各地域における土地利用の基本的な方針</p>	<p>(2) 農村集落地域 主として、農用地等として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興及び農村集落の環境の保全を図る必要がある地域として、長野県土地利用基本計画の農業地域のうち、次号の緑の環境保全地域及び第4号の土地利用誘導地域を除く地域</p> <p>(3) 緑の環境保全地域 豊かな自然環境の保全又は利用を図る必要がある地域で、次に掲げるもの</p> <p>ア 主として、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域として、長野県土地利用基本計画に定める森林地域</p> <p>イ 主として、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域として、長野県土地利用基本計画に定める自然公園地域</p> <p>ウ 主として、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第3条第1項に規定する緑地（以下「緑地」という。）が一定規模集団で存する地域であり、かつ、飯田市環境保全条例（昭和49年飯田市条例第10号）第22条第1項の規定により指定された保全地区</p> <p>エ 主として、保全すべき緑地が一定規模集団で存する地域</p> <p>(4) 土地利用誘導地域 主として、農業的土地利用と都市的土地利用の調整を図るべき地域として、長野県土地利用基本計画に定める農業地域のうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）以外の土地の区域が一定規模集団で存する地域</p> <p>(5) 土地利用調整地域 第1号から前号までのいずれかに属する地域であって、当該地域における将来の土地利用の方針が法令又は他の条例の規定に基づく土地利用に関する計画との調和が保たれない地域</p> <p>2 前項第5号の土地利用調整地域を定めるときは、あらかじめ、当該地域における土地利用の調整後に予定する土地利用の概ねの方針を定めるものとする。</p> <p>3 条例第8条第2項第3号の土地利用基本計画を定めるときは、第1項各号に掲げる地域を表示する縮尺25,000分の1以上の地形図（以下「土地利用基本計画図」という。）を作成するものとする。</p> <p>4 第1項第3号の緑の環境保全地域を土地利用基本計画図に表示する場</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

合においては、同号イからエまでの地域の別を表示するものとする。

4 土地利用基本方針は、飯田市自治基本条例(平成18年飯田市条例第40号)第3条第9号に規定する基本構想及び国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第1項の規定による市域における国土の利用に関する計画に即したものでなければならない。

5 土地利用基本方針のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画(以下「都市計画」という。)に関する部分については、同法第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針として定められたものとする。

6 土地利用基本方針は、法令又は他の条例の規定に基づく土地利用に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

第9条 市は、地域の特性及び個性を伸長する土地の利用を推進する必要があるときは、土地利用基本方針に、地方自治法第202条の4第1項の規定による地域自治区(以下「地域自治区」という。)の土地の区域の全部又はその一部について、当該区域について定める土地の利用に関する方針(以下「地域土地利用方針」という。)を定めることができる。この場合において、地域土地利用方針は、市全域について定める土地利用基本方針に即したものでなければならない。

2 地域土地利用方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域土地利用方針の名称
- (2) 地域土地利用方針の土地の区域
- (3) 目指すべき地域づくりの目標で規則で定めるもの

(4) 地域づくりの方針(都市計画法第11条第1項各号に規定するものに関する事項を除く。)で規則で定めるもの

(地域土地利用方針)

第5条 条例第9条第2項第3号の規則で定める目指すべき地域づくりの目標は、次に掲げるものを定めるものとする。

- (1) 地域づくりの目標
- (2) 地域づくりの目標を端的に示すための目指す地域の姿

2 条例第9条第2項第4号の規則で定める地域づくりの方針は、次に掲げる方針のうち地域づくりの推進のために必要なものを定めるものとする。

- (1) 地域の土地の利用に関する方針
- (2) 防災地域づくりに関する方針
- (3) 地域の緑の育成に関する方針
- (4) 地域の景観の育成に関する方針
- (5) 土地利用を担う多様な主体の育成に関する方針
- (6) その他地域づくりに関する方針

3 前項に定めるもののほか、市は、地域土地利用方針において当該区域における土地利用の方針を明らかにする必要があると認めるときは、当該区域における土地の利用に関する計画（以下「地域土地利用計画」という。）を定めるものとする。この場合において、地域土地利用計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該区域の土地が次に掲げる地区のいずれかに該当するかを示すもの（当該区域の土地の特性及び個性を伸長するために必要な場合に限る。）

ア 市街地における良好な商業及び業務を行うための環境の整備又は保全を目的とした土地利用の用途に供するための商業業務環境保全地区

イ 市街地若しくは農村集落における良好な住環境の整備又は保全を目的とした土地利用の用途に供するための住環境保全地区

ウ 農用地等若しくは良好な営農環境の整備又は保全を目的とした土地利用の用途に供するための農業環境保全地区

エ 良好な工業及び業務を行うための環境の整備又は保全を目的とした土地利用の用途に供するための工業業務環境保全地区

オ 豊かな自然環境の保全を目的とした土地利用の用途に供するための緑の環境保全地区

(地域土地利用計画)

第6条 条例第9条第3項第1号アからクまでの地区は、次の各号に規定する地区とする。

(1) 商業業務環境保全地区 良好な商業及び業務を行うための環境の整備又は保全を図る必要がある地区として、主として、用途地域のうち、商業地域若しくは近隣商業地域又は将来に商業及び業務の集積を図るべき地区（農用地区域を除く。次号及び第4号から第6号までにおいて同じ。）

(2) 住環境保全地区 良好な住環境の整備又は保全を図る必要がある地区として、主として、用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域又は現に住宅が集団で存し、若しくは将来住宅が集団で存することを予定する地区

(3) 農業環境保全地区 農用地等若しくは良好な営農環境の整備又は保全を図る必要がある地区として、主として、総合的に農業の振興及び農村集落の環境の保全を図るべき地区、農用地区域又は農用地区域に編入する農用地等が存する地区

(4) 工業業務環境保全地区 良好な工業及び業務を行うための環境の整備又は保全を図る必要がある地区として、主として、用途地域のうち工業地域若しくは工業専用地域又は工業団地として整備する地区

(5) 緑の環境保全地区 豊かな自然環境の保全又は利用を図る必要がある地区として、次に掲げる地域又は地区

ア 主として、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地区として、長野県土地利用基本計画に定める森林地域

イ 主として、優れた自然の風景地で、その保護又は利用の増進を図る必要がある地区として、長野県土地利用基本計画に定める自然公園地域

ウ 主として、緑地が一定規模集団で存する地区であり、かつ、飯田

- カ 土地利用の用途が混在し、又は混在するおそれがある地区であって、当該地区の特性及び個性に応じた土地利用の方針を定め、当該地区の将来像に調和する土地の利用を誘導する地区又はアからオまでの地区以外の特定の土地利用の用途に供する地区である特定土地利用地区
- キ アからカまでの地区であって、良好な保育若しくは教育環境の整備又は保全を目的とした土地利用の用途に供するための子育て教育環境保全地区
- ク アからキまでの地区であって、当該地区における将来の土地利用の方針が法令又は他の条例の規定に基づく土地利用に関する計画との調和が保たれない地区として、当該土地利用の方針とその土地利用に関する計画との調整を重点的に推進する必要がある土地利用計画推進重点地区

- (2) 前号により定めた各地区における土地利用の目標として次に掲げる事項のうち必要なもの
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物

- 市環境保全条例第22条第1項の規定により指定された保全地区
- エ 主として、保全すべき緑地が一定規模集団で存する地区
- (6) 特定土地利用地区 主として、農業的土地利用と都市的土地利用の調整を図るべき地区として、長野県土地利用計画の農業地域のうち、農用地区域以外の土地の区域が一定規模集団で存する地区又は第1号から前号まで以外の特定の土地の利用を目的とする地区
- (7) 子育て教育環境保全地区 第1号から前号までの地区であって、良好な保育若しくは教育環境の整備又は保全を図る必要がある地区として、主として、保育園、幼稚園若しくは学校の周辺地区又は図書館その他文教施設の集積する地区
- (8) 土地利用計画推進重点地区 第1号から前号までの地区であって、当該地区における将来の土地利用の方針が法令又は他の条例の規定に基づく土地利用に関する計画との調和が保たれない地区

- 2 条例第9条第3項の地域土地利用計画を定めるときは、次に掲げるものを表示する縮尺2,500分の1以上の地形図（以下「地域土地利用計画図」という。）を作成するものとする。ただし、縮尺2,500分の1の地形図が存在しない場合においては、最大の縮尺の地形図を用いることができるものとする。
- (1) 前項各号に掲げる地区の区域及びその名称（前項第6号の地区を表示する場合は、当該地区の特定の土地利用の目的を表す名称とする。）
- (2) 前項各号に掲げる地区ごとの土地利用の目標
- 3 第1項第5号の緑の環境保全地区を前項の地域土地利用計画図に表示する場合にあっては、同号イからエまでの地域又は地区の別を表示するものとする。
- 4 第1項第8号の土地利用計画推進重点地区を定めるときは、あらかじめ、当該地区における土地利用の調整後に予定する土地利用の概ねの方針を定めるものとする。この場合において、調整後の条例第9条第3項第2号アからクまでに掲げる土地利用の目標をその必要に応じて定めるものとする。

<p>(以下「建築物」という。)の敷地、位置、規模、構造、用途、建築設備又は形態意匠に関する事項</p> <p>イ 土地に定着する工作物(建築物を除く。以下同じ。)の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する事項</p> <p>ウ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項</p> <p>エ 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項</p> <p>オ 農用地等の保全又は利用に関する事項</p> <p>カ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他土地の形質の変更に関する事項</p> <p>キ 建築物、工作物又は土地の維持若しくは管理に関する事項</p> <p>ク その他適正かつ合理的な土地利用の推進に関する事項</p> <p>4 前項第2号の規定により地域土地利用計画に定められた土地利用の目標のうち、当該地区の土地利用の目標を達成するために都市計画法その他の法令若しくは他の条例の規定に基づく規制又は制限を活用する必要があるものは、都市計画法その他の法令若しくは他の条例の規定に基づく土地利用に関する計画に規制又は制限として定めるものとし、これ以外のものであって土地利用を誘導すべき事項については、当該地区の土地利用の誘導基準(規則で定めるものに限る。)として前項第1号に掲げる地区ごとに定めるものとする。</p>	<p>5 条例第9条第4項の規則で定める誘導基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定による飯田市景観計画に定めるべき事項を除くものであること。</p> <p>(2) 条例第9条第3項第2号ア及びイに関する誘導基準は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア 建築物は、その用途に応じて、建築物の階数、構造及び規模等について、振動、騒音、悪臭その他公衆衛生又は環境等に関し、周辺に及ぼす影響を最小限にするための措置を講じ、一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めるものであること。</p> <p>イ 工作物は、その用途に応じて、工作物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めるものであること。</p> <p>(3) 条例第9条第3項第2号キに関する誘導基準は、災害の防止、衛生及び環境の保全、交通の安全又は緩和その他周辺の土地利用との調整について定めるものであること。</p> <p>(4) 前2号に掲げるもののほか、当該地区の個性及び特性の伸長に資するものとなるように定めるものであること。この場合において、当該誘導基準は、建築物、工作物又は土地の利用について条件を付するものとし、当該条件は、建築物、工作物又は土地の利用を不当に制限するものでないよう定めるものであること。</p> <p>6 地域土地利用計画図には、第2項各号に定めるもののほか、都市計画</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(土地利用基本方針の策定の手続)

第10条 市は、土地利用基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市民及び土地利用基本方針に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるものとする。

2 市は、土地利用基本方針のうち、地域土地利用方針を策定しようとする場合においては、当該地域土地利用方針に係る地域自治区の住民の参加を得て策定するものとする。

3 市は、土地利用基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、土地利用基本方針の対象となる土地の区域に係る地域協議会（地方自治法第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

4 市は、土地利用基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、飯田市土地利用計画審議会条例（平成19年飯田市条例第14号）の規定に基づく飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。この場合において、都市計画に関する部分については、飯田市

法第4条第7項に規定する市街地開発事業の地区、同条第9項に規定する地区計画等（以下「地区計画等」という。）の地区、長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項に規定する景観育成住民協定（第8条第1項第3号において「住民協定」という。）の地区、飯田市土地利用調整条例（平成19年飯田市条例第39号）第27条第1項の協定の地区その他の地区を、当該地域土地利用方針の推進の必要に応じて表示するものとする。

(土地利用基本方針の策定の手続)

第7条 条例第10条第1項の規定による市民及び土地利用基本方針に関係を有する者の意見を求めるための必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該定めようとする土地利用基本方針の案（以下「土地利用基本方針の案」という。）をインターネットを利用して30日間表示すること。
- (2) 市長の指定する場所及び当該土地利用基本方針の案の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条に規定するものをいう。第6項において同じ。）において、当該土地利用基本方針の案を30日間公衆の縦覧に供すること。

2 市長は、条例第10条第3項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び当該土地利用基本方針の案を、当該地域協議会の長に送付するものとする。この場合において、当該土地利用基本方針の案によって土地利用に影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会にも趣意書及び土地利用基本方針の案を送付して、その意見を聴くものとする。

3 前項の規定により土地利用基本方針の案の送付を受けた地域協議会の長は、当該土地利用基本方針の案について意見を述べようとするときは、当該土地利用基本方針の案に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。

4 市長は、条例第10条第4項の規定により飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴こうとするときは、前項の規定による地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。以下、審議会の意見を聴く場合における地域協議会の意見について同じ。）及び土地利

都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づく飯田市都市計画審議会の意見を聴くものとする。

- 5 市は、前項の場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、飯田市農業振興地域整備推進審議会条例（昭和54年飯田市条例第3号）の規定に基づく飯田市農業振興地域整備推進審議会又は森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項に規定する森林整備計画に係る団体の意見を聴くものとする。
- 6 市は、土地利用基本方針を定めたときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 7 前各項の規定は、土地利用基本方針の変更（規則で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

（地域住民等による申出）

第11条 市域のうち、一体として適正かつ合理的な土地利用を推進すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって規則で定める規模以上のものについて、土地所有者等（当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使

用基本方針の案を提出して、審議会の意見を聴くものとする。

- 5 市長は、条例第10条第4項の規定により飯田市都市計画審議会の意見を聴こうとするときは、第3項の規定による地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。）及び土地利用基本方針の案を提出して、飯田市都市計画審議会の意見を聴くものとする。
- 6 条例第10条第6項の規定による公表は、飯田市公告式条例（昭和31年飯田市条例第3号）の例により行うものとし、かつ、土地利用基本方針の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に、当該土地利用基本方針の図書の写しを送付するものとする。
- 7 前項の土地利用基本方針の図書又はその写しは、市長の指定する場所において、公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該土地利用基本方針の図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。
- 8 第1項から前項までの規定は、条例第10条第7項の規定による土地利用基本方針の変更について準用する。この場合において、第1項中「定めようとする」とあるのは「変更しようとする」と読み替えるものとする。
- 9 条例第10条第7項の規則で定める軽易な変更は、次に掲げる変更とする。
- (1) 地名の変更その他条例第8条第2項各号並びに条例第9条第2項各号及び第3項の規定により定めた事項に影響を及ぼさない変更
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が市民及び土地利用基本方針に関係を有する者の意見を求める必要があると認める変更以外の変更（土地利用基本方針の申出に係る一団の土地の区域の規模等）
- 第8条 条例第11条第1項の規則で定める一団の土地の区域の規模は、0.5ヘクタールとする。ただし、次に掲げる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。
- (1) 景観法第81条第1項に規定する景観協定（以下「景観協定」という。）

用のために設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。)は、一人で、又は数人が共同して、市に対し、土地利用基本方針の策定又は変更を申し出ることができる。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくり委員会(地域自治区において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等をいう。以下この条及び第15条第3項において同じ。)若しくは規則で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、市に対し、土地利用基本方針の策定又は変更を申し出ることができる。ただし、まちづくり委員会にあってはその活動する土地の区域、規則で定める団体にあっては当該団体に係る土地の区域に限る。

3 前2項の規定による申出(以下「方針の申出」という。)は、当該方針の申出に係る土地利用基本方針の素案を添えて、規則で定めるところにより行わなければならない。この場合においては、当該土地利用基本方針の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を添えなければならない。

4 方針の申出に係る土地利用基本方針の素案の内容は、基本理念及び基本原則に基づいた内容であるとともに、法令又は他の条例の規定に基づく土地利用に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

(方針の申出に対する市の判断)

第12条 市は、方針の申出が行われたときは、遅滞なく、当該方針の申出を踏まえて土地利用基本方針の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該土地利用基本方針の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、当該土地利用基本方針の素案の対象となる土地の区域に係

の目的となる土地の区域

(2) 地区計画等の土地の区域

(3) 住民協定の目的となる土地の区域

2 条例第11条第2項の規則で定める団体は、次の各号に定めるものとする。

(1) 景観協定に係る飯田市景観条例(平成19年飯田市条例第41号)第37条第1項の規定による認定を受けた団体

(2) 地区計画等に係る飯田市景観条例第37条第1項の規定による認定を受けた団体

(3) 住民協定に係る飯田市景観条例第37条第1項の規定による認定を受けた団体

(方針の申出の方法)

第9条 条例第11条第3項の規定による申出は、土地利用基本方針(策定・変更)申出書(様式第1号)に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出することにより行うものとする。この場合において、当該申出に係る素案の内容が、2以上の地域自治区の土地の区域に係るものであるときは、市長の指示に従うものとする。

(1) 当該方針の申出に係る土地利用基本方針の素案で次に掲げるもの

ア 土地利用基本方針又は条例第9条第1項の地域土地利用方針に関する素案 文書又はその概要を示す図面

イ 地域土地利用計画に関する素案 地域土地利用計画図と同じ縮尺の図面及び当該地区に関する条例第9条第2項、第3項及び第4項に関する事項

(2) 前号の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の当該素案に関する意見書

る地域協議会の意見を聴くものとする。

(方針の申出を踏まえた土地利用基本方針の案の審議会への付議)

第13条 市は、前条の規定により方針の申出を踏まえて土地利用基本方針の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該方針の申出に係る土地利用基本方針の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、審議会に対し、当該方針の申出に係る土地利用基本方針の素案を提出しなければならない。

(方針の申出を踏まえた土地利用基本方針の策定等をしない場合にとるべき措置)

第14条 市は、第12条の規定により同条の判断をした結果、方針の申出を踏まえて土地利用基本方針の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該方針の申出をした者及び当該方針の申出の対象となる土地の区域に係る地域協議会に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該土地利用基本方針の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会に当該土地利用基本方針の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(土地利用に関する指導等)

第15条 市長は、地域土地利用計画が策定された土地の区域内において、土地の利用又は建築物若しくは工作物の維持若しくは管理（以下「土地利用等」という。）に関して、適正かつ合理的な土地利用等が行われておらず、かつ、周辺の土地利用等に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、当該地区の地域土地利用計画に照らして、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止し、又は適正かつ合理的な土地利用等を推進するため必要があると認める限度において、当該土地又は建築物若しくは工作物の所有者又は管理者その他土地利用等に関係する者に対し、とるべき必要な措置について指導又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による指導又は勧告をしようとする場合において

(方針の申出を踏まえた土地利用基本方針の策定等をしない場合の手続)

第10条 第7条第2項から第4項までの規定は、条例第14条第2項の規定により地域協議会及び審議会の意見を聴く場合について準用する。この場合において、第7条第2項中「条例第10条第3項」とあるのは「条例第14条第2項」と、「土地利用基本方針の案」とあるのは「方針の申出に係る土地利用基本方針の素案」と、「土地利用基本方針の案」とあるのは「土地利用基本方針の素案」と、同条第3項中「土地利用基本方針の案」とあるのは「土地利用基本方針の素案」と、同条第4項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第14条第2項」と、「土地利用基本方針の案」とあるのは「土地利用基本方針の素案」と読み替えるものとする。

(土地利用に関する指導等)

第11条 条例第15条第1項の指導又は勧告は、当該指導又は勧告の対象となる土地利用等が当該地域について定められた地域土地利用計画の推進に著しい支障となっていることが明らかであり、かつ、合理的に必要なと認められる限度において行うことができるものとする。この場合において、当該土地利用等を不当に制限することとならないようにするものとする。

2 第7条第2項から第4項までの規定は、条例第15条第2項の規定によ

は、あらかじめ、当該指導又は勧告の対象となる土地又は建築物若しくは工作物が存する土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 まちづくり委員会は、当該まちづくり委員会が活動する土地の区域について定められた地域土地利用方針を推進するため必要があると認めるときは、当該地域における第1項のとるべき必要な措置について、市長に申し出ることができる。この場合においては、規則で定めるところにより、当該申出に係る素案を添えて行わなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月30日条例第81号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

り地域協議会及び審議会の意見を聴く場合について準用する。この場合において、第7条第2項中「条例第10条第3項」とあるのは「条例第15条第2項」と、「土地利用基本方針の案」とあるのは「指導又は勧告しようとする措置の案」と、同条第3項中「土地利用基本方針の案」とあるのは「指導又は勧告しようとする措置の案」と、同条第4項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第15条第2項」と、「土地利用基本方針の案」とあるのは「指導又は勧告しようとする措置の案」と読み替えるものとする。

- 3 条例第15条第3項の規定による申出は、土地利用等に関する措置の申出書(様式第2号)に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 申出に係る土地利用等の位置を示す図面等
- (2) 当該土地利用等に係る適正かつ合理的な土地利用等を図るための措置に関する素案
- (3) 当該土地利用等が当該土地の区域について定められた地域土地利用計画の推進を著しく阻害している事実を示す図書及びその写真
- (4) 当該まちづくり委員会における当該土地利用等に関する協議の内容を記載した図書
- (5) その他市長が必要と認める図書等

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月7日規則第62号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。



■ 飯田市土地利用調整条例及び同規則

条 例	規 則
<p style="text-align: center;">飯田市土地利用調整条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年6月26日 飯田市条例第39号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 行為の制限等</p> <p>    第1節 禁止行為（第3条）</p> <p>    第2節 行為の制限等（第4条—第9条）</p> <p>第3章 特定開発事業等</p> <p>    第1節 特定開発事業等の事業着手の手続等（第10条—第15条）</p> <p>    第2節 特定開発事業等の基準（第16条—第26条の2）</p> <p>第4章 農用地等の保全等に関する協定（第27条・第28条）</p> <p>第5章 雑則（第29条—第33条）</p> <p>第6章 補則（第34条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則</p> <p>        （目的）</p> <p>第1条 この条例は、飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号。以下「基本条例」という。）第2条の基本理念及び第3条の基本原則に基づき、土地利用の調整に関し必要な事項を定めることにより、市域の土地の特性に応じた適正かつ合理的な土地利用の推進を図るとともに、基本条例第8条第1項の土地利用基本方針の達成を図り、もって市民生活の向上並びに地域の経済及び社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>    （定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例による。</p> <p>    第2章 行為の制限等</p> <p>        第1節 禁止行為</p> <p>            （禁止行為）</p>	<p style="text-align: center;">飯田市土地利用調整条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月7日 飯田市規則第57号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 行為の制限等（第3条—第15条の2）</p> <p>第3章 特定開発事業等</p> <p>    第1節 特定開発事業等の事業着手等の手続等（第16条—第19条）</p> <p>    第2節 特定開発事業等の基準（第20条—第27条）</p> <p>第4章 農用地等の保全等に関する協定（第28条—第30条）</p> <p>第5章 雑則（第31条—第34条）</p> <p>第6章 補則（第35条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則</p> <p>        （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、飯田市土地利用調整条例（平成20年飯田市条例第39号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>    （定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</p> <p>    第2章 行為の制限等</p>

第3条 何人も、サーチライト、レーザー光線発光装置その他の装置を用いて強力な光束その他これらに類する光を継続し、又は断続して天空に向けて放ち、当該行為による光を不特定多数の者が望見できる行為をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令の規定に基づく場合
- (2) 災害、事故、その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (3) 祭典等の催事において一時的に行われる場合
- (4) 教育、試験又は研究のために一時的に行われる場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認める場合

第2節 行為の制限等

(届出及び勧告等)

第4条 市域において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替（以下「建築等」という。）

(届出の方法等)

第3条 条例第4条第1項又は第2項の規定による届出は、届出書（様式第1号）の正本及び副本並びに建築等計画概要書（様式第2号）2部を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書及び建築等計画概要書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きい場合、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

- (1) 条例第4条第1項第1号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書
  - ア 方位、道路及び目標となる地物を表示した付近見取図で縮尺2,500分の1以上のもの
  - イ 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物その他の施設と他の建築物の別、擁壁、合併処理浄化槽の位置、氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を表示した配置図で縮尺100分の1以上のもの
  - ウ 縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び室内設備を表示した各階平面図で縮尺100分の1以上のもの
  - エ 縮尺、開口部の位置及び外壁の構造を表示する2面以上の立面図で縮尺100分の1以上のもの
  - オ 縮尺、地盤面、各階の床及び天井の高さを表示する断面図で縮尺

(2) 土地に定着する工作物（建築物を除く。以下同じ。）の新設、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替（第7項第3号及び第10条第2号において「建設等」という。）

(3) 開発行為その他規則で定める行為

100分の1以上のもの

カ 排水施設計画の平面図（図面に雨水計算、集水面積、水路の系統図及び水利計算を記したもの）

キ 氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の構造及び能力を表示する図面で縮尺50分の1以上のもの

(2) 条例第4条第1項第2号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書  
ア 方位、道路及び目標となる地物を表示した付近見取図で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置、届出に係る工作物その他の施設と他の工作物の別、擁壁、塀又は柵の位置、氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の位置、土地の高低、工作物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を表示した配置図で縮尺100分の1以上のもの

ウ 各種構造物の設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺20分の1以上のもの

エ 縦断面図及び横断面図で縮尺250分の1以上のもの

オ 排水施設計画の平面図（図面に雨水計算、集水面積、水路の系統図及び水利計算を記したもの）

カ 氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の構造図及びその能力並びに放流の方法を表示する図面で縮尺50分の1以上のもの

キ 敷地の安全上必要な措置を明らかにする図書で縮尺250分の1以上のもの

(3) 条例第4条第1項第3号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書  
ア 方位、道路及び目標となる地物を表示した付近見取図で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 予定する建築物の用途、規模、計画戸数及びその位置並びに敷地内の各種構造物、氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設及び緑地の位置を表示する配置図で縮尺250分の1以上のもの

ウ 縦断面図及び横断面図で縮尺250分の1以上のもの

エ 各種構造物の設計図及び施行方法を明らかにする図面で縮尺20分の1以上のもの

オ 排水施設計画の平面図（図面に雨水計算、集水面積、水路の系統図及び水利計算を記したもの）

カ 氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の構造図及びその能力並び



2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が基本条例第8条第2項第3号の土地利用基本計画及び同条例第9条第3項の地域土地利用計画(第6条第2項及び第8条第1項において「地域土地利用計画」という。)並びに第16条に規定する特定開発事業等の基準(第5項及び第9条第2項において「行為の基準」という。)に適合しないと認めるときは、当該届出をした者(以下「開発事業者等」という。)に対し、当該届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを指導又は勧告することができる。この場合においては、基本条例第8条第3項第1号オの地域及び同条例第9条第3項第1号クの地区にあつては、規則で定める方針及び目標については適用しない。

4 前項の指導又は勧告は、第1項又は第2項の規定による届出のあった日から30日以内にしなければならない。

5 市長は、第1項又は第2項の規定による届出(第1項第1号から第3号までに規定するものであつて、当該届出の内容が行為の基準に適合しないもの又は適合するかどうか判断できないものに限る。)があつた場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項の期間内に第3項の規定による勧告をすることができない合理的な理由があるときは、90日を超えない範囲でその理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、開発事業者等に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

6 同一の者が第1項又は第2項の規定による届出に係る行為の完了前に当該行為の施行区域に接続して更に第1項各号に規定する同種の行為を行おうとするときは、これらの行為を一の行為とみなして、前各項の規定を適用する。

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

(平成19年飯田市規則第40号)第18条第1項の申出書(同規則第37条第1項の変更申出書を含む。)の提出があつた場合においては、第1項の規定にかかわらず、当該申出書の提出をもって条例第4条第1項又は第2項の規定による届出があつたものとみなす。

(変更の届出)

第4条 条例第4条第2項の規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(規則で定める方針及び目標)

第5条 条例第4条第3項の規則で定める方針及び目標は、飯田市土地利用基本条例施行規則(平成19年飯田市規則第39号。以下「基本条例施行規則」という。)第4条第2項の規定により定める方針並びに基本条例施行規則第6条第4項の規定により定める方針及び目標とする。

(行為の着手制限期間の延長の通知)

第6条 条例第4条第5項の規定による同条第4項の期間を延長する旨の通知は、行為の着手制限期間を延長する旨の通知書(様式第3号)を当該届出をした者に送付して行うものとする。

(適用除外)

<p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 仮設の建築物の建築等又は工作物の建設等</p> <p>(4) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更（規則で定める行為を除く。）</p> <p>(5) 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの          ア 農林漁業を営むために行うもの          イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの</p> <p>(6) 国の機関若しくは地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う行為</p> <p>(7) 法令の規定に基づき許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、規則で定めるもの</p> <p>(8) 第1項の届出を要する行為のうち、規則で定めるもの</p>	<p>第7条 条例第4条第7項第1号の規則で定める行為は、通常の管理行為、軽易な行為又は法令若しくはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為とする。</p> <p>2 条例第4条第7項第4号の規則で定める行為は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第3条第1号から第4号までに該当するものとする。</p> <p>（許可等を受けて行う行為）</p> <p>第8条 条例第4条第7項第7号の規則で定める行為は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）その他法令の規定に基づき行う行為で、条例第16条に規定する特定開発事業等の基準に相当する措置が講じられるものとする。</p> <p>（届出を要しない行為）</p> <p>第9条 条例第4条第7項第8号の規則で定めるものは、普通地域（景観計画区域（景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号の景観計画の区域をいう。）のうち、条例第4条第8項の土地利用特定地区以外の地域をいう。）内で行う行為のうち次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>(1) 条例第4条第1項第1号の規定による建築物の新築、増築、改築又は移転 当該行為に係る部分の建築面積が500平方メートルを超え、又は当該行為に係る部分の高さが10メートルを超えるもの</p> <p>(2) 条例第4条第1項第2号の規定による工作物の新設、増築、改築又は移転 当該行為に係る太陽光発電施設の太陽電池モジュールに係る部分の設置面積（第15条の2に定める算定方法により算定された面積をいう。）の合計が500平方メートルを超え、又は高さ（第15条の2に定める算定方法により算定された高さをいう。）が10メートルを超えるもの</p> <p>(3) 条例第4条第1項第3号の規定による開発行為 当該開発行為（自己の居住の用に供する目的で行うものを除く。）に係る土地の面積が500平方メートルを超え、又は住宅の用途に供する計画戸数が5を超えるもの</p> <p>(4) 条例第4条第1項第4号の規定による土地の形質の変更（前号の開発行為、土石の採取及び鉱物の掘採を除く。） 当該土地の形質の変更</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8 基本条例第9条第4項の土地利用の誘導基準が定められた地区（以下この条及び次条において「土地利用特定地区」という。）における前項第8号の規則で定めるものは、行為の種類及びその規模に応じて、土地利用特定地区ごとに定めるものとする。この場合において、土地利用特定地区以外の景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号の景観計画区域における第1項の届出を要するすべての行為が、その土地利用特定地区における当該届出を要する行為となるよう定めなければならない。

9 前項の規定により土地利用特定地区における届出を要する行為を定めようとする場合において、当該地区が飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）第4条第4項の景観育成特定地区（第1項各号に関する景観育成特定地区に限る。）の区域である場合にあっては、当該届出を要する行為が当該景観育成特定地区における届出を要する行為となるように定めなければならない。

（行為の周知等）

第4条の2 開発事業者等は、前条に規定する届出に係る行為を行う前に、当該届出に係る行為の対象となる地域の住民及び基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等に対して、当該行為に関して当該地域の住民及び当該土地所有者等に説明するための会合を開催することその他の方法により当該行為の周知に努めるものとする。

2 市長は、前項に規定する周知を行った開発事業者等に対し、規則で定めるところにより当該周知の内容に関し報告を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、開発事業者等が飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例（平成24年飯田市条例第30号）第9条第1項の規定により周知を行った場合は、第1項の規定による周知を行ったものとみなす。

（標識の設置）

第5条 開発事業者等のうち、土地利用特定地区内で行為を行う者は、第4条第1項又は第2項の規定による届出をしてから当該届出に係る行為が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該届出に係る行為を行う土地の区域内で、かつ、公衆に対し見やすい位置に当該行為の種類、規模その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

（地域協議会の長への通知）

第6条 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、

に係る土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

2 条例第4条第8項の規定により土地利用特定地区ごとに定める同条第7項第8号の規則で定めるものは、別表の左欄に掲げる土地利用特定地区について、同表の中欄に掲げる行為の種類に応じ、同表の右欄に規定するもの以外のものとする。

（行為の周知等）

第9条の2 開発事業者等は、条例第4条の2第1項に規定する周知を行った場合は、第3条第1項の届出書及び建築等計画概要書にその旨を記載するものとする。

2 市長は、条例第4条の2第2項の規定により報告を求めるときは、書面により開発事業者等に通知するものとする。

3 前項の報告は、開発事業者等が周知実施報告書（様式第3号の2）を市長に提出して行うものとする。

（標識の設置）

第10条 条例第5条の規定による標識は、別図第1号によるものとし、標識の材料は当該行為の完了予定日まで風雨に耐える材料で構成されるものでなければならない。

2 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行為を実施する区域

(2) 行為の着手予定日及び完了予定日

(3) 条例第4条第1項又は第2項の規定による届出をした日

（地域協議会の長への通知等）

第11条 条例第6条第1項の規定による通知は、届出受理通知書（様式第

その旨を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。以下同じ。）の長に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に関し地域土地利用計画の推進の見地から意見があるときは、規則で定めるところにより、市長に当該意見を述べることができる。

（説明会）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等（以下「地域住民等」という。）の意見を聴く必要があると認めるときは、説明会（当該通知に係る行為に関して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。）を開催すべき旨を、当該通知に係る開発事業者等に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を踏まえて説明会の開催が必要であると認めるときは、当該通知に係る開発事業者等に、規則で定めるところにより、当該説明会の開催を要請するものとする。

- 3 開発事業者等は、説明会の開催の要請があった場合は、当該要請を受けた日から2週間以内に、自己の負担において、規則で定めるところにより、当該説明会を開催しなければならない。

- 4 第1項の地域住民等の範囲は、当該開発事業者等と当該説明会の開催をすべき旨を申し出た地域協議会の長とが協議して定めるものとする。

4号)を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うとともに、当該届出に係る第3条第1項の規定による建築等計画概要書及び同条第2項の規定により添付する図書を、当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）の長に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、市長が別に定める団体（当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る団体に限る。）の長にも届出受理通知書を送付するものとする。

- 2 地域協議会の長は、条例第6条第2項の規定により意見を述べる場合は、市長が別に指定する日までに限り行うことができるものとする。この場合においては、意見書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（説明会）

第12条 条例第7条第1項の規定による説明会の開催の申出は、前条第2項の意見書にその旨を記載して行うものとする。

- 2 条例第7条第2項の規定による説明会の開催の要請は、説明会開催要請書（様式第6号）を当該開発事業者等に送付して行うものとする。

- 3 条例第7条第3項の規定による説明会は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 説明会は、あらかじめ、次に掲げる事項を報道機関その他により一般に周知して行うものであること。

ア 説明会を行う日時及び場所

イ 条例第7条第4項の地域住民等の範囲

ウ イに規定する者に、説明会への出席を求める旨

(2) 地域住民等について、一の説明会場において合同で行う説明会とするものであること。

(3) 説明会は、次に掲げる事項について当該説明会に出席した地域住民等に説明するものであること。

5 開発事業者等は、説明会を開催した場合は、当該説明会を開催した日から起算して2週間以内に、当該説明会の開催状況を、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

6 市長は、適正かつ合理的な土地利用を推進するため必要があると認めるときは、当該開発事業者等又は地域住民等に対し、再説明会の開催その他の講ずべき措置について指導又は助言することができる。

7 第2項の規定により説明会の開催を要請された開発事業者等が、正当な理由がないにもかかわらず、説明会を開催しない場合においては、市長は、当該開発事業者等に対し、規則で定めるところにより、当該説明会を開催するよう命令することができる。

ア 条例第4条第1項又は第2項の届出に係る行為の場所及び規模

イ 条例第4条第1項又は第2項の届出に係る行為の概要

ウ 条例第4条第1項又は第2項の届出に係る行為の内容、期間、方法及び当該行為が周辺的生活環境に及ぼす影響

エ 条例第4条第1項又は第2項の届出に係る行為の完了後に、当該行為が周辺的生活環境に及ぼす影響

(4) 条例第4条第1項又は第2項の届出に係る行為の概要を当該地域住民等に周知するために十分な説明を行うものであること。

(5) 質疑及び応答を行うものであること。

4 前項各号の規定にかかわらず、説明会は、行為の種類又は規模等に応じて地域協議会の長と開発事業者等が協議して定める方法で行うことができるものとする。

5 条例第7条第5項の規定による報告は、説明会開催報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

(1) 説明会において説明した第3項第3号に掲げる事項に関する図書

(2) 説明会において説明に用いた図書の写し

(3) 説明会に出席した地域住民等の氏名及び住所（法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）を記載した図書

(4) 前号に掲げる者の代理者の場合は、その者の氏名及び住所を記載した図書

(5) 質疑及び応答の経過を示す書類

6 条例第7条第7項の規定による命令は、説明会開催命令書（様式第8号）を当該開発事業者等に送付して行うものとする。

7 飯田市都市計画法施行条例施行規則第23条（同規則第40条において準用する場合を含む。）の規定による説明会及び同規則第30条（同規則第41条において準用する場合を含む。）の規定による説明会の報告は、条例第7条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会の報告を兼ねることができるものとする。

(勧告の手続等)

第8条 市長は、第4条第3項の規定による勧告（地域土地利用計画の推進に重大な影響を与えるものとして規則で定めるものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、飯田市土地利用計画審議会条例（平成19年飯田市条例第14号）の規定に基づく飯田市土地利用計画審議会（次項において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、第4条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与え、及び審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告の手続)

第13条 市長は、条例第4条第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る行為の計画が当該行為の対象となる土地に適用される飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号。以下「基本条例」という。）第9条第4項に規定する土地利用の誘導基準（以下「誘導基準」という。）又は条例第16条に規定する特定開発事業等の基準に照らし、当該誘導基準又は特定開発事業等の基準に適合するかどうかを判断し、条例第4条第3項の勧告をする必要があると認めるときは、同項の規定に従い、当該届出をした者に対し、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告するものとする。この場合において、適正かつ合理的な土地利用の推進に及ぼす影響が軽微であると認めるとき又は基本条例第8条第3項第2号若しくは基本条例第9条第2項第4号の方針若しくは基本条例第9条第3項第2号の目標に基づくものであるときは、勧告に替えて、当該届出をした者に対し、必要な措置をとるよう指導することができるものとする。

2 前項の規定による勧告又は指導は、勧告書（様式第9号）又は指導書（様式第10号）を当該届出をした者に送付して行うものとする。

3 条例第8条第1項の規則で定める勧告は、次に掲げるものとする。

(1) 土地利用の誘導基準を定めた地域土地利用計画（基本条例第9条第3項に規定にする地域土地利用計画をいう。以下同じ。）が策定された土地の区域内で行う行為に対する勧告のうち、市長が地域協議会及び飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことを要すると認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が土地の利用に重大な影響を与えるものとして地域協議会及び審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの

(勧告に従わない場合の公表)

第14条 条例第8条第2項前段の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法で行うものとする。

2 条例第8条第2項後段の規定により規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

(1) 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、通知書（様式第11号）を、当該届出をした者に送付して、その者又はその者の代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与え

(行為の着手制限)

第9条 開発事業者等は、市長が第4条第1項又は第2項の規定による届出を受理した日から30日（第4条第5項前段の規定により同条第4項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

2 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為について、行為の基準に照らし、適正かつ合理的な土地の利用に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

るものとする。

(2) 前項の規定による通知書の送付を受けた者は、その送付を受けた日から3日以内に、市長に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

(3) 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、届出をした者又はその者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行うものとする。

(4) 前号の規定による意見の聴取は、飯田市聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則（平成6年飯田市規則第38号）の例により行うものとする。

3 市長は、条例第8条第2項後段の規定により審議会の意見を聴こうとするときは、次に掲げる図書を提出して審議会の意見を聴くものとする。

(1) 当該公表しようとする届出に係る図書

(2) 公表をしようとするまでの経過を示す書類

(3) 前項第1号に規定する意見書又は前項第3号の規定により聴取した意見

(4) その他必要な書類

(行為の着手制限期間の短縮の通知)

第15条 市長は、条例第4条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、同条第3項の規定による勧告又はその他の措置をとる必要がないと認めるときは、直ちに、当該届出をした者に条例第9条第2項の規定により期間を短縮する旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、行為の着手制限期間短縮通知書（様式第12号）を当該届出をした者に送付して行うものとする。

(工作物の算定方法)

第15条の2 条例第10条第2号の規定による算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に規定するところによる。

(1) 面積 成型した太陽電池モジュール（平面であるもののほか、曲面、球面その他集光のために湾曲等させた形状のものを含む。）が架台等に設置される場合において受光部側となる部分（連続して建設等する場合にあっては、連続する太陽電池モジュールに係る部分（当該太陽電

3 開発事業者等は、第7条第2項の規定により説明会の開催を要請されたにもかかわらず、当該説明会を開催しないときは、第1項の規定にかかわらず、当該届出に係る行為に着手してはならない。

第3章 特定開発事業等

第1節 特定開発事業等の事業着手の手続等

(特定開発事業等)

第10条 第4条第1項の届出を要する行為のうち、次に掲げる行為（以下「特定開発事業等」という。）には、第2章第2節の規定のほか、この節の規定の適用があるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の建築物の建築等のうち、次に掲げるもの
  - ア 建築等に係る部分の建築面積が500平方メートルを超えるもの
  - イ 建築等に係る部分の地盤面からの高さが10メートルを超える部分に居室の床面を有するもの又は階数が4以上の階に居室を有するもの
- (2) 第4条第1項第2号の工作物の建設等のうち、次に掲げるもの
  - ア 建設等に係る太陽光発電施設（一団の土地又は水面に太陽電池モジュールを設置するものをいい、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。以下同じ。）の太陽電池モジュールに係る部分の面積（規則で定めるところにより算定された面積をいう。）の合計が500平方メートルを超えるもの
  - イ 建設等に係る太陽光発電施設の太陽電池モジュールに係る部分の高さ（規則で定めるところにより算定された高さをいう。）が10メートルを超えるもの
- (3) 第4条第1項第3号の開発行為のうち、開発区域の面積が500平方メートルを超えるもの
- (4) 第4条第1項第4号に掲げるもののうち、土地の形質を変更する面積

池モジュールを成型し、又は結合するための型枠として受光部側に位置する当該型枠部分を含む。）をいう。）の表面積を算定するものとする。

- (2) 高さ 一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設の太陽電池モジュールに係る部分の下端を地盤面として、当該地盤面から上端まで（連続して建設等する場合にあっては、連続する太陽電池モジュールに係る部分のうち、最下部に位置するものの下端を地盤面として、当該地盤面から最上部に位置するものの上端まで）の高さを算定するものとする。

第3章 特定開発事業等

第1節 特定開発事業等の事業着手等の手続

が1,000平方メートルを超えるもの

(事業着手の届出)

第11条 特定開発事業等を行う者は、当該特定開発事業等に係る工事に着手しようとするときは、着手しようとする日の前日までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業完了の届出)

第12条 前条の届出をした者(以下「特定開発事業者」という。)は、当該特定開発事業等に係る工事の全部が完了したときは、その翌日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 特定開発事業者は、当該特定開発事業等の一部が完了した場合で、当該特定開発事業等の施行上の必要があるときは、市長の承認を得て、その完了した当該特定開発事業等の一部について、前項の規定による届出をすることができる。

(事業完了の確認等)

第13条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該特定開発事業等が第4条第1項又は第2項の届出の内容に適合しているかどうかについて、当該届出があった日から14日以内に確認しなければならない。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、当該特定開発事業等が第4条第1項又は第2項の届出の内容に適合していると認めるときは、当該確認をした日から起算して7日以内に、当該特定開発事業等が第16条に規定する特定開発事業等の基準に適合している旨を証する書面(次条において「特定開発事業等基準適合証」という。)を、特定開発事業者に交付しなければならない。

(使用開始の制限)

第14条 特定開発事業者は、特定開発事業等基準適合証を交付された日以後でなければ、当該特定開発事業等により建築された建築物若しくは建設された工作物又は当該特定開発事業等により土地の利用目的を変更した土地(次条において「建築物等」という。)の利用を開始してはならない。

(維持保全)

第15条 特定開発事業者は、建築物等の利用を開始したときは、その建築物等についてこの条例に適合した状態を維持し、引き続き地域住民等の理解

(事業着手の届出)

第16条 条例第11条の規定による届出は、特定開発事業等着手届(様式第13号)2部を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の特定開発事業等着手届を当該特定開発事業等の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長へ送付するものとする。

(事業完了の届出)

第17条 条例第12条第1項の規定による届出は、特定開発事業等完了届(様式第14号)2部を市長に提出して行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による承認の申請は、特定開発事業等承認申請書(様式第15号)の正本2部及び副本を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、第1項の特定開発事業等完了届又は前項の特定開発事業等承認申請書の正本を当該特定開発事業等の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長へ送付するものとする。

(特定開発事業等基準適合証)

第18条 条例第13条第2項に規定する特定開発事業等基準適合証は、様式第16号によるものとする。

を得よう努めなければならない。ただし、市長が公共の福祉その他の理由のためやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

2 市長は、建築物等の維持保全の状況が、この条例の規定に適合していないと認めるときは、当該建築物等を所有する者又は当該建築物等を管理し、若しくは使用し、若しくは収益する者その他建築物等に関係する者に対し、その理由を付したうえで、この条例に適合するための必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第2節 特定開発事業等の基準

(特定開発事業等の基準)

第16条 次条から第26条の2までに規定する基準（以下「特定開発事業等の基準」という。）は、特定開発事業等について、適用する。

(自動車駐車場)

第17条 住宅の建築を目的とする特定開発事業等（建蔽率が10分の8以上の土地の区域を除く。）を行う場合の当該特定開発事業等に関する自動車駐車場の基準は、予定建築物の計画戸数1に対し1台以上の自動車駐車場を規則で定めるところにより、当該特定開発事業等の敷地又は開発区域（以下「特定開発事業地」という。）内に設置することとする。ただし、特定開発事業地の形状等の理由から特定開発事業地に全部の自動車駐車場を設置することが困難な場合は、規則で定める基準により、特定開発事業地外にその一部を設置することができる。

(緑地)

第18条 計画戸数が5を超える一団の賃貸をするための住宅の建築を目的とする特定開発事業等（都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可を要するものを除く。以下第21条までにおいて同じ。）を行う場合の当該特定開発事業等に関する緑地の基準は、特定開発事業地内に特定開発事業地の面積の3パーセント以上に相当する緑地を確保することとする。ただし、特定開発事業地の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場がある場合であって、特定開発事業地の周辺の状況を勘案して特に必要でないときは、この限りでない。

(維持保全の勧告)

第19条 条例第15条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第17号）を条例第15条第2項に規定する者に送付して行うものとする。

第2節 特定開発事業等の基準

(自動車駐車場の基準)

第20条 条例第17条の規定による自動車駐車場の基準は、次に定めるところとする。

- (1) 自動車駐車場の区画は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、かつ、奥行5メートル以上とすること。ただし、市長が土地の形状その他やむを得ない事情があると認める場合においては、これ以外の駐車が可能なものとするすることができる。
  - (2) 共同住宅又は長屋の機械式自動車駐車場以外の自動車駐車場にあっては、区画を表示すること。
- 2 条例第17条ただし書の規則で定める特定開発事業地外に駐車場の一部を設置する場合の基準は、特定開発事業地外へ設置する駐車台数が計画戸数の2分の1を上限とし、特定開発事業地の境界から歩行距離100メートル以内に設置するものとする。ただし、特定開発事業地の境界から歩行距離30メートル以内に設置する場合は、その全部を設置することができるものとする。

## (道路)

第19条 予定建築物の計画戸数が20以上の住宅の建築を目的とする特定開発事業等を行う場合の当該特定開発事業等に関する道路の基準は、特定開発事業地の主要な出入り口が接する前面の道路（特定開発事業地に接する部分をいう。以下この項において同じ。）及び前面の道路から特定開発事業地外の規則で定める所定の道路までの道路（規則で定める道路の区間を除く。）の幅員は、5メートル以上を有することとし、5メートルに満たない場合は、5メートル以上の幅員に拡幅することとする。ただし、規則で定める基準に該当するものであって、市長が特定開発事業地の周辺の道路及び交通の状況を勘案して交通上支障がないと認める場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定により拡幅する道路の構造は、規則で定める基準によるものとする。

## (排水施設)

第20条 特定開発事業等を行う場合の当該特定開発事業等に関する雨水の排水施設の設置基準は、規則で定める。

## (道路の基準等)

第21条 条例第19条第1項の規則で定める所定の道路は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項の道路であって、車両が2方向以上に分散、待避又はう回できる幅員5メートル（側溝を含む。）以上の道路とする。

2 条例第19条第1項の規則で定める道路の区間は、建築物の敷地又は開発区域の主要な出入り口が接する前面の道路から同項に規定する所定の道路までの区間の道路（以下この項及び次項において対象道路という。）において、対象道路の幅員が4メートル（蓋のある側溝を含む。以下この項及び次項において同じ。）以上であり、かつ、次のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 前面の道路から所定の道路までの区間が35メートル以下であること。

(2) 前号の区間が35メートルを超える場合で、対象道路の区間35メートル以内ごとに市長が定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられていること（公園、広場その他これらに類するもので、自動車が有効に分散、待避又はう回できる場合を含む。）又は対象道路の区間35メートル以内ごとに幅員が4メートル以上の道路（建築基準法第42条第1項の道路であって、車両が2方向以上に分散、待避又はう回できるものに限る。）との交差部があること。

3 条例第19条第1項ただし書の規則で定める基準は、対象道路に建築物が立ち並んでいる、又は対象道路の条件により拡幅が困難な場合においては、対象道路の幅員が4メートル以上であり、かつ、対象道路の延長70メートル以内ごとに幅員2メートル以上、延長10メートル以上の有効な待避所その他自動車が有効に分散、待避又はう回できるものであること。

4 条例第19条第2項の規則で定める拡幅する道路の構造基準は、市の道路の構造基準によるものとする。

## (排水施設の基準)

第22条 条例第20条第1項の規則で定める雨水の排水施設の設置基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 排水施設は、放流先の排水能力その他の状況を勘案して、特定開発事業地内の雨水を有効に排除できる規模、構造及び能力で整備すること。

2 特定開発事業等を行う場合の当該特定開発事業等に関する汚水の排水施設の設置基準は、規則で定める。

(氾濫調整池等)

第21条 特定開発事業等(第10条第1号イに規定するものを除く。)を行う場合の当該特定開発事業等に関する雨水を一時的に貯留するための基準は、特定開発事業地内又は特定開発事業地に隣接して、雨水を一時的に貯留するための氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設を規則で定めるところにより、設置することとする。ただし、特定開発事業等により特定開発事業地からの雨水の流出量が増加するおそれがない場合又は特定開発事業地を包含する区域において、この基準に相当する氾濫調整池その他の施設が既に設置されている場合にあつては、この限りでない。

2 市長は、特定開発事業等が行われることにより、前項の特定開発事業地内若しくは特定開発事業地に接して現にある公共施設の維持若しくは管理又は特定開発事業地周辺の災害を防止するための工事が必要となったときは、その必要が生じた限度において、前項の氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の規模の割増をすること又は当該工事を当該特定開発事業者の負担において行わせること若しくは当該工事に要する費用の全部若しくは一部を当該特定開発事業者負担させることができる。

3 前項の規模の割増又は負担については、市長と当該特定開発事業者とが協議して定めるものとする。

(消防水利)

第22条 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為を行う場合の当該特定開発事業等に関する消防活動の用に供するための水利(以下この

(2) 特定開発事業者等は、雨水の排水施設の能力が十分に整備されていない地域において特定開発事業等を行う場合においては、当該特定開発事業等の区域から排出される雨水によって起こる災害を防止する必要な限度において、当該特定開発事業者等により排出する雨水の放流先の排水施設の整備を行うこと。

2 条例第20条第2項の規則で定める汚水の排水施設の設置基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 公共下水道その他の汚水を処理する施設が整備されていない地域で特定開発事業等を行う場合においては、合併処理浄化槽を設置すること。

(2) 油脂その他市長が定める汚水を公共下水道その他の公共の下水道に排除する特定開発事業等を行う場合においては、市長が定める汚水処理施設を設置すること。

(氾濫調整池等)

第23条 条例第21条第1項の規定により設置する氾濫調整池、雨水貯留槽その他の雨水を一時的に溜める施設の能力は、次の式により算出されるV'以上とすることとする。

$$V - \alpha \times A = V'$$

上記の式において

V : 当該敷地から排出されると予想される1時間あたりの排出雨量 (m<sup>3</sup>/h)

$\alpha$  : 当該地域について定める1平方メートル当たりの1時間につき流出する雨量 (m<sup>3</sup> / (m<sup>2</sup>・h)) であつて、市長が別に定める数値

A : 当該地域の敷地面積 m<sup>2</sup> とする。

(消防水利)

第24条 条例第22条第1項の規定により設置する消防水利は、消火栓、耐震防火水槽その他の消防水利とし、その設置に関する技術的基準は、市

条において「消防水利」という。)の基準は、消防水利を規則で定めるところにより、設置することとする。ただし、市長が、当該開発区域の近隣の消防水利の状況から判断してその設置の必要がないと認める場合にあつては、この限りでない。

- 2 消防水利を設置する場合は、当該消防水利に近接した場所に消防水利が設置されていることを表示する標識を設置することとする。
- 3 前項の標識は、規則で定める基準によるものとする。

(消防活動空地)

第23条 地階を除く階数が4以上の階に居室を有する建築物又は地盤面からの高さが10メートルを超える部分に居室の床面を有する建築物の建築を目的とする特定開発事業等を行う場合の当該特定開発事業等に関する消防活動を行うための空地(以下この条において「消防活動空地」という。)の設置基準は、規則で定める。ただし、規則で定めるところにより、道路を消防活動空地とみなすことができる場合は、この限りでない。

(ごみ集積施設)

第24条 予定建築物の計画戸数が20以上の住宅の建築を目的とする特定開発事業等を行う場合の当該特定開発事業等に関するごみ集積施設の基準は、特定開発事業地内に、ごみ集積施設を、規則で定めるところにより設置することとする。ただし、特定開発事業地の周辺におけるごみ集積施設の設置の状況その他の状況を考慮して市長がその設置の必要がないと認める場合にあつては、この限りでない。

(中高層建築物についての措置)

第25条 地階を除く階数が4以上の階に居室を有する建築物の建築を目的とする特定開発事業等を行う場合の隣接居住者の住居の居室への観望を困難とするための基準は、規則で定めるところにより、見下ろしの防止に配慮するための措置を講じるよう努めることとする。ただし、規則で定める空地等があることにより、隣接居住者の住居の居室への観望が困難となるよう配慮がされている建築物の部分にあつては、この限りでない。

長が別に定める。

- 2 条例第22条第3項の規則で定める標識の基準は、消防水利の標識について(昭和45年消防防第442号消防庁防災救急課長通達)の規定によるものとする。

(消防活動空地)

第25条 条例第23条の規則で定める消防活動空地は、消防活動を行うためのはしごその他の設備を装備した消防用自動車の活動の用に供するための空地及び空地への進入路とし、その設置に関する技術的基準は、市長が別に定める。

- 2 条例第23条ただし書の規定により規則で定める基準は、市長が別に定める。

(ごみ集積施設)

第26条 条例第24条の規定によるごみ集積施設の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 屋根を有する構造とすること。
- (2) 風その他によりごみが飛散しない構造を有すること。
- 2 市長は、ごみ集積施設の設置場所の周囲の状況により、前項各号に掲げる施設の設置基準を緩和することができる。

(中高層建築物についての措置)

第27条 条例第25条の規定による隣接居住者の住居の居室への観望を困難とするための措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ベランダを有する場合で、ベランダへの出入口及び当該階の床面から上に1メートル以下の部分に視覚を通す開口部等があるときは、前面のベランダの手摺は視覚を通さない構造(隙間その他の部分的なものを除く。)とすること。
- (2) 3階以上の居室の床面から上に1メートル以下の部分に視覚を通す開口部等がある場合は、当該開口部等に視覚を通さないための措置を講じること。

- 2 条例第25条ただし書の規則で定める空地等は、次に掲げるものとする。

(工事施工に係る措置)

第26条 特定開発事業等に係る工事の施工上の基準は、当該工事により発生する騒音及び振動の低減、じんあいの飛散防止その他周辺環境に及ぼす影響を最小限に止めるための措置を講じるよう努めることとする。

第4章 農用地等の保全等に関する協定

(土地の安全上必要な措置)

第26条の2 特定開発事業等を行う場合の当該特定開発事業等に係る土地の安全上必要な措置の基準は、規則で定める措置を講じることとする。

(農用地等の保全等に関する協定)

第27条 地域農業振興計画（基本条例第9条第3項第2号オの土地利用の目標及び同条第4項の土地利用の誘導基準が定められたものをいう。以下この条及び次条において同じ。）が策定された土地の区域内にある相当規模の一団の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。第3項において「農用地所有者等」という。）は、当該農用地等の良好な営農条件を確保するため、農用地等の保全及び利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、当該協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

- (1) 公園、広場、水面、森林その他これらに類するもの
- (2) 道路、河川、鉄道敷その他これらに類する公共の施設の反対側に前号に掲げるものがあるもの

(土地の安全上必要な措置の基準)

第27条の2 条例第26条の2の規定による土地の安全上必要な措置の基準は、次に掲げるもののほか、都市計画法第33条第1項第7号に規定する基準に適合するものであることとする。

- (1) 特定開発事業等を行う地盤の勾配は30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定が確認できる場合は、この限りでない。
- (2) 太陽光発電施設の建設等に関しては、次に掲げるものであること。
  - ア 太陽電池モジュールを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、地盤に定着されたものであること。
  - イ 太陽電池モジュールは、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであること。
  - ウ パワーコンディショナー等の附帯設備の配置、構造又は設備は、法令に基づき適切な措置が行われているものであること。

第4章 農用地等の保全等に関する協定

(農用地等の保全等に関する協定)

第28条 条例第27条第1項の規定により農用地等の保全等に関する協定の認定を受けようとする者は、農用地等保全協定認定申請書（様式第18号）の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第27条第2項各号に掲げる事項を定めた協定書
- (2) 条例第27条第3項の規定による合意を得たことを証する書類
- (3) その他認定の申請に関し市長が必要と認める図書

- 2 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 協定の対象となる農用地等の区域（以下この条及び次条において「協定区域」という。）
  - (2) 農用地等を保全し、効率的に利用するために必要な事項
  - (3) 協定に違反した場合の措置
  - (4) 協定の有効期間
  - (5) その他必要な事項
- 3 協定については、協定区域内の農用地等に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。
- 4 協定の内容は、法令に基づき策定された計画並びに基本条例第8条第1項の土地利用基本方針及び市の土地利用に関する諸計画に適合するものでなければならない。
- 5 協定の有効期間は、10年を超えてはならない。  
（協定の認定等）
- 第28条 市長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該認定の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をしなければならない。
- (1) 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。
  - (2) 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないこと。
  - (3) 協定の内容が農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する飯田農業振興地域整備計画及び地域農業振興計画の達成に資すると認められるものであること。
- 2 市長は、前条第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、協定の認定、変更及び取消しに関し必要な

- （協定の認定等）
- 第29条 市長は、条例第28条第1項の規定による協定の認定をしようとするときは、あらかじめ、飯田市農業委員会の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、条例第28条第1項の規定による協定の認定をした場合は、認定書（様式第19号）を当該認定の申請をした者に交付するものとする。
- 3 条例第28条第2項の規定による公告は、飯田市公告式条例（昭和31年飯田市条例第3号）の例により行うものとする。
- 4 条例第28条第2項の規定による縦覧は、市長の指定する場所において行うものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該協定の図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。
- 5 市長は、第3項の公告をしたときは、当該管理協定の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に当該協定の図書の写しを送付するものとする。
- 6 条例第28条第2項の規定による協定区域である旨の明示は、標識（別図第2号）を当該協定区域に表示して行うものとする。  
（協定の変更等）
- 第30条 条例第27条第1項に規定する協定の区域内の農用地所有者等（当

事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(報告及び立入調査)

第29条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、第3条の規定に違反しているおそれがあるとみなされる行為をした者若しくは開発事業者等若しくは特定開発事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該行為若しくは当該特定開発事業等に係る土地の区域に立ち入り、当該土地の利用の状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(書類の閲覧)

第30条 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による届出に係る書類のうち、良好な土地利用の推進のため必要であるとして規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、これを閲覧に供するものとする。

2 市長は、前項の規則で定める書類を閲覧する者が同項の規則に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

該協定の効力が及ばない者を除く。)は、条例第27条第1項の規定により認定を受けた協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請して市長の認定を受けなければならない。

2 第28条及び前条の規定は、協定の変更について準用する。

3 第1項の農用地所有者等は、条例第27条第1項の規定により認定を受けた協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請して認定の取消しを受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、当該協定の認定を取り消すものとする。

5 前条第1項及び第3項の規定は、前項の協定の認定の取消しについて準用する。

第5章 雑則

(報告)

第31条 市長は、条例第29条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めようとするときは、報告等依頼書(様式第20号)を、同項に規定する者に送付するものとする。

2 前項に規定する報告等依頼書を受理した者は、遅滞なく、報告書(様式第21号)又は資料を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第32条 条例第29条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、飯田市職員服務規程(昭和45年飯田市訓令第6号)第5条の2第2項に規定する職員証とする。

(書類の閲覧)

第33条 条例第30条第1項の規則で定める書類は、第3条第1項の規定による建築等計画概要書及び第2項の規定により添付する図書(以下この条において「建築等計画概要書等」という。)とする。

2 条例第30条の規定による書類の閲覧は、次に掲げるところにより、行うものとする。

(1) 飯田市の休日(飯田市の休日を定める条例(平成元年飯田市条例第40号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。)においては、建築等計画概要書等を閲覧に供さない。

(2) 建築等計画概要書等の閲覧をする時間は、午前9時から午後4時ま

でとする。

(3) 建築等計画概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備える閲覧簿に必要事項を記入し、係員に申し出なければならない。

(4) 建築等計画概要書等を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 閲覧の場所は、市役所本庁事務所とする。

イ 係員の指示に従って、所定の場所で閲覧をすること。

ウ 建築等計画概要書等を汚損し、又はき損しないこと。

エ 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

3 前項の規定による書類の閲覧は、条例第4条第1項又は第2項の規定による届出があった日から3年を経過する日までに限りできるものとする。

(台帳)

第34条 条例第31条第2項の規則で定める台帳の作成は、第28条第1号から第3号までに掲げる事項を記載するものとし、台帳の保管は、認定に係る図書と共に保管するものとする。

(台帳)

第31条 市長は、協定に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

(情報の発信及び提供)

第32条 市長は、地域固有の特性及び個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進するため、第3条の禁止行為に関する調査の結果、第4条第1項又は第2項の規定による届出、協定その他土地の利用に関する情報の発信及び提供に努めるものとする。

(助言及び協力等)

第33条 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、まちづくりの活動を行う団体の育成に努めるとともに、これらの団体に対し、適正かつ合理的な土地利用を推進するため必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

2 まちづくり委員会(地方自治法第202条の4第1項の規定による地域自治区において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等をいう。以下この項及び次項において同じ。)は、市長に対し、その活動する地域における地域固有の特性及び個性を生かした適正かつ合理的な土地利用を推進するため、当該地域のまちづくりについて必要な助言及び協力を求めることができる。

3 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地域のまちづくりについて必要な助言及び協力を行うものとする。

<p>第6章 補則 (委任)</p> <p>第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第4条第1項の規定は、平成20年1月30日までに着手する同項の届出に係る行為については、適用しない。</p> <p>附 則 (平成29年12月25日条例第35号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>	<p>第6章 補則 (補則)</p> <p>第35条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年7月15日規則第34号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成21年9月30日規則第30号)</p> <p>この規則は、平成21年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年3月31日規則第16号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の飯田市土地利用調整条例施行規則第11条第1項、飯田市緑の育成条例施行規則第14条第1項及び飯田市屋外広告物条例施行規則第26条第1項の規定(以下これらを総称して「飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定」という。)は、施行日以後の飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定による届出受理通知書に係る当該届出について適用する。</p> <p>附 則 (平成23年3月25日規則第12号)</p> <p>この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成27年12月3日規則第25号)</p> <p>この規則は、平成28年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年12月25日規則第29号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第8条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の第3条第2項、第9条第1項、第15条の2、第27条の2、別表並びに様式第1号及び第2号の規定は、施行日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯田市土地利用調整条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後の新条例第4条の規定による届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月27日条例第17号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定は、次の表の左欄に掲げる条例の区分に応じ、中欄に掲げる届出に係る行為ごとに、同表の右欄に規定する日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。

飯田市土地利用調整条例	第4条第1項の規定による届出	令和3年5月1日
飯田市景観条例	景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出	
飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例	第3条の規定による届出	令和3年5月15日

なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの規則の規定は、次の表の左欄に掲げる規則の区分に応じ、中欄に掲げる飯田市土地利用調整条例等の一部を改正する条例（令和3年飯田市条例第7号）による改正後の規定による届出に係る行為ごとに、同表の右欄に規定する日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。

飯田市土地利用調整条例施行規則	飯田市土地利用調整条例第4条第1項の規定による届出	令和3年5月1日
飯田市景観規則	景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出	
飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例施行規則	飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例第3条の規定による届出	令和3年5月15日

附 則（令和3年7月29日規則第39号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年5月26日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

土地利用特定地区の名称	行為の種類	規模
座光寺特定土地利用地区（生活環境保全地区）	条例第4条第1項第1号の規定による建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の建築面積が500平方メートルを超え、若しくは当該行為に係る部分の高さが10メートルを超え、又は住宅の用途に供する計画戸数が9を超えるもの
	条例第4条第1項第2号の規定による工作物の新築、増築、改築又は移転	第9条第1項第2号に規定するもの
	条例第4条第1項第3号の規定による開発行為	第9条第1項第3号に規定するもの
	条例第4条第1項第4号の規定による土地の形質の変更（開発行為、土石の採取及び鉱物の採掘を除く。）	第9条第1項第4号に規定するもの

	上郷特定土地利用地区（生活環境保全地区）	条例第4条第1項第1号の規定による建築物の新築、増築、改築又は移転	第9条第1項第1号に規定するもの
		条例第4条第1項第2号の規定による工作物の新築、増築、改築又は移転	第9条第1項第2号に規定するもの
		条例第4条第1項第3号の規定による開発行為	第9条第1項第3号に規定するもの
		条例第4条第1項第4号の規定による土地の形質の変更（開発行為、土石の採取及び鉱物の採掘を除く。）	当該土地の形質の変更に係る土地の面積が500平方メートルを超えるもの



■ 飯田市都市計画法施行条例及び同規則

条 例	規 則
<p>飯田市都市計画法施行条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月30日 飯田市条例第16号</p>	<p>飯田市都市計画法施行条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月30日 飯田市規則第40号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 地区計画等の決定等の手続（第2条—第8条）</p> <p>第3章 都市計画の決定等の手続等（第9条—第14条）</p> <p>第4章 開発行為</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 開発行為の同意の手続等（第15条—第21条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 開発行為の許可基準（第22条）</p> <p>第5章 雑則（第23条・第24条）</p> <p>第6章 補則（第25条）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 地区計画等の決定等の手続 （地区計画等の案となるべき事項の提示方法）</p> <p>第2条 市は、法第16条第2項の規定により都市計画に定める地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 地区計画等の案の内容となるべき事項のうち、種類、名称、位置及び区域</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 地区計画等の案の内容となるべき事項の縦覧場所</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・2条）</p> <p>第2章 地区計画等の決定等の手続（第3条—第8条）</p> <p>第3章 都市計画の決定等の手続等（第9条—第16条）</p> <p>第4章 開発行為</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 開発行為の同意の手続等（第17条—第45条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 開発行為の許可基準（第46条）</p> <p>第5章 雑則（第47条—第49条）</p> <p>第6章 補則（第50条）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、飯田市都市計画法施行条例（平成19年飯田市条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 地区計画等の決定等の手続</p>

(説明会の開催等)

第3条 市は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、説明会の開催その他法第16条第2項に規定する者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

(地区計画等の案の内容となるべき事項に対する意見の提出方法)

第4条 法第16条第2項に規定する者は、第2条の規定により縦覧に供された地区計画等の案の内容となるべき事項について意見を提出しようとするときは、規則で定めるところにより、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、市に意見書を提出しなければならない。

(地区計画等に関する都市計画の決定等の申出)

第5条 都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい規則で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の土地所有者等(法第21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下この条において同じ。)は、一人で、又は数人が共同して、市に対し、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。この場合においては、当該申出に係る地区計画等の案の内容となるべき事項に関する素案(以下「地区計画等の素案」という。)を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくり委員会(地域自治区(地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4第1項の規定による地域自治区をいう。以下同じ。)において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等をいう。以下同じ。)若しくは規則で定める団体は、前項に規定する土地の区域(まちづくり委員会にあってはその活動する都市計画区域内の土地の区域、規則で定める団体にあっては当該団体に係る都市計画区域内の土地の区域に限る。)について、市に対し、地区計画等に関する都

(地区計画等の案の内容となるべき事項に対する意見の提出方法)

第3条 条例第4条の規則で定める地区計画等の案の内容となるべき事項について提出する意見書は、意見書(様式第1号)とする。

2 市長は、必要に応じ、前項の意見書に、図面その他の図書の添付を求めることができる。

3 市長は、第1項の意見書の提出があったときは、当該意見書に係る地域協議会に、当該意見書を送付して意見を聴くものとする。当該意見書に係る地域協議会以外の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合も、同様とする。

4 前項の規定により意見書の送付を受けた地域協議会の長は、当該意見書について意見を述べようとするときは、当該意見書に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。

(一団の土地の区域の規模)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める一団の土地の区域の規模は、0.5ヘクタールとする。ただし、条例第13条第1項各号に掲げる土地の区域については、0.1ヘクタールとする。

(地区計画等の申出ができる団体)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区計画等に係る飯田市景観条例(平成19年飯田市条例第41号)第37条第1項の規定による認定を受けた団体
- (2) 景観法(平成16年法律第110号)第81条第1項の規定による景観協定に係る飯田市景観条例第37条第1項の規定による認定を受けた団体
- (3) 長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第32条第1項の規定による景観育成住民協定に係る飯田市景観条例第37条第1項の規定による認定を受けた団体

市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定による申出（以下「地区計画等の申出」という。）は、次に掲げるところに従って、規則で定めるところにより行うものとする。

(1) 当該地区計画等の申出に係る地区計画等の素案の内容が、法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

(2) 当該地区計画等の申出に係る地区計画等の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の2分の1以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権（法第21条の2第1項に規定する借地権をいう。）の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の2分の1以上となる場合に限る。）を得ていること。

（地区計画等の申出に対する市の判断）

第6条 市は、地区計画等の申出が行われたときは、遅滞なく、地区計画等の申出を踏まえた地区計画等（地区計画等の申出に係る地区計画等の素案の全部又は一部を実現することとなる地区計画等をいう。以下同じ。）に関する都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該地区計画等に関する都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その地区計画等の案の内容となるべき事項を作成しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該地区計画等の素案により土地利用の影響を受けると認められる土地の区域に係る地域協議会（地方自治法第202条の5第1項の規定による地域協議会のうち、都市計画区域の土地の区域に係る地域協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

（地区計画等の申出を踏まえた地区計画等の案の審議会への付議）

第7条 市は、地区計画等の申出を踏まえた地区計画等（当該地区計画等の申出に係る地区計画等の素案の全部を実現するものを除く。）に関する都市計画の決定又は変更をしようとする場合において、法第19条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により地区計画等の案を

（地区計画等の申出の方法）

第6条 条例第5条第3項の規定による地区計画等の申出は、申出書（様式第2号）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 当該地区計画等の申出の趣旨（様式第3号）
- (2) 当該申出に係る土地の区域を示す図面
- (3) 土地所有者等の一覧表（様式第4号）
- (4) 同意書（様式第5号の1又は第5号の2）
- (5) 土地所有者等への説明経過書（様式第6号）

（地域協議会の意見）

第7条 市長は、条例第6条の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び作成しようとする地区計画等の案の内容となるべき事項を、当該申出に係る地区計画等の案の内容となるべき事項に関する素案（以下「地区計画等の素案」という。）の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付するものとする。この場合において、当該地区計画等の素案によって土地利用の影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会にも趣意書及び当該地区計画等の案の内容となるべき事項を送付して、その意見を聴くものとする。

2 前項の規定により作成しようとする地区計画等の案の内容となるべき事項の送付を受けた地域協議会の長は、当該地区計画等の案の内容となるべき事項について意見を述べようとするときは、当該地区計画等の案の内容となるべき事項に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。

飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づく飯田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議しようとするときは、当該地区計画等の案に併せて、当該地区計画等の申出に係る地区計画等の素案を提出しなければならない。

（地区計画等の申出を踏まえた地区計画等に関する都市計画の決定等をしていない場合の措置）

第8条 市は、地区計画等の申出を踏まえた地区計画等に関する都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該地区計画等の申出をした者及び次項の規定により意見を聴いた地域協議会に通知しなければならない。

2 市は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び当該地区計画等の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会に対し、当該地区計画等の申出に係る地区計画等の素案を提出してその意見を聴くものとする。

第3章 都市計画の決定等の手続等

（都市計画の案の縦覧の方法等）

第9条 法第17条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧の方法は、規則で定める。

2 法第17条第2項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出の方法は、規則で定める。

3 市は、前項の意見書の提出があった場合においては、縦覧に供された都市計画の案により土地利用に影響があると認められる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

（都市計画の決定の手続）

第10条 市は、都市計画（法第15条第1項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の決定をしようとするときは、法第17条各項によるほか、あらかじめ、市民及び当該都市計画に関係を有する者の意見を求めるとともに、当該都市計画の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

（地区計画等の申出を踏まえた地区計画等に関する都市計画の決定等をしていない場合の措置）

第8条 市長は、条例第8条第2項の規定により審議会の意見を聴こうとするときは、地区計画等の素案に併せて、同項の規定により聴いた地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。以下審議会の意見を聴く場合において同じ。）を審議会に提出するものとする

第3章 都市計画の決定等の手続等

（都市計画の案の縦覧の方法）

第9条 条例第9条第1項の規則で定める縦覧は、市長が指定した場所において行うものとする。この場合において、当該縦覧の場所をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

（意見書の提出方法）

第10条 条例第9条第2項の規定による意見書の提出は、第3条の規定を準用する。この場合において、第1項中「条例第4条」とあるのは「条例第9条第2項」と、「地区計画等の案の内容となるべき事項」とあるのは「都市計画の案」と読み替えるものとする。

（都市計画の決定の手続）

第11条 市長は、条例第10条第1項の規定により市民及び都市計画に関係を有する者の意見を求めようとするときは、決定しようとする都市計画の案（以下この条において「都市計画の案」という。）をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

2 市長は、条例第10条第1項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び都市計画の案を、当該地域協議会の長に送付す

るものとする。この場合において、当該都市計画の案によって土地利用の影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会にも趣意書及び都市計画の案を送付して、その意見を聴くものとする。

3 前項の規定により都市計画の案の送付を受けた地域協議会の長は、当該都市計画の案について意見を述べようとするときは、当該都市計画の案に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。

4 市長は、法第19条第2項の規定により都市計画の案を審議会に付議しようとするときは、前項の規定による地域協議会の意見を審議会に提出するものとする。

(基本方針の策定の手続)

第12条 市長は、条例第11条第3項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び定めようとする基本方針の案（以下この条において「基本方針の案」という。）を、当該地域協議会の長に送付するものとする。この場合において、当該基本方針の案によって土地利用の影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会にも趣意書及び基本方針の案を送付して、その意見を聴くものとする。

2 前項の規定により基本方針の案の送付を受けた地域協議会の長は、当該基本方針の案について意見を述べようとするときは、当該基本方針の案に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。

2 前項の規定は、都市計画の変更（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第14条に規定する軽易な変更を除く。）について準用する。

(基本方針の策定)

第11条 市は、法第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めようとするときは、同条第2項の規定によるほか、次項から第4項までに定めるところによる。

2 市は、基本方針の案を作成しようとする場合においては、市民及び当該基本方針に係る地域自治区の住民の参加を得て作成するものとする。

3 市は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、基本方針の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

4 市は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

5 前各項の規定は、基本方針の変更（規則で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

（都市計画の図書の縦覧）

第12条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定による都市計画の図書の縦覧の方法は、規則で定める。

（都市計画の決定等の提案に係る一団の土地の区域の規模等）

第13条 政令第15条の規定により条例で定める規模は、次に掲げる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

- (1) 地区計画等の区域
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第81条第1項の規定による景観協定の目的となる土地の区域
- (3) 長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定による景観育成住民協定の目的となる土地の区域
- (4) その他規則で定める土地の区域

2 法第21条の2第2項の規定により条例で定める団体は、まちづくり委員会及び規則で定める団体とする。ただし、法第21条の2第1項に規定する土地の区域のうち、まちづくり委員会にあってはその活動する土地の区域に関する都市計画、規則で定める団体にあっては当該団体に係る土地の区域に関する都市計画に限るものとする。

3 条例第11条第5項の規則で定める軽易な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 地名の変更その他基本方針の方針の変更に係らない変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が市民及び基本方針に関係を有する者の意見を求める必要があると認める変更以外の変更  
（都市計画を決定した旨の告示等）

第13条 市長は、法第20条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の告示をしたときは、直ちに、当該都市計画に係る土地の区域に係る地域自治区の事務所（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条に規定するものをいう。）の長に、当該都市計画の図書の写しの全部又はその一部を送付するものとする。

（都市計画の図書の縦覧）

第14条 条例第12条の規則で定める縦覧は、第9条前段の規定を準用する。

（都市計画の決定等の提案等）

第15条 条例第13条第2項の規則で定める団体は、第5条に規定する団体とする。

2 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第13条の4第1項の規定による提案書は、提案書（様式第7号）とし、同項各号に定める図書は、次の各号に掲げる図書の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(計画提案を踏まえた地域協議会の意見)  
 第14条 市は、法第21条の4の規定により、計画提案を踏まえた都市計画(当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。)の決定又は変更をしようとする場合において、第10条第1項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

2 市は、法第21条の5第1項の規定により通知をしようとするときは、同条第2項の規定によるほか、あらかじめ、当該計画提案に係る都市計画の素案を送付して当該素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

- (1) 省令第13条の4第1項第1号に掲げる図書 都市計画の素案(様式第8号)及び図面
  - (2) 省令第13条の4第1項第2号の図書 土地所有者等の一覧表(様式第4号)、同意書(様式第5号の1又は第5号の2)及び土地所有者等への説明経過書(様式第6号)
  - (3) 省令第13条の4第1項第3号の図書
    - ア 計画提案者が土地所有者等の場合 登記事項証明書、公図の写し(所有者が法人の場合は、登記簿謄本及び定款又は寄附行為の写し)
    - イ 計画提案者が法第21条の2第2項に定める法人、公社及び団体の場合 法又は省令で定める要件に該当することを証明する書類
- 3 市長は、法第21条の3の判断を行うために必要と認めるときは、省令第13条の4第1項各号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書の添付を求めることができる。

- (1) 周辺環境への影響に関する調書(様式第9号)
- (2) その他必要と認められるもの  
 (計画提案を踏まえた地域協議会等の意見等)

第16条 市長は、条例第14条第1項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び計画提案に係る都市計画の素案(以下この条において「計画提案の素案」という。)を当該地域協議会の長に送付して行うものとする。この場合において、当該計画提案の素案によって土地利用の影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会にも趣意書及び計画提案の素案を送付して、その意見を聴くものとする。

2 前項の規定により計画提案の素案の送付を受けた地域協議会の長は、当該計画提案の素案について意見を述べようとするときは、当該計画提案の素案に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第21条の4の規定により審議会の意見を聴こうとするときは、前項の規定による地域協議会の意見を審議会に提出するものとする。

4 法第21条の5第1項の規定による都市計画の決定又は変更をしない旨の通知は、当該計画提案をした者及び次項の規定により意見を聴いた地域協議会に送付して行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、条例第14条第2項の規定による地域協議会の意見を聴く場合に準用する。

第4章 開発行為

第1節 開発行為の同意の手続等

(開発行為の協議及び同意)

第15条 法第29条第1項又は第2項の許可（以下「開発許可」という。）の申請をしようとする者が、法第32条第1項の規定により市長と協議し、その同意を得る場合（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）は、次条から第21条までに定めるところにより行うものとする。ただし、飯田市が同意を得る場合は、この限りでない。

(申出)

第16条 開発許可を申請しようとする者は、法第32条第1項の規定による同意（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下「同意」という。）を得るための申出（以下「申出」という。）を行う場合は、規則で定めるところにより、行わなければならない。

第4章 開発行為

第1節 開発行為の同意の手続等

(申出)

第17条 条例第16条の規定による申出（以下「申出」という。）は、次条から第21条までに定めるところによるものとする。

(申出の方法)

第18条 申出を行おうとする者は、公共施設の管理に関する同意、協議申出書（様式第10号）の正本及び副本並びに開発行為概要書（様式第11号）（以下「申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

(申出書等)

第19条 申出書には、次に掲げる図書（以下「添付図書」という。）を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないとするものについては、添付を要しない。

- (1) 開発行為全体の方針を示した設計説明書
- (2) 既に設置されている公共施設及び開発行為により新たに設置される公共施設の一覧表
- (3) 開発区域の土地の公図の写し
- (4) 開発区域の位置を表す図面
- (5) 開発区域の現在の状況（地目、高低差等）を表す図面
- (6) 開発区域の土地の利用計画について記載した図面
- (7) 開発区域の土地の造成計画の平面図及び断面図
- (8) 開発区域の排水施設計画の平面図（図面に雨水計算、集水面積、水路の系統図及び水理計算を記したもの）
- (9) 開発行為により設置される工作物から排除される汚水量の計算書及び当該汚水の処理方法を示す図面並びに雨水貯留槽、氾濫調整池その他の施設の構造図及び当該施設の能力を表す図面
- (10) 開発区域に植栽される樹木等の種類を記載した緑地面積求積図及び

設置する公園の図面

- (11) 開発区域において樹木を伐採する場合は、その区域並びに伐採する樹木の種類、大きさ及びその位置を表す図面
- (12) 開発区域内のがけの高さ、勾配等及びがけ面の保護の方法を記した断面図
- (13) 開発行為中の防災計画図
- (14) 開発行為により設置される工作物の詳細を表す図面
- (15) 開発行為の工事工程表
- (16) 開発行為において行う盛土又は切土に係る土量計算書
- (17) 開発行為により建築される予定の建築物又は特定工作物（法第4条第11項に規定する特定工作物をいう。）の平面図及び立面図
- (18) 飯田市公共物管理条例施行規則（平成13年飯田市規則第39号）第3条第3項各号（同項第6号を除く。）及び同規則第8条第3項各号（同項第7号を除く。）に掲げる書面
- (19) 長野県道路自営工事承認事務取扱要領の制定について（昭和57年長野県土木部長通知）第2条第1項各号に掲げる図書
- (20) 長野県道路占用規則（昭和28年長野県規則第38号）第2条各号に掲げる書類
- (21) その他市長が必要と認める図書

2 添付図書の様式は、市長が別に定める。  
（申出の受付）

第20条 市長は、申出書又は添付図書に記載された事項に脱漏又は瑕疵がない場合は、申出の受付（以下「受付」という。）をするものとする。

2 市長は、申出書又は添付図書に記載された事項に脱漏又は瑕疵があった場合は、申出をした者（以下「申出者」という。）に、当該申出書又は添付図書の補正又は追加を求めるものとする。

3 市長は、受付の日から起算して2週間以内に、申出者に、受付をした旨を受理通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（申出事項の変更）

第21条 申出者は、説明会（第23条第1項の「説明会」をいう。次項において同じ。）又は再説明会（第27条第1項の「再説明会」をいう。次項において同じ。）において提出された申立て（第26条第1項の「申立て」をいう。）による意見を勘案し、申出書又は添付図書に記載した事項の変更を行うことができる。

(説明会の開催)

第17条 市長は、申出があった場合において、市が管理する公共施設の維持又は管理に影響があるかどうかを判断するために必要があると認めるときは、同意を得ようと申出をした者（以下「申出者」という。）に説明会（申出に係る開発行為（法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）について規則で定める者に説明するための会合をいう。以下同じ。）の開催を要請するものとする。

2 前項の規定は、法第32条第2項の規定により協議をする場合においても適用があるものとする。

3 申出者は、説明会の開催の要請があった場合は、自己の負担において、規則で定めるところにより、当該説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定による変更は、直前の説明会又は再説明会の日から起算して2週間以内に、市長に対し、当該変更した申出書及び添付図書を提出することにより行うものとする。

3 前条の規定は、前項の場合について準用する。  
(説明会)

第22条 条例第17条第1項の説明会の開催は、次条から第29条までに定めるところによるものとする。

(説明会の開催)

第23条 市長は、説明会の開催を要請するときは、第20条第3項の規定による通知書（第21条第3項において準用する場合を含む。）にその旨を明記し、申出者に通知するものとする。

2 申出者は、前項の規定による通知を受けた日から起算して3週間以内に説明会を開催しなければならない。

3 申出者は、説明会を開催するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を報道機関その他により一般に周知しなければならない。

(1) 説明会を開催する日時及び場所

(2) 次条第1項各号に規定する者の範囲

(3) 次条第1項各号に規定する者に、説明会への出席を求める旨

(対象者)

第24条 条例第17条第1項の規則で定める者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者をいう。

(1) 開発区域内に存する建築物（法第4条第10項に規定する建築物をいう。以下同じ。）に現に居住する者

(2) 開発区域内の土地若しくは建築物その他の工作物（以下「土地等」という。）又は開発区域に接する土地等に登記をしている者

(3) 土地等若しくは権利（不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条各号の規定による権利をいう。）に関する仮登記、差押え登記又は当該土地等に関する買戻しの特約登記の登記名義人

(4) 開発区域又は開発区域に接する土地の区域に係る地域協議会の長若しくは副長若しくは区長若しくは町内会長又はこれらに準ずる者

(5) 開発区域内に存し、又は開発区域に接して存する井水、河川等（次号において「河川等」という。）に係る水利権その他の権利を有する団体等を代表する者

(6) 河川等のうち開発区域の下流となる部分（以下この号において「下

流部分」という。)において、当該下流部分に接して存する土地又は下流部分に接して存する土地に存する建築物に登録等をしている者

(7) その他市長が必要と認める者

2 前項第7号に規定する者は、市長と当該開発行為によって土地利用に影響を受けると認められる土地の区域に係る地域協議会の長とが協議して定めるものとする。

(説明会における説明事項)

第25条 申出者は、次に掲げる事項について当該説明会に出席した対象者に説明しなければならない。

(1) 開発区域の場所及び規模

(2) 開発行為による事業の概要

(3) 開発行為に関する工事の内容、期間、方法及び当該工事が周辺の生活環境に及ぼす影響

(4) 開発行為の完了後に、当該開発行為が周辺の生活環境に及ぼす影響(疑義等の申立て)

第26条 対象者は、説明会において行われた説明に対して疑義又は意見がある場合は、市長に対し、当該説明会が開催された日から起算して3週間以内に、開発行為に伴う公共施設の管理に関する疑義、意見申立書(様式第13号)により当該疑義又は意見の申立て(以下「申立て」という。)をすることができる。

2 市長は、申立てがあった場合は、当該申立ての内容を審査しするものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、申立てに係る事項が公共施設の維持又は管理に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、申出者に対し、当該申立てに係る事項についての説明を求めるものとする。

4 市長は、前項の規定により申出者に説明を求める場合は、第1項に規定する期間の満了した日から起算して2週間以内に、通知書(様式第14号)により通知するものとする。

5 申出者は、前項の規定による通知を受けた日から起算して2週間以内に、書面により回答を行わなければならない。

(再説明会の開催)

第27条 市長は、前条第3項の規定に該当すると認めるときは、前条第5項の規定による回答(以下「回答」という。)の内容を対象者に周知するための説明会(以下「再説明会」という。)の開催を、当該回答を受理し

<p>4 申出者は、説明会を開催した場合は、規則で定めるところにより、当該説明会の開催状況を市長に報告しなければならない。</p>	<p>た日から起算して7日以内に再説明会開催要請書（様式第15号）により申出者に通知するものとする。</p> <p>2 申出者は、前項の規定による通知を受けた日から起算して3週間以内に再説明会を開催しなければならない。</p> <p>3 申出者は、あらかじめ、次に掲げる事項を報道機関その他により一般に周知しなければならない。</p> <p>(1) 再説明会を行う日時及び場所</p> <p>(2) 第24条第1項各号に規定する対象者の範囲</p> <p>(3) 第24条第1項各号に規定する対象者に、再説明会への出席を求める旨</p> <p>4 申出者は、回答の内容について当該再説明会に出席した対象者に説明しなければならない。</p> <p>(回答に対する疑義等の申立て)</p> <p>第28条 対象者は、再説明会において行われた説明に申立てがある場合は、市長に対し、当該再説明会が開催された日から起算して3週間以内に、市長が別に定める書面により申立てをすることができる。</p> <p>2 市長は、前項の申立てがあった場合は、当該申立ての内容を審査するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定による審査の結果、第1項の申立てに係る事項が公共施設の維持又は管理に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、申出者に対し、当該申立てに係る事項についての再説明を求めるものとする。</p> <p>4 市長は、前項の規定により申出者に再説明を求める場合は、第1項に規定する期間の満了した日から起算して2週間以内に、通知書（様式第16号）により通知するものとする。</p> <p>5 申出者は、前項の規定による通知を受けた日から起算して2週間以内に、書面により回答を行わなければならない。</p> <p>(再説明会の回数)</p> <p>第29条 市長は、再説明会の開催要請を、一の申出につき2回までに限り行うことができるものとする。</p> <p>(説明会の報告)</p> <p>第30条 条例第17条第4項の規定による説明会（再説明会を含む。以下この条において同じ。）の報告は、当該説明会の開催の日から起算して2週間以内に、説明会報告書（様式第17号）の正本2部及び副本に、次に掲</p>
-------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(地域協議会の意見)

第18条 市長は、法第32条の規定による協議を行おうとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、申出に係る開発行為によって公共施設の利用に影響を受けると認められる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

(市長の同意)

第19条 市長の同意は、前条の規定による地域協議会の意見及び説明会の内容を踏まえ、かつ、次に掲げる事項を勘案して、規則で定めるところにより、行うものとする。

- (1) 当該開発行為に係る公共施設の設計が市の公共施設に関する設計並びに維持及び管理に関する基準に適合しているものであること。

げる事項を記載した図書を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

- (1) 説明会において説明した第25条各号（申立ての回答の内容を含む。）に規定する事項
  - (2) 説明会において説明に用いた図書の写し
  - (3) 説明会に出席した対象者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (4) 前号に掲げる者の代理者の場合は、その者の氏名及び住所
  - (5) 質疑応答の経過を示す書類
- (地域協議会の意見)

第31条 市長は、条例第18条の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び前条の規定による説明会報告書を当該開発行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うものとする。この場合において、当該開発行為によって公共施設の利用に影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会にも当該書類を送付して、その意見を聴くものとする。

- 2 地域協議会の長は、説明会若しくは再説明会又は申立て若しくは説明会報告書の内容を踏まえて、前項の趣意書の内容に関する公共施設の利用の見地からの意見を述べようとするときは、当該趣意書の内容に関する地域協議会の意見を記載した意見書を、市長に提出するものとする。  
(同意)

第32条 条例第19条第1項の規定による同意は、次条及び第34条に定めるところによるものとする。

(同意の可否等)

第33条 市長は、説明会若しくは再説明会若しくは申立て若しくは説明会報告書の内容又は第31条第2項の規定による地域協議会の意見を踏まえて申出の内容を検討し、当該申出に同意するか否かの決定（以下この条において「決定」という。）を行うものとする。この場合において、決定は、条例第19条第1項各号に規定する基準及び法その他の関係する法令の規定に基づいて行うものとする。

- 2 市長は、第20条第3項の規定により申出者に通知した日から起算して9月以内に決定を行うものとする。
- 3 市長は、決定の結果を、直ちに、同意の可否決定書（様式第18号）に

(2) 排水路その他の排水施設の設計が、規則で定める基準に適合しているものであること。

(3) 公共施設について、溢水、土砂崩れその他の災害が発生するおそれがないものであること。

(4) 公共施設について、交通の安全上の支障が生ずるおそれがないものであること。

(5) 公共施設への環境に関する支障が生ずるおそれがないものであること。

(6) 公共施設の景観形成に重大な影響を及ぼさないものであること。

(7) その他公共施設の維持又は管理について適切なものであること。

2 市長は、申出に係る開発行為又は開発行為に関する工事に関係する公共施設の適切な維持又は管理のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の同意に条件を付することができる。

3 市長は、申出に係る開発行為により、当該開発区域（法第4条第13項に規定する開発区域をいう。以下同じ。）内若しくは開発区域に接して現にあ

より申出者に通知するものとする。

（対象者への通知）

第34条 市長は、前条第3項の規定による通知をした場合は、遅滞なく、その内容を飯田市公告式条例の例により公告するとともに、当該公告した事項を、通知書（様式第19号）により第31条の規定により意見を聴いた地域協議会の長及び説明会又は再説明会に出席した対象者のうち通知を希望する者に通知するものとする。

（排水施設の基準）

第35条 条例第19条第1項第2号の規則で定める基準は、次の式によって求められる排出雨水量（ $V'$ ）の数値が零又は負の数値であることとする。ただし、排出雨水量（ $V'$ ）に相当する規模の雨水量を一時的に排出しないこととすることができる規模の雨水貯留槽、氾濫調整池その他の施設を設ける場合は、この限りでない。

$$V - \alpha \times A = V'$$

上記の式において

$V$ ：当該敷地から排出されると予想される1時間あたりの排出雨水量（ $m^3/h$ ）

$\alpha$ ：当該地域について定める1平方メートル当たりの1時間につき流出する雨水量（ $m^3 / (m^2 \cdot h)$ ）で、市長が別に定める数値

$A$ ：当該開発区域の土地の面積  $m^2$  とする。

2 市長は、条例第16条の規定により申し出た開発行為に係る雨水を排除するための公共施設の下流の部分の施設の維持若しくは管理又は当該公

る公共施設の維持若しくは管理又は当該開発区域周辺の公共施設に係る災害の防止のための工事が必要であると認められる場合においては、その必要な限度において、第1項各号に基づく基準の割増を行い、又は当該工事を当該申出者の負担において行わせ、若しくは当該工事に要する費用の全部若しくは一部を当該申出者に負担させることができる。

- 4 前項の負担については、市長と申出者が協議して定めるものとする。  
(規則への委任)

第20条 第15条から前条までの規定のほか、同意を得た申出の内容を変更する場合の同意の手續等に関し必要な事項は、規則で定める。

共施設の下流の部分における雨水の溢水等雨水による災害を防止するために必要な限度において、前項に規定する雨水貯留槽、氾濫調整池その他の施設の規模の割り増しをすること、又は当該公共施設の下流の部分の改修工事を当該申出者に行わせること、若しくは当該工事に要する費用の全部若しくは一部を当該申出者に負担させることができる。

- 3 前項の負担については、市長と申出者が協議して定めるものとする。  
(変更の申出等)

第36条 条例第20条の規則で定めるものは、次条から第44条までに定めるところによるものとする。

(変更の申出の方法)

第37条 申出者は、第33条第1項の規定による同意を得た申出の内容を変更しようとする場合は、市長にその旨の申出(以下「変更の申出」という。)を行うものとする。この場合において、変更の申出は、変更しようとする内容を明らかにした変更申出書(様式第20号)の正本及び副本並びに変更開発行為概要書(様式第21号)(以下「変更申出書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 第19条の規定は、変更申出書の添付図書について準用する。この場合において同条第1項中「申出書」とあるのは「変更申出書」と、「添付図書」とあるのは「変更添付図書」と、同条第2項中「添付図書」とあるのは「変更添付図書」と読み替えるものとする。

(変更の申出の受付)

第38条 第20条の規定は、変更の申出の受付について準用する。この場合において、同条第1項中「申出書又は添付図書」とあるのは「変更申出書又は変更添付図書」と、「申出の受付(以下「受付」という。)」とあるのは「変更の申出の受付(以下「変更受付」という。)」と、同条第2項中「申出書又は添付図書」とあるのは「変更申出書又は変更添付図書」と、「当該申出書又は添付図書」とあるのは「当該変更申出書又は変更添付図書」と、同条第3項中「受付の日」とあるのは「変更受付の日」と、「受付をした旨」とあるのは「変更受付をした旨」と、「受理通知書(様式第12号)」とあるのは「変更受理通知書(様式第22号)」と読み替えるものとする。

(変更の申出事項の変更)

第39条 第21条の規定は、変更申出書又は変更添付図書に記載した事項の変更(第37条第1項の規定による変更の申出を除く。)について準用する。

この場合において、同条第1項中「説明会（第23条第1項の「説明会」をいう。次項において同じ。）又は再説明会（第27条第1項の「再説明会」をいう。次項において同じ。）」とあるのは「変更説明会又は再変更説明会」と、「申出書又は添付図書」とあるのは「変更申出書又は変更添付図書」と、同条第2項中「直前の説明会又は再説明会」とあるのは「直前の変更説明会又は再変更説明会」と、「当該変更した申出書及び添付図書」とあるのは「当該変更した変更申出書及び変更添付図書」と、同条第3項中「前条の規定」とあるのは「第38条において読み替えて準用する第20条の規定」と読み替えるものとする。

（変更説明会）

第40条 第22条から第29条までの規定は、変更説明会について準用する。  
 この場合において、第22条中「説明会の開催」とあるのは「変更説明会の開催」と、第23条第1項中「説明会」とあるのは「変更説明会」と、「第20条第3項の規定による通知書（第21条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第38条において読み替えて準用する第20条第3項の規定による通知書（第39条において読み替えて準用する第21条第3項において準用する場合を含む。）」と、同条第2項及び第3項中「説明会」とあるのは「変更説明会」と、同条第3項第2号中「次条第1項各号」とあるのは「第40条において準用する第24条第1項各号」と、同条第3項第3号中「次条第1項各号」とあるのは「第40条において準用する第24条第1項各号」と、第25条中「説明会」とあるのは「変更説明会」と、第26条第1項中「説明会」とあるのは「変更説明会」と、第4項中「通知書（様式第14号）」とあるのは「通知書（様式第23号）」と、第27条第1項中「前条第3項」とあるのは「第40条において準用する第26条第3項」と、「前条第5項」とあるのは「第40条において準用する第26条第5項」と、「説明会（以下「再説明会」という。）」とあるのは「変更説明会（以下「再変更説明会」という。）」と、「再説明会開催要請書（様式第15号）」とあるのは「再変更説明会開催要請書（様式第24号）」と、同条第2項及び第3項第1号「再説明会」とあるのは「再変更説明会」と、同条第3項第2号中「第24条第1項各号」とあるのは「第40条において準用する第24条第1項各号」と、同条第3項第3号中「第24条第1項各号」とあるのは「第40条において準用する第24条第1項各号」と、「再説明会」とあるのは「再変更説明会」と、同条第4項及び第28条第1項中「再説明会」とあるのは「再変更説明会」と、第28条第3項中「再

説明」とあるのは「再変更説明」と、同条第4項中「再説明」とあるのは「再変更説明」と、「通知書（様式第16号）」とあるのは「通知書（様式第25号）」と、第29条中「再説明会」とあるのは「第40条において読み替えて準用する再変更説明会」と、「一の申出につき2回まで」とあるのは「一の申出につき1回まで」と、それぞれ読み替えるものとする。

（変更説明会の報告）

第41条 第30条の規定は、変更説明会の報告について準用する。この場合において、同条中「条例第17条第4項の規定による説明会（再説明会を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「条例第20条の規定による変更説明会（第40条において読み替えて準用する再変更説明会を含む。以下同じ。）」と、「当該説明会の開催の日から」とあるのは「当該変更説明会の開催の日から」と、「説明会報告書（様式第17号）」とあるのは「変更説明会報告書（様式第17号）」と、同条第1号中「説明会において説明した第25条各号」とあるのは「変更説明会において説明した第40条において準用する第25条各号」と、同条第2号及び第3号中「説明会」とあるのは「変更説明会」と読み替えるものとする。

（変更の申出に係る地域協議会の意見）

第42条 第31条の規定は、変更の申出に係る地域協議会の意見について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第18条」とあるのは「条例第20条」と、「前条の規定による説明会報告書」とあるのは「第41条において読み替えて準用する第30条の規定による変更説明会報告書」と、同条第2項中「説明会若しくは再説明会又は申立て若しくは説明会報告書」とあるのは「第40条において読み替えて準用する変更説明会若しくは再変更説明会又は申立て若しくは変更説明会報告書」と読み替えるものとする。

（変更の申出に係る同意の可否等）

第43条 第33条の規定は、変更の申出に係る同意について準用する。この場合において、同条第1項中「説明会若しくは再説明会若しくは申立て若しくは説明会報告書の内容又は第31条第2項の規定による地域協議会の意見」とあるのは「第40条において読み替えて準用する変更説明会若しくは再変更説明会若しくは申立て若しくは変更説明会報告書の内容又は第42条において読み替えて準用する第31条第2項の規定による地域協議会の意見」と、「申出の内容を」とあるのは「変更の申出の内容を」と、「当該申出に同意するか否かの決定（以下この条において「決定」とい

う。）」とあるのは「当該変更の申出に同意するか否かの決定（以下この条において「変更決定」という。）」と、「決定は、」とあるのは「変更決定は、」と、同条第2項中「第20条第3項の規定」とあるのは「第38条において読み替えて準用する第20条第3項の規定」と、「9月以内」とあるのは「7月以内」と、同条第3項中「決定の結果」とあるのは「変更決定の結果」と読み替えるものとする。

（対象者への通知）

第44条 第34条の規定は、変更決定をした場合について準用する。この場合において、同条中「前条第3項の規定による通知」とあるのは「第43条において読み替えて準用する第33条第3項の規定による通知」と、「通知書（様式第19号）」とあるのは「変更通知書（様式第26号）」と、「第31条の規定」とあるのは「第42条において読み替えて準用する第31条の規定」と、「説明会又は再説明会」とあるのは「変更説明会又は再変更説明会」と読み替えるものとする。

（完了の確認）

第45条 条例第21条第1項の規定による届出は、公共施設等工事完了届（様式第27号）の正本2部及び副本に当該申出に係る公共施設の工事の施行状況を示す写真を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による承認の申請は、承認申請書（様式第28号）の正本2部及び副本を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、条例第21条第2項の規定による承認の申請があった場合は、当該承認の申請が当該開発行為を施行するためにやむを得ないものであると認めるときは、承認書（様式第29号）を当該承認の申請をした者に交付するものとする。

4 第1項の規定は、条例第21条第2項の規定による届出について準用する。

5 条例第21条第3項の規則で定める確認済証は、公共施設等確認済証（様式第30号）によるものとする。

6 条例第21条第4項の規定による通知は、通知書（様式第31号）を送付して行うものとする。

（完了の確認）

第21条 開発許可を受けた者は、同意に係る公共施設について当該公共施設に関する工事の全部が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 開発許可を受けた者は、開発行為の一部が完了した場合において必要があるときは、市長の承認を得て、その完了した開発行為の一部について、前項の規定による届出をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該公共施設に関する工事が第19条第1項の規定による同意及び同条第2項の規定による条件の内容に適合しているかどうかについて確認し、当該公共施設に関する工事が第19条第1項の規定による同意及び同条第2項の規定による条件の内容に適合していると認めるときは、当該開発許可を受けた者に規則で定める確認済証を交付しなければならない。

4 市長は、前項の規定による確認済証を交付したときは、遅滞なく、その旨を、規則で定めるところにより、長野県知事に通知するものとする。

## 第2節 開発行為の許可基準

(開発許可の基準の強化等)

第22条 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化は、次に掲げるものとする。

(1) 政令第25条第6号の技術的細目に係るものは、次に掲げるところによるものとする。

ア 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類の種類は、次のイにより設置するものに限り公園とする。

イ 設置すべき公園、緑地又は広場のうち1箇所の面積の最低限度は、開発区域の面積の2パーセントとする。

ウ 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度は、6パーセントとする。

(2) 政令第25条第7号の技術的細目に係るもの(省令第27条の2第1項に定めるものに限る。)は、次に掲げるところによるものとする。

ア 設置すべき公園(予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場。イにおいて同じ。)の数の最低限度は、1に開発区域の面積が2ヘクタールを超えるごとに1箇所を加算した数とする。

イ 設置すべき公園の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度は、6パーセントとする。

(3) 政令第28条の2第1号の技術的細目に係るものは、保存の措置を講ずべき樹木又は樹木の集団の要件について、同号に規定するもののほか、地上1.5メートルにおける幹周り1.5メートルを超える健全な樹木とする。

2 法第33条第5項の規定により定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 政令第29条の4第1項第2号の基準に係るものは、主として建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、切土又は盛土によって生じる法(小段等によって上下に分離された法がある場合は、その上下の法を一体のものとし、以下この号において同じ。)の高さの最高限度は、4メートルとし、法の長さが30メートルを超える場合にあっては高さ3メートルとする。ただし、良好な景観の形成が図られるものとして規則で定める措置を講じる場合にあっては、この限りでない。

(2) 政令第29条の4第1項第3号の基準に係るものは、主として複数の一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、開発区域

## 第2節 開発行為の許可基準

(良好な景観の形成が図られるものとして規則で定める措置)  
第46条 条例第22条第2項第1号の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 法面に植樹するもの

(2) 法の前面に植樹するもの(おおむね法の高さ以上に生育する種類の樹木で、法の高さの2分の1以上の樹高のものに限る。)

内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、次に掲げる区域に応じ、それぞれに定める面積とする。ただし、法第12条の4第1項各号に規定する地区計画等により、300平方メートルを超えない範囲で建築物の敷地面積の最低限度が定められた区域における建築物の敷地面積の最低限度は、当該区域について定められたものとする。

ア 用途地域の定められている土地の区域 200平方メートル

イ ア以外の土地の区域 300平方メートル

(3) 政令第29条の4第1項第4号の基準に係るものは、次に掲げるところによるものとする。

ア 主として建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、木竹の保全が行われる土地の面積の最低限度は、次に定めるところによるものとする。ただし、良好な景観の形成が図られるものとして規則で定める措置を講じる場合、又は開発行為後の地貌が道路その他の公共の場所から容易に望見できない場合にあっては、この限りでない。

(ア) 飯田市緑の育成条例（平成19年飯田市条例第42号）第10条第1項に規定する緑地保全配慮地区又は同条例第12条第1項に規定する準緑地保全配慮地区の土地の区域に存する高さが5メートル以上の健全な樹木の集団を開発区域に含む場合にあっては、当該樹木の集団の面積が開発区域の面積の60パーセント未満の場合はその樹木の集団の全てを、それ以外の場合は開発区域の面積の60パーセントに相当する面積の樹木の集団を保全するものとする。

(イ) (ア)に規定する土地の区域以外の土地の区域であって、地上1.5メートルにおける幹周り1.5メートルを超える健全な樹木又は高さが10メートル以上の健全な樹木の集団を開発区域に含む場合にあっては、当該樹木の集団の面積が開発区域の面積の25パーセント未満の場合はその樹木の集団の全てを、それ以外の場合は開発区域の面積の25パーセントに相当する面積の樹木の集団を保全するものとする。

イ 主として建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為であって、当該開発区域の土地が飯田市緑の育成条例第23条第1項に規定する緑化推進重点地区又は第24条第1項に規定する準緑化推進重点地区（以下この号において「緑化推進重点地区等」という。）の土地であるものに限り、適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度は、緑化推進重点地区等に含まれる開発区域の土地の面積に対し、25パーセント又は飯田市緑の育成条例第4条第1項に規定する緑の基本計画において定

2 条例第22条第2項第3号アの規則で定める措置は、樹木の集団の保全が行われるべき土地に代わる土地における移植又は植樹とする。

める緑化率のいずれか少ない比率に相当する土地の面積とする。ただし、開発行為後の地貌が道路その他の公共の場所から容易に望見できない場合にあつては、この限りでない。

#### 第5章 雑則

##### (報告及び立入調査)

第23条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、申出に係る開発行為を行おうとする者若しくは開発行為を行う者に対し、当該開発行為に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該開発区域の土地若しくは建物に立ち入り、当該開発行為に係る公共施設について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

##### (書類の閲覧)

第24条 市長は、申出に係る書類のうち規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、これを閲覧に供するものとする。

#### 第5章 雑則

##### (報告)

第47条 市長は、条例第23条第1項の報告又は資料の提出を求めようとするときは、報告等依頼書(様式第32号)を、申出に係る開発行為をしようとする者若しくは開発行為をする者又は開発行為をした者に送付して行うものとする。

2 前項の規定による報告等依頼書を受領した者は、遅滞なく、報告書(様式第33号)又は資料を、市長に提出しなければならない。

##### (身分証明書)

第48条 条例第23条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、飯田市職員服務規程(昭和45年飯田市訓令第6号)第5条の2第2項の規定による職員証とする。

##### (書類の閲覧)

第49条 条例第24条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類(以下「開発行為概要書等」という。)とする。

- (1) 第18条の規定による開発行為概要書及び第19条第1項の規定による添付図書
  - (2) 第21条第1項の規定により前号の開発行為概要書等を変更した開発行為概要書及び添付図書
  - (3) 第37条第1項の規定による変更開発行為概要書及び同条第2項において読み替えて準用する第19条第1項の規定による変更添付図書
  - (4) 第39条において読み替えて準用する第21条第1項の規定により前号の開発行為概要書等を変更した変更開発行為概要書及び変更添付図書
- 2 条例第24条第1項の規定による書類の閲覧は、次に掲げるところにより、行うものとする。

- (1) 飯田市の休日(飯田市の休日を定める条例(平成元年飯田市条例第40号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。)においては、開発行為概要書等を閲覧に供さない。
- (2) 開発行為概要書等の閲覧をする時間は、午前9時から午後4時までとする。
- (3) 開発行為概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備える閲覧

2 市長は、前項の規則で定める書類を閲覧する者が同項の規則に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

第6章 補則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（飯田市地区計画等の案の作成手続に関する条例の廃止）
- 2 飯田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成8年飯田市条例第21号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 施行日前に、前項の規定による廃止前の飯田市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条及び第3条の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成19年6月26日条例第40号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の飯田市都市計画法施行条例（以下「新条例」という。）第4章第1節の規定は、施行日以後に都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第32条第1項の規定による同意（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）を得るために行われる申出から適用する。

簿に必要事項を記入し、係員に申し出なければならない。

(4) 開発行為概要書等を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 閲覧の場所は、市役所本庁事務所とする。
- イ 係員の指示に従って、所定の場所で閲覧をすること。
- ウ 開発行為概要書等を汚損し、又はき損しないこと。
- エ 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

3 前項の規定による書類の閲覧は、条例第16条の規定による申出又は条例第20条の規定による変更の申出があった日から3年を経過する日までに限りできるものとする。

第6章 補則

(補則)

第50条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第13条の規定は、この規則の施行の日前に決定又は変更をした都市計画については、適用しない。

附 則（平成19年12月7日規則第63号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 飯田市の公共施設について都市計画法の規定に基づく同意を行う際の手続に関する規則（平成15年飯田市規則第40号）は、廃止する。ただし、この規則の施行の日前に法第32条第1項の同意（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）を得るための申出については、なお、従前の例による。

3 新条例第22条の規定は、施行日以後に法第29条第1項又は第2項の規定により許可の申請をする者の当該申請に係る許可について適用する。

附 則（平成20年3月28日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）

2 この条例による改正後の飯田市都市計画法施行条例第22条の規定は、施行日以後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定により許可の申請をする者の当該申請に係る許可について適用する。

附 則（平成20年9月30日条例第33号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月25日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）

2 この条例による改正後の飯田市都市計画法施行条例第22条の規定は、施行日以後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定により許可の申請をする者の当該申請に係る許可について適用する。

附 則（平成20年3月28日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則による改正後の飯田市都市計画法施行条例施行規則第46条の規定は、施行日以後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定により許可の申請をする者の当該申請に係る許可について適用する。

附 則（平成23年3月25日規則第12号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月29日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。



■ 飯田市景観条例及び同規則

条 例	規 則
<p>飯田市景観条例</p> <p>平成19年6月26日 飯田市条例第41号</p>	<p>飯田市景観規則</p> <p>平成19年12月7日 飯田市規則第58号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 景観計画の策定等（第4条—第8条）</p> <p>第3章 行為の規制等（第9条—第15条）</p> <p>第4章 景観重要建造物等</p> <p>    第1節 景観重要建造物の指定等（第16条—第21条）</p> <p>    第2節 景観重要樹木の指定等（第22条—第25条）</p> <p>第5章 景観資産等</p> <p>    第1節 景観資産の指定等（第26条—第30条）</p> <p>    第2節 ふるさと風景地域の指定等（第31条—第33条）</p> <p>    第3節 景観育成推進地区等の指定等（第34条—第36条）</p> <p>    第4節 景観育成団体の認定等（第37条）</p> <p>第6章 景観協議会（第38条）</p> <p>第7章 準景観地区の指定の提案等（第39条—第42条）</p> <p>第8章 雑則（第43条—第47条）</p> <p>第9章 補則（第48条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則     （目的）</p> <p>第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、景観計画の策定、行為の規制、景観重要建造物等の指定等に関し必要な事項を定めるとともに、景観資産の指定その他の事項を定めることにより、地域の特性及び個性を生かした景観の育成を図り、もって市民の生活の向上並びに地域の経済及び社会の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>    （定義）</p> <p>第2条 この条例において「景観の育成」とは、法で用いる良好な景観を形</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 景観計画の策定等（第4条—第9条）</p> <p>第3章 行為の規制等（第10条—第20条）</p> <p>第4章 景観重要建造物等</p> <p>    第1節 景観重要建造物の指定等（第21条—第28条）</p> <p>    第2節 景観重要樹木の指定等（第29条—第36条）</p> <p>    第3節 管理協定（第37条・第38条）</p> <p>第5章 景観資産等</p> <p>    第1節 景観資産の指定等（第39条—第43条）</p> <p>    第2節 ふるさと風景地域の指定等（第44条—第46条）</p> <p>    第3節 景観育成推進地区等の指定等（第47条・第48条）</p> <p>    第4節 景観育成団体の認定等（第49条）</p> <p>第6章 景観協議会（第50条）</p> <p>第7章 準景観地区の指定の提案等（第51条—第54条）</p> <p>第8章 雑則（第55条—第59条）</p> <p>第9章 補則（第60条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則     （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号。以下「条例」という。）の規定に基づき、法及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>    （定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の</p>

成することのほか、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しながら、良好な景観を次世代に引き継ぐよう、これを誇りと愛着をもって育むことをいう。

(基本指針等)

第3条 市は、景観の育成に関する基本指針及びこれに即して実施すべきものとする施策の推進に関する基本方針(以下「基本指針等」という。)を定めるものとする。

2 市は、基本指針等を定めようとするときは、あらかじめ、飯田市土地利用計画審議会条例(平成19年飯田市条例第14号)の規定に基づく飯田市土地利用計画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市は、基本指針等を定めたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本指針等の変更について準用する。

5 市は、基本指針等に即して実施する景観の育成に必要な施策の推進に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4第1項の規定による地域自治区(以下「地域自治区」という。)において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等(以下「まちづくり委員会」という。)と連携して、行うものとする。

## 第2章 景観計画の策定等

(景観計画)

第4条 法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)は、基本指針等に即して定めるものとする。

2 地域自治区の土地の区域の全部又はその一部について、当該地域の景観の育成に関する計画(以下「地域景観計画」という。)を定める必要があるときは、景観計画においてこれを定めるものとする。

3 前項の地域景観計画において定める事項は、規則で定める。

例による。

(基本指針等の公表)

第3条 条例第3条第3項の規定による公表は、飯田市公告式条例(昭和31年飯田市条例第3号)の例により行うものとし、かつ、条例第3条第1項の基本指針等の図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

## 第2章 景観計画の策定等

(景観計画)

第4条 条例第4条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第4条第2項の地域景観計画の名称及び区域
- (2) 当該地域における景観の育成の目標
- (3) 次に掲げる事項のうち必要なもの

ア 当該地域における景観の育成の方針

イ 当該地域の景観の育成のための行為の制限に関する事項

ウ その他当該地域の特性及び個性を生かした景観の育成のために必

## 要な事項

- 4 景観計画においては、法第8条第2項各号及び第3項に掲げるもののほか、景観の育成上特に重要な地区（以下「景観育成特定地区」という。）に関する事項を定めることができる。
- 5 景観育成特定地区は、次に掲げる地区とする。
- (1) 飯田市緑の育成条例（平成19年飯田市条例第42号）第10条第1項の規定による緑地保全配慮地区及び同条例第12条第1項の規定による準緑地保全配慮地区
  - (2) 飯田市緑の育成条例第23条第1項の規定による緑化推進重点地区及び同条例第24条第1項の規定による準緑化推進重点地区
  - (3) 屋外広告物及びこれを掲出する物件に関して、地区ごとに特別に基準を定めることにより、当該地区の特性及び個性を生かした景観の育成を積極的に図る必要がある地区として飯田市屋外広告物条例（平成19年飯田市条例第43号）第24条第6項の規定による地区
  - (4) 法令又は条例の規定により指定された地区又はその周辺の地域であつて、特別に基準を定めることにより、当該地区の指定要件とされた特性及び個性を生かした良好な景観を育成すべき地区
  - (5) 前各号のほか、地区ごとに独自の基準を定めることにより、当該地区の特性及び個性を生かした景観の育成を積極的に図る必要がある地区
- 6 景観育成特定地区における法第8条第2項第2号の行為の制限に関する事項及びその他の規則で定める事項は、景観育成特定地区ごとに定めるものとする。

- 2 条例第4条第6項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 条例第4条第4項の景観育成特定地区の名称及び区域
  - (2) 当該地区における景観育成特定地区の特性及び個性を生かした景観の育成の目標
  - (3) 当該地区における前号の目標を達成するための景観の育成の方針
  - (4) 第2号の目標及び前号の方針に従い、これを実現するための行為の制限に関する事項
  - (5) その他当該地区の景観の育成のために必要な事項
- 3 地域景観計画において、第1項第3号ア及びイに掲げる事項が定められた土地の区域は、景観育成特定地区とする。
- 4 景観育成特定地区においては、第2項各号に掲げる事項のほか、景観計画（同項各号に掲げるものに相当する部分を除く。）の適用があるものとする。
- 5 景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第1号）第1条第2項の規定による景観計画の計

7 景観計画は、法第8条第5項から第11項までに規定するもののほか、飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号）第8条第1項の規定による土地利用基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

（策定の手続）

第5条 市は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、規則で定めるところにより、市民及び当該景観計画に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるものとする。

2 市は、景観計画のうち、地域景観計画を策定しようとする場合においては、当該地域景観計画に係る地域自治区の住民の参加を得て策定するものとする。

3 市は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該景観計画の対象となる土地の区域に係る地域協議会（地方自治法第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

4 市は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならない。

画図を表示する方法は、縮尺25,000分の1以上の地形図を用いて表示するものとし、地域景観計画及び景観育成特定地区を表示する場合にあっては、縮尺2,500分の1の地形図を用いて表示するものとする。ただし、当該地形図が整備されていない地域等これによりがたい場合においては、最大の縮尺の地形図をもってこれに替えることができるものとする。

（景観計画の策定の手続）

第5条 条例第5条第1項の規定による市民及び景観計画に関係を有する者の意見を求めるための必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 当該定めようとする景観計画の案をインターネットを利用して30日間表示すること。

(2) 市長の指定する場所及び当該定めようとする景観計画の案の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）において、当該定めようとする景観計画の案を30日間公衆の縦覧に供すること。

2 市長は、条例第5条第3項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び定めようとする景観計画の案（以下「景観計画の案」という。）を当該地域協議会の長に送付するものとする。この場合において、当該景観計画の案によって景観の育成に影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会の長にも趣意書及び景観計画の案を送付して、その意見を聴くものとする。

3 前項の規定により趣意書及び景観計画の案の送付を受けた地域協議会の長は、当該景観計画の案について意見を述べようとするときは、当該景観計画の案に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。

4 市長は、条例第5条第4項の規定により飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴こうとするときは、前項の規定による地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。以下審議会の

意見を聴く場合における地域協議会の意見について同じ。)及び景観計画の案を提出して、審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、法第9条第2項の規定により飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づく飯田市都市計画審議会の意見を聴こうとするときは、第3項の規定による地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。）及び景観計画の案を提出して、飯田市都市計画審議会の意見を聴くものとする。

6 景観行政団体及び景観計画に関する省令第3条の規定による景観計画の図書の縦覧は、市長の指定する場所において行うものとする。この場合において、当該縦覧場所及び当該景観計画の図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

7 市長は、法第9条第6項の告示をしたときは、直ちに、当該景観計画の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に当該景観計画の図書の写しの全部又はその一部を送付するものとする。

8 第1項から前項までの規定は、条例第5条第5項の規定による景観計画の変更（次項で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「定めようとする」とあるのは「変更しようとする」と読み替えるものとする。

9 条例第5条第5項の規則で定める軽易な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が市民及び変更しようとする景観計画に関係を有する者の意見を求める必要があると認める変更（計画提案の方法）

第6条 法第11条第1項又は第2項の規定による景観計画の策定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）は、景観行政団体及び景観計画に関する省令第4条の規定による計画提案書（様式第1号）2部に、同条各号に規定する図書を添えて、市長に提出して行うものとする。この場合において、当該計画提案に係る素案の内容が、2以上の地域自治区の土地の区域に係るものであるときは、市長の指示に従うものとする。

5 前各項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

（景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模等）

第6条 景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第7条の規定により条例で定める規模は、次に掲げる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等（次項において「地区計画等」という。）の土地の区域
- (2) 法第81条第1項の規定による景観協定（以下「景観協定」という。）の目的となる土地の区域
- (3) 長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定による景観育成住民協定（以下「住民協定」という。）の目的となる土地の区域

(4) その他規則で定める土地の区域

2 法第11条第2項の条例で定める団体は、次に掲げるものとする。ただし、第1号に掲げるものにあつては、その活動する土地の区域に関する景観計画の、その他の団体にあつては、当該団体に係る土地の区域に関する景観計画の策定又は変更に関するものとする。

- (1) まちづくり委員会
- (2) 地区計画等に係る第37条第1項の規定による認定を受けた団体
- (3) 景観協定に係る第37条第1項の規定による認定を受けた団体
- (4) 住民協定に係る第37条第1項の規定による認定を受けた団体
- (5) その他景観育成に特に必要な団体として規則で定める団体

(計画提案を踏まえた審議会等の意見を聴く場合の手続)

第7条 市は、法第12条の規定により景観計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該景観計画の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

2 市は、法第12条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第5条第3項及び第4項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く地域協議会及び審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

3 市は、法第14条第1項の規定による通知をする場合においては、同項の規定によるほか、当該計画提案の対象となる土地の区域に係る地域協議会に通知しなければならない。

4 市は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該景観計画の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会に当該景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(景観育成特定地区内における指導)

第8条 市長は、景観育成特定地区内の建築物若しくは工作物又は土地若し

(景観計画の提案ができる団体)

第7条 条例第6条第2項第5号の規則で定める団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 飯田市緑の育成条例（平成19年飯田市条例第42号）第31条の規定による市民緑地の管理に係る団体で、条例第37条第1項の規定による認定を受けた団体
- (2) 法第55条第1項の規定による景観農業振興地域整備計画の区域に係る団体で、条例第37条第1項の規定による認定を受けた団体

(計画提案を踏まえた景観計画を策定しない場合の手続)

第8条 法第14条第1項の規定による策定又は変更をしない旨の通知は、通知書（様式第2号）を当該計画提案をした者及び当該計画提案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うものとする。

(景観育成特定地区内における指導)

第9条 条例第8条第1項の規定による指導は、当該指導の対象となる建

くは土地に存する木竹その他の物件（以下この条において「建築物等」という。）に関して、景観の育成上特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該建築物等の所有者又は管理者その他建築物等に関係する者に対し、当該景観育成特定地区における法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準に適合するよう必要な措置を講じることを指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導を行う場合においては、あらかじめ、当該建築物等が存する土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 まちづくり委員会は、当該まちづくり委員会が活動する土地の区域について定められた地域景観計画を推進するため必要があると認めるときは、当該地域における第1項のとるべき必要な措置について、市長に申し出ることができる。この場合においては、規則で定めるところにより、当該申出に係る景観育成のための素案を添えて行わなければならない。

### 第3章 行為の規制等

#### （届出事項等）

第9条 法第16条第1項の条例で定める届出は、規則で定める届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。

建築物等が、当該景観育成特定地区について定められた第4条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に照らして、当該景観育成特定地区の景観の育成に著しい支障となっていることが明らかであると認められる場合に限り、合理的に必要と認められる限度において指導することができるものとする。この場合において、当該建築物等の利用を不当に制限することとならないよう指導するものとする。

- 2 条例第8条第3項後段の規定による申出は、申出書（様式第3号）2部に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。
  - (1) 申出に係る建築物等の位置を示す図面等
  - (2) 当該建築物等に係る景観の育成のための措置に関する案
  - (3) 当該建築物等が当該景観育成特定地区の良好な景観の育成を著しく阻害している事実を示す図書及びその写真
  - (4) まちづくり委員会における当該建築物等に関する協議の内容
  - (5) その他申出に関して市長が必要と認める図書等

#### 第3章 行為の規制等

#### （届出の方法等）

第10条 法第16条第1項及び第2項並びに条例第9条第1項の規定による届出は、届出書（様式第4号）の正本及び副本並びに建築等計画概要書（様式第5号）2部に、省令第1条第2項各号又は次項各号及び第3項に掲げる図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。

- 2 条例第9条第1項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きい場合、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。
  - (1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
  - (2) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
  - (3) 景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第4条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉋物の掘採を除く。）にあっては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

- の
- (4) 政令第4条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）にあっては、次に掲げる図書
- ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- イ 廃土の堆積<sup>たい</sup>方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- ウ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (5) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽に限る。）にあっては、次に掲げる図書
- ア 第13条第1項第4号イに規定する行為を行おうとする土地の区域内における当該行為の位置及びその概要を示す図面で縮尺100分の1以上のもの
- イ アの土地の区域内における植栽の計画及びその樹種並びに施行方法を示す図面で縮尺100分の1以上のもの
- (6) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の伐採に限る。）にあっては、次に掲げる図書
- ア 木竹の伐採を行う範囲を示す図面で縮尺250分の1以上のもの
- イ 木竹の伐採を行う範囲内における幹周り（地上より1.5メートルの位置）1.5メートル以上又は高さ10メートルを超え、かつ、樹冠が10メートルを超える樹木の位置及びこれら木竹の保全の方法を示す図面で縮尺250分の1以上のもの
- ウ 木竹を伐採した後に行う措置を明らかにする図面で縮尺250分の1以上のもの
- (7) 政令第4条第4号に掲げる行為にあっては、堆積<sup>たい</sup>する場所及び方法を明らかにする図面であって縮尺250分の1以上のもの
- (8) 政令第4条第5号に掲げる行為にあっては、埋立て又は干拓する場所及び方法を明らかにする図面であって縮尺250分の1以上のもの
- (9) 政令第4条第6号に掲げる行為にあっては、次に掲げる図書
- ア 特定照明をする物件の彩色並びに物件に照明をする範囲及び面積を明らかにする図面であって縮尺100分の1以上のもの
- イ 特定照明の色調及び方法並びにその時間帯を示す図書
- (10) 第13条に掲げるものにおいて、次に掲げる図書
- ア 行為を行う土地の区域及び完成予想図を作成した眺望点（地域に

2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第4号の規定により条例で定める図書は、景観計画による行為の制限に応じて、規則で定める。

3 次項に掲げる行為について法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、政令第4条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる行為とする。

5 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 仮設の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更（規則で定める行為を除く。）

(3) 農林漁業を営むために行う森林の皆伐（飯田市緑の育成条例第15条第1項に規定する指定植物（第5号において「指定植物」という。）の皆伐を除く。）

(4) 屋外における物件の<sup>たい</sup>堆積で、次に掲げるもの

ア 農林漁業を営むために行うもの

イ <sup>たい</sup>堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(5) 農林漁業を営むために行う水面の埋立て又は干拓（指定植物に係る行

として重要な景観を眺望できると長野県知事が認める地点その他の不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。ウにおいて同じ。）の位置を表示する縮尺25,000分の1以上の図面

イ 完成予想図

ウ 眺望点の関係者、行為を行う土地の周辺地域の住民等に対して説明を行った場合にあつてはその状況を明らかにする書面、当該説明を行っていない場合にあつてはその理由を記載した書面

(11) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

3 景観育成特定地区以外の景観計画区域（以下「普通地域」という。）内における条例第9条第1項及び第2項の規則で定める図書は、前項に掲げるもののほか、条例第26条第1項第3号の優れた景観を眺望できる地点として景観資産に指定されている地点等からの眺望指定区域（当該地点等から眺望できる範囲に存する土地の区域のうち、特に優れた景観を有する区域として景観計画で定めるものをいう。）内で行うものに限り、当該行為後における当該地点等からの予想される眺望の写真とする。

<p>為を除く。)</p> <p>(6) 規則で定める公共的団体が行うもの</p>          <p>(7) 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、景観の育成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの</p>	<p>(公共的団体)</p> <p>第11条 条例第9条第5項第6号の規則で定める公共的団体は、法第92条第1項の規定により市長が指定した景観整備機構とする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第11条の2 条例第9条第5項第2号の規則で定める行為は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第3条第1号から第4号までに該当するものとする。</p> <p>(許可等を受けて行う行為)</p> <p>第12条 条例第9条第5項第7号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項又は第127条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(2) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第6条第1項に規定する森林保健機能増進計画(森林法(昭和26年法律第249号)第11条第5項(同法第12条第3項において準用する場合を含む。))の規定による認定を受けたものに限る。)に従って行う行為</p> <p>(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第3条第2項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為</p> <p>(4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項又は第16条第3項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(5) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の9第1項の規定による許可を受けた第1種市街地再開発事業の施行として行う行為及び同法第8条第1項に規定する市街地再開発組合が第1種市街地再開発事業の施行として行う行為</p> <p>(6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う行為</p> <p>(7) 条例第29条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(8) 長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例22号)第6条の3第3項の規定による認可又は同条例第8条第1項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第20条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(9) 長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)第10条第3</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (8) 飯田市緑の育成条例第11条又は同条例第13条において定めるもの  
 (9) 法第16条第1項の届出を要する行為のうち、規則で定めるもの

項の規定による許可を受けて行う行為

(10) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第13条第1項（第34条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項（第29条及び第34条において準用する場合を含む。）又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為

(11) 飯田市文化財保護条例（昭和41年飯田市条例第33号）の規定により許可を受けて行う行為又は届け出て行う行為（届出を要しない行為）

第13条 条例第9条第5項第9号の規則で定めるものは、普通地域内で行う行為のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 法第16条第1項第1号の規定による建築物の建築等に係るものは、次に掲げるもの

ア 建築物の新築、増築、改築又は移転 当該行為に係る部分の床面積の合計若しくは建築面積が500平方メートルを超え、又は当該行為に係る部分の高さが10メートルを超えるもの

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該修繕若しくは模様替又は変更に係る面積が400平方メートルを超えるもの

(2) 法第16条第1項第2号の規定による工作物の建設等に係るものは、次に掲げるもの

ア 煙突の建設等 当該行為に係る部分の高さが10メートルを超えるもの

イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（この号ケに掲げるものを除く。）の建設等 当該行為に係る部分の高さが10メートルを超えるもの

ウ 高架水槽、物見塔その他これらに類するものの建設等 当該行為に係る部分の高さが10メートルを超えるもの

エ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設の建設等 当該行為に係る部分の高さが10メートルを超えるもの

オ コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するものの建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超え、又は高さが10メートルを超えるもの

カ 自動車車庫の用途に供する施設の建設等 当該行為に係る部分の

- 築造面積が500平方メートルを超え、又は高さが10メートルを超えるもの
- キ 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設の建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超え、又は高さが10メートルを超えるもの
  - ク 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超え、又は高さが10メートルを超えるもの
  - ケ 電気供給又は電気通信のための施設（この号サに掲げるものを除く。）の建設等 当該行為に係る部分の高さが20メートルを超えるもの
  - コ 擁壁（法第16条第1項第3号の規定による開発行為又は政令第4条第1号の規定による土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（公共土木工事に係るものを除く。）に係るものに限る。）の建設等 当該行為に係る部分の高さが4メートルを超え、又は高さ3メートルかつ長さが30メートルを超えるもの
  - サ 太陽光発電施設（一団の土地又は水面に太陽電池モジュールを設置するものをいい、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）の建設等 当該行為に係る太陽電池モジュールに係る部分の設置面積又は高さが次に掲げるものであるもの
    - (ア) 設置面積 成型した太陽電池モジュール（平面であるもののほか、曲面、球面その他集光のために湾曲等させた形状のものを含む。）が架台等に設置される場合において受光部側となる部分（連続して建設等する場合にあっては、連続する太陽電池モジュールに係る部分（当該太陽電池モジュールを成型し、又は結合するための型枠として受光部側に位置する当該型枠部分を含む。）をいう。）の表面積の合計が500平方メートルを超えるもの
    - (イ) 高さ 当該行為に係る部分の下端を地盤面として、当該地盤面から上端まで（連続して建設等する場合にあっては、連続する太陽電池モジュールに係る部分のうち、最下部に位置するもの下端を地盤面として、当該地盤面から最上部に位置するものの上端まで）の高さが10メートルを超えるもの
- (3) 法第16条第1項第3号の規定による開発行為 当該開発行為（自己の居住の用に供する目的で行うものを除く。）に係る土地の面積が

500平方メートルを超え、又は高さ4メートル若しくは法の長さが30メートルを超える場合にあつては高さ3メートルを超える法を生ずるもの

(4) 法第16条第1項第4号の規定により条例第9条第4項に定める行為は、次に掲げるもの

ア 政令第4条第1号の規定による土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（前号の開墾行為及び公共土木工事に係るものを除く。）当該土地の形質の変更に係る土地の面積が1,000平方メートルを超え、又は高さ4メートル若しくは法の長さが30メートルを超える場合にあつては高さ3メートルを超える法を生ずるもの

イ 政令第4条第2号の規定による木竹の植栽（法第16条第1項第1号から第3号まで並びに政令第4条第1号、第2号（木竹の伐採に限る。）、第4号及び第5号の行為に係る土地の区域内で行われるものに限る。）この項第1号、第2号オからクまで、第3号、この号ア、及びウからオまでの行為に伴い行われる木竹の植栽

ウ 政令第4条第2号の規定による木竹の伐採 当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えるもの

エ 政令第4条第4号の規定による屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（公共土木工事に係るものを除く。）その高さが3メートルを超え、又はその用途に供される土地の面積が500平方メートルを超えるもの

オ 政令第4条第5号の規定による水面の埋立て又は干拓 当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えるもの

カ 政令第4条第6号の規定による特定照明 当該特定照明の対象面積が50平方メートルを超えるもの（30日を超えて継続しないもの又は祭典その他地域の行事により行うものを除く。）

2 条例第9条第6項の規定により景観育成特定地区ごとに定める同条第5項第9号の規則で定めるものは、別表の左欄に掲げる景観育成特定地区について、同表の中欄に掲げる行為の種類に応じ、同表の右欄に掲げる規模に該当するもの以外のものとする。

(行為の周知等)

6 景観育成特定地区における前項第9号の規則で定めるものは、行為の種類及びその規模に応じて、景観育成特定地区ごとに定めるものとする。この場合において、景観育成特定地区以外の法第8条第2項第1号の景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）における法第16条第1項の届出を要するすべての行為が、その景観育成特定地区における当該届出を要する行為となるよう定めなければならない。

(行為の周知等)

第9条の2 法第16条第1項又は第2項の届出をした者（以下この条から第12条第5項までにおいて「届出をした者」という。）は、当該届出に係る行為を行う前に、当該届出に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等に対して、当該行為に関して当該地域の住民及び当該土地所有者等に説明するための会合を開催することその他の方法により当該行為の周知に努めるものとする。

2 市長は、前項に規定する周知を行った届出をした者に対し、規則で定めるところにより当該周知の内容に関し報告を求めることができる。

（公共的団体に関する特例等）

第10条 第9条第5項第6号の公共的団体は、法第16条第1項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、前項の通知があった場合において、景観の育成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該公共的団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。

（特定届出対象行為）

第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

（地域協議会の長への通知等及び説明会の開催）

第12条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項の届出があったとき又は同条第5項若しくは第10条第1項の通知があったときは、その旨を当該届出又は通知に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に通知するものとする。

第13条の2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者が、条例第9条の2第1項に規定する周知を行った場合は、第10条第1項の届出書及び建築等計画概要書にその旨を記載するものとする。

2 市長は、条例第9条の2第2項の規定により報告を求めるときは、書面により届出をした者に通知するものとする。

3 前項の報告は、届出をした者が周知実施報告書（様式第5号の2）を市長に提出して行うものとする。

（公共的団体に関する特例等）

第14条 法第16条第5項又は条例第10条第1項の規定による通知は、通知書（様式第6号）の正本3部及び副本に、省令第1条第2項各号の規定又は第10条第2項各号及び第3項の規定による図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。

2 法第16条第6項又は条例第10条第2項の規定による協議は、協議書（様式第7号）に必要な図書を添付して、これを当該国の機関若しくは地方公共団体又は公共的団体の長に送付して行うものとする。

（地域協議会の長への通知等）

第15条 条例第12条第1項の規定による通知は、届出等受理通知書（様式第8号）を当該届出又は通知に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うとともに、法第16条第1項又は第2項の規定による届出にあっては、第10条第1項の規定による建築等計画概要書及び同項の規定により添付する図書を、法第16条第5項後段又は条例第10条第1項の規定による通知にあっては、前条第1項の規定による通知書の正本及び同項の規定により添付する図書を、当該届出又は通知に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域自治体の事務所の長に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、市長が別に定める団体（当該届出又は通知に係る行為の対象となる土地の区域に係る団体に限る。）の長にも届出等受理通知書を送付するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に関し地域景観計画の推進の見地から意見があるときは、規則で定めるところにより、市長に当該意見を述べることができる。
- 3 第1項の規定による通知（法第16条第1項又は第2項の届出に係るものに限る。）を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等（以下この項において「地域住民等」という。）の意見を聴く必要があると認めるときは、説明会（当該通知に係る行為に関して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。）を開催すべき旨を、当該通知に係る法第16条第1項又は第2項の届出をした者に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による申出を踏まえて説明会の開催が必要であると認めるときは、当該通知に係る届出をした者に、規則で定めるところにより、当該説明会の開催を要請するものとする。
- 5 飯田市土地利用調整条例（平成19年飯田市条例第39号）第7条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において、同条第3項から第7項までの規定中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と読み替えるものとする。

（勧告の手続等）

- 2 条例第12条第2項の規定による意見は、市長が別に指定する日までに限り述べることができるものとする。この場合においては、意見書（様式第9号）を市長に提出するものとする。
- 3 条例第12条第3項の規定による説明会の開催の申出は、前項の意見書にその旨を記載して行うものとする
- 4 条例第12条第4項の規定による説明会の開催の要請は、説明会開催要請書（様式第10号）を当該届出をした者に送付して行うものとする。
- 5 飯田市土地利用調整条例施行規則（平成19年飯田市規則第57号）第12条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において、同条第3項中「条例第7条第3項」とあるのは「飯田市景観条例第12条第5項において準用する条例第7条第3項」と、同項第1号イ中「条例第7条第4項」とあるのは「飯田市景観条例第12条第5項において準用する条例第7条第4項」と、同項第3号中「条例第4条第1項又は第2項の届出」とあるのは「法第16条第1項又は第2項の届出」と、「周辺的生活環境に及ぼす影響」とあるのは「周辺の景観に及ぼす影響」と、同項第4号中「条例第4条第1項又は第2項の届出」とあるのは「法第16条第1項又は第2項の届出」と、同条第4項中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と、同条第5項中「条例第7条第5項」とあるのは「飯田市景観条例第12条第5項において準用する条例第7条第5項」と、「説明会開催報告書（様式第7号）」とあるのは「説明会開催報告書（様式第11号）」と、同条第6項中「条例第7条第7項」とあるのは「飯田市景観条例第12条第5項において準用する条例第7条第7項」と、「説明会開催命令書（様式第8号）」とあるのは「説明会開催命令書（様式第12号）」と、「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と、同条第7項中「条例第7条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会の報告」とあるのは「飯田市景観条例第12条第5項において準用する条例第7条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会の報告」と読み替えるものとする。

（勧告等の手続）

第13条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告（景観の育成に重大な影響を与えるものとして規則で定めるものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与え、及び審議会の意見を聴かなければならない。

第16条 市長は、法第16条第1項又は第2項の届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するかどうかを判断し、当該行為が景観の育成に及ぼす影響が軽微であると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置をとるよう指導することができるものとする。

2 法第16条第3項の規定による勧告又は前項の規定による指導は、勧告書（様式第13号）又は指導書（様式第14号）を、当該届出をした者に送付して行うものとする。

3 条例第13条第1項の規則で定める勧告は、次に掲げるものとする。

(1) 景観育成特定地区内で行う行為に対する勧告のうち、市長が地域協議会及び審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が景観の育成に重大な影響を与えるものとして地域協議会及び審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの

（勧告に従わない場合の公表）

第17条 条例第13条第2項前段の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法で行うものとする。

2 条例第13条第2項後段の規定により規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

(1) 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、通知書（様式第15号）を、当該届出をした者に送付して、その者又はその者の代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

(2) 前号の規定による通知書の送付を受けた者は、その送付を受けた日から3日以内に、市長に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

(3) 市長は、前号の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、届出をした者又はその者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行うものとする。

(4) 前号の規定による意見の聴取は、飯田市聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則（平成6年飯田市規則第38号）の例により行うものとする。

3 市長は、条例第13条第2項後段の規定により審議会の意見を聴こうと

(行為の着手制限期間の短縮)

第14条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、同条第3項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、直ちに、当該届出をした者に法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨を通知しなければならない。

(変更命令の手続)

第15条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、当該行為の対象となる土地又は物件がある土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。

#### 第4章 景観重要建造物等

##### 第1節 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定の手続)

第16条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする建造物がある土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。

するときは、次に掲げる図書を提出して審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 当該公表しようとする届出に係る図書
  - (2) 公表をしようとするまでの経過を示す書類
  - (3) 前項第1号に規定する意見書又は同項第3号の規定により聴取した意見
  - (4) その他必要な書類
- (行為の着手制限期間の短縮)

第18条 条例第14条の規定による通知は、行為の着手制限期間短縮通知書(様式第16号)を、当該届出をした者に送付して行うものとする。

(変更命令等)

第19条 市長は、法第17条第1項又は第5項の命令をしようとするときは、変更命令書(様式第17号)を、特定届出対象行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者若しくはした者又は法第17条第1項の処分に違反した者若しくはその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に送付して、行うものとする。

2 前項の命令は、行為の制限に関する事項のうち第16条第3項各号に係るもの又は市長が良好な景観の育成上特に必要と認めるものについて行うものとする。

3 法第17条第4項後段の規定による同条第2項の期間を延長する旨の通知は、行為の着手制限期間を延長する旨の通知書(様式第18号)を当該届出をした者に送付して行うものとする。

(身分証明書)

第20条 法第17条第8項に規定する職員の身分を示す証明書は、飯田市職員服務規程(昭和45年飯田市訓令第6号)第5条の2第2項の規定による職員証とする。

#### 第4章 景観重要建造物等

##### 第1節 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定の手続)

2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を公表するものとする。

(景観重要建造物の指定の提案等)

第17条 まちづくり委員会は、景観計画区域内の建造物（その活動する土地の区域内の建造物に限る。）が省令第6条各号に掲げる基準に該当するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員をいう。第4項において同じ。）の同意を得て、市長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

2 市長は、前項の提案に係る建造物について、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針及び省令第6条で定める基準に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該まちづくり委員会に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該提案に係る図書を当該提案に係る建造物がある土地の区域に係る地域協議会及び審議会に提出して、その意見を聴くものとする。

4 市長は、第1項の規定による提案に基づき景観重要建造物を指定したときは、法第21条第1項の規定に準じ、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係るまちづくり委員会に通知するものとする。

第21条 条例第16条第2項の規定による景観重要建造物を指定した旨の公表は、飯田市公告式条例の例により行うものとし、かつ、その旨及びその理由をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

(指定の提案の方法)

第22条 省令第7条第1項の規定は、条例第17条第1項の規定によるまちづくり委員会が提案しようとする場合について準用する。この場合において、省令第7条第1項中「法第20条第1項」とあるのは「条例第17条第1項」と、同項第3号中「法第20条第1項の合意」とあるのは、「法第20条第2項の同意」と読み替えるものとする。

2 省令第7条第1項（同条第2項又は前項において準用する場合を含む。）に規定する提案書は、景観重要建造物指定提案書（様式第19号）とし、提案は、これを2部市長に提出して行うものとする。

(指定しない旨の通知等)

第23条 法第20条第3項又は条例第17条第2項の規定による景観重要建造物を指定しない旨の通知は、通知書（様式第20号）を当該提案をした者に送付して行うものとする。

(指定の通知の方法)

第24条 法第21条第1項又は条例第17条第4項の規定による景観重要建造物を指定した旨の通知は、景観重要建造物指定書（様式第21号）を当該景観重要建造物の所有者（当該指定が法第20条第2項又は条例第17条第1項の規定に基づくものであるときは当該景観重要建造物の所有者及び当該提案をした者。次項において所有者等という。）に送付して行うものとする。

2 省令第8条第2項の規定により定める方法は、同条第1項第6号に掲げる事項を示した縮尺100分の1以上の図面を所有者等に送付する方法とし、必要により、指定した土地その他の物件のリスト、図面、写真その他の図書を添付するものとする。

(標識の設置)

第25条 法第21条第2項に規定する標識は、別図第1号によるものとし、その設置については、景観重要建造物の敷地内の公衆に対し見やすい位

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講じること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

置に設置するものとする。

(許可の申請)

第26条 省令第9条第1項の許可の申請書は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第22号)とし、申請は、これの正本及び副本に省令第9条第2項の規定による図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。

2 市長は、法第22条第1項の許可をしようとするときは、景観重要建造物現状変更許可書(様式第23号)を、同項の許可の申請をした者に送付するものとする。

3 市長は、法第22条第2項の規定により許可をしないときは、通知書(様式第24号)を、同条第1項の許可の申請をした者に送付するものとする。

4 法第22条第4項の規定による協議は、景観重要建造物現状変更協議書(様式第25号)の正本及び副本に、省令第9条第2項の規定による図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。

5 市長は、法第22条第4項の規定による協議が調ったときは、通知書(様式第26号)を、当該協議を求めた者に送付するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第27条 条例第18条第4号の規則で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとし、当該景観重要建造物の利用を不当に制限するものでないものとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講じること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれがある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採するなど景観重要建造物の損傷を防ぐための措置を講じること。
- (3) 景観重要建造物の構造、規模、態様その他これと一体となって指定されたその他の物件に応じて、当該景観重要建造物の維持又は保全に必要と認められる景観重要建造物ごとに定める管理の基準とするこ

(原状回復命令等の手続)

第19条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、当該原状回復又は措置に係る景観重要建造物がある土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第20条 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る景観重要建造物がある土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第21条 市長は、法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、当該解除をしようとする景観重要建造物がある土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。

## 第2節 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定の手続)

第22条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする樹木がある土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を公表するものとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第23条 まちづくり委員会及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第81条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第37条第1項の規

と。

(4) その他当該景観重要建造物の維持又は保全に必要な事項とすること。

(指定の解除の手続)

第28条 市長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除した場合は、直ちに、その旨を飯田市公告式条例の例により公表するものとし、かつ、その旨及びその理由をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

2 法第21条第1項の規定を準用する法第27条第3項の規定による景観重要建造物の指定を解除した旨の通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第27号)を、当該景観重要建造物の所有者(当該指定が法第20条第2項又は条例第17条第1項の規定に基づくものであるときは当該景観重要建造物の所有者及び当該提案をした者)に送付して行うものとする。

## 第2節 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定の手続)

第29条 第21条の規定は条例第22条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第21条中「条例第16条第2項」とあるのは「条例第22条第2項」と、「景観重要建造物を指定した旨」とあるのは「景観重要樹木を指定した旨」と読み替えるものとする。

(指定の提案の方法)

第30条 省令第12条第1項の規定又は都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令(平成16年農林水産省令・国土交通省令第4号。

定による認定を受けた団体に限る。第27条第2項において同じ。)は、景観計画区域内の樹木(まちづくり委員会にあっては、その活動する土地の区域内の樹木に限る。)について、省令第11条各号(都市計画区域(都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域をいう。以下同じ。)外の樹木にあっては、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令(平成16年農林水産省令・国土交通省令第4号。次項において「農林水産省令・国土交通省令」という。)第1条各号)に掲げる基準に該当するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該樹木の所有者(所有者が2人以上いるときは、その全員をいう。第4項において同じ。)の同意を得て、市長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

- 2 市長は、前項の規定による提案に係る樹木について、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針及び省令第11条(都市計画区域外の樹木にあっては、農林水産省令・国土交通省令第1条)で定める基準に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該提案に係る図書を当該提案に係る樹木がある土地の区域に係る地域協議会及び審議会に提出して、その意見を聴くものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による提案に基づき景観重要樹木を指定したときは、法第30条第1項の規定に準じ、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案をした者に通知するものとする。

以下「農林水産省令・国土交通省令」という。)第2条第1項の規定は、条例第23条第1項の規定によるまちづくり委員会又は緑地保全・緑化推進法人が提案しようとする場合について準用する。この場合において、省令第12条第1項中「法第29条第1項」とあるのは「飯田市景観条例第23条第1項」と、同項第3号中「法第29条第1項の合意」とあるのは「法第29条第2項の同意」と読み替えるものとする。

- 2 省令第12条第1項(同条第2項又は前項において準用する場合を含む。)又は農林水産省令・国土交通省令第2条第1項(同条第2項又は前項において準用する場合を含む。)に規定する提案書は、景観重要樹木指定提案書(様式第28号)とし、提案は、これを2部市長に提出して行うものとする。

(指定しない旨の通知等)

- 第31条 法第29条第3項又は条例第23条第2項の規定による指定しない旨の通知は、通知書(様式第29号)を当該提案をした者に送付して行うものとする。

(指定の通知の方法)

- 第32条 第24条第1項の規定は、法第30条第1項又は条例第23条第4項の規定による景観重要樹木の指定の通知について準用する。この場合において、同条第1項中「法第21条第1項又は条例第17条第4項」とあるのは「法第30条第1項又は条例第23条第4項」と、「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と、「景観重要建造物指定書(様式第21号)」とあるのは「景観重要樹木指定書(様式第30号)」と、「当該景観重要建造物の所有者」とあるのは「当該景観重要樹木の所有者」と、「法第20条第2項又は条例第17条第1項」とあるのは「法第29条第2項又は条例第23条第1項」と読み替えるものとする。

(標識の設置)

- 第33条 法第30条第2項に規定する標識は、別図第2号によるものとし、その設置については、景観重要樹木の付近の公衆に対し見やすい位置に設置するものとする。

(許可の申請)

- 第34条 省令第14条第1項又は農林水産省令・国土交通省令第4条第1項の規定による許可の申請書は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第31号）とし、申請は、これの正本及び副本に省令第14条第2項又は農林水産省令・国土交通省令第4条第2項の規定による図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。
- 2 市長は、法第31条第1項の許可をしようとするときは、景観重要樹木現状変更許可書（様式第32号）を、同項の許可の申請をした者に送付するものとする。
- 3 市長は、法第31条第2項において準用する法第22条第2項の規定により許可をしないときは、通知書（様式第33号）を、法第31条第1項の許可の申請をした者に送付するものとする。
- 4 法第31条第2項において準用する法第22条第4項の規定による協議は、景観重要樹木現状変更協議書（様式第34号）の正本及び副本に、省令第14条第2項の規定による図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。
- 5 市長は、法第31条第2項で準用する法第22条第4項の規定による協議が調ったときは、通知書（様式第35号）を、当該協議を求めた者に送付するものとする。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第24条 法第33条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、土地の管理その他樹木の保育に必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良い景観の保全のために必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第35条 条例第24条第3号の規則で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとし、当該景観重要樹木の周辺の土地の利用を不当に制限するものでないものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。
- (3) 当該景観重要樹木の樹種、樹容及びその樹木の周辺の土地の利用に応じて、当該景観重要樹木の保育及び保全に必要なと認められる当該景

(原状回復命令等についての準用)

第25条 第19条の規定は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による原状回復等の命令について、第20条の規定は、法第34条の規定による命令又は勧告について、第21条の規定は、法第35条第2項の規定による指定の解除について、それぞれ準用する。

## 第5章 景観資産等

### 第1節 景観資産の指定等

(景観資産の指定等)

第26条 市長は、地域の特性及び個性を生かした景観の育成を図るため、次に掲げる建造物等で規則で定める基準に該当するものを、景観資産として指定することができる。

(1) 景観の育成に資する建造物及び樹木（これらと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）

観重要樹木ごとに定める管理の基準とすること。

(4) その他当該景観重要樹木の保育及び保全に必要な事項とすること。

(指定の解除の手續)

第36条 市長は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除した場合は、直ちに、その旨を飯田市公告式条例の例により公表するものとし、かつ、その旨及びその理由をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

2 法第30条第1項の規定を準用する法第35条第3項の規定による景観重要樹木の指定を解除した旨の通知は、景観重要樹木指定解除通知書（様式第36号）を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が法第29条第2項又は条例第23条第1項の規定に基づくものであるときは当該景観重要樹木の所有者及び当該提案をした者）に送付して行うものとする。

### 第3節 管理協定

(管理協定の認可の申請)

第37条 法第36条第3項（法第40条又は法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請をしようとする者は、管理協定締結認可申請書（様式第37号）の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 法第36条第1項各号に掲げる事項に関する図書
  - (2) その他認可の申請に関し市長が必要と認める図書
- (所有者の変更届)

第38条 法第43条の所有者を変更した旨の届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書（様式第38号）を市長に提出して行うものとする。

## 第5章 景観資産等

### 第1節 景観資産の指定等

(景観資産の指定等)

第39条 条例第26条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる建造物等の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第26条第1項第1号に掲げる建造物等 次に掲げる基準
  - ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外

- (2) 景観の育成に重要な遺跡、名勝地その他これらに類するもので規則で定めるもの（これらと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）
- (3) 景観の育成に重要な優れた風景を眺望できる地点等

2 景観資産は、景観資産ごとに市長が定める景観資産の管理の方法の基準に従い適切に管理されなければならない。

3 市長は、景観資産を指定し、及び景観資産の管理の方法の基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする建造物等の所有者等（所有者が確認できない場合にあっては、その占有者をいい、所有者等が2人以上いるときは、その全員をいう。以下この節において同じ。）の同意を得るとともに、当該建造物等がある土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、景観資産の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

(指定の提案等)

観又は樹容が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の育成に資するものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること又は公衆が容易に立ち入ることができる場所にあること。

(2) 条例第26条第1項第2号に掲げる建造物等 次に掲げる基準

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、又は地域の良好な景観の育成に資するものであること。

イ 前号のイに掲げる基準

(3) 条例第26条第1項第3号に掲げる建造物等 次に掲げる基準

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等からの風景等が地域の良好な景観を形成しているものであること。

イ 公衆が容易に立ち入ることができる場所にあること。

2 条例第26条第1項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 歴史的事柄、むかし話、おとぎ話その他これらに類するものに係る物件又は場所

(2) 地図若しくは書籍等に記載され、又は地域住民によって親しまれ、若しくは名称が付けられた物件又は場所

3 条例第26条第2項の景観資産の管理の方法の基準は、景観資産を維持又は保全することを基準として、当該景観資産の所有者等との協議により定めるものとする。

4 第21条の規定は、条例第26条第4項の規定による公表について準用する。この場合において、「景観重要建造物を指定した旨」とあるのは「景観資産を指定した旨」と読み替えるものとする。

(指定の提案等)

第27条 前条第1項各号に掲げる建造物等の所有者は、当該建造物等について、景観の育成に重要であって同項の規則で定める基準に該当するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、市長に対し、景観資産として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物等に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 まちづくり委員会又は法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構若しくは緑地保全・緑化推進法人は、景観の育成に重要であって前条第1項の規則で定める基準に該当するものであると認める建造物等（まちづくり委員会にあっては、その活動する土地の区域内の建造物等に限り、緑地保全・緑化推進法人にあっては、樹木又は緑地に限る。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、その所有者等の同意を得て、市長に対し、景観資産として指定することを提案することができる。

3 市長は、前2項の規定による提案に係る建造物等について景観資産として指定する必要がないと判断したときは、当該建造物等がある土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴いたうえで、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

（指定の通知）

第28条 市長は、第26条第1項の規定により景観資産を指定したときは、直ちに、その旨その他規則で定める事項を、当該景観資産の所有者等（当該指定が前条第2項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観資産の所有者等及び当該提案をした者）に通知しなければならない。

第40条 条例第27条第1項の規定により景観資産の指定の提案を行おうとする者は、景観資産指定提案書（様式第39号）2部に、次の各号に掲げる建造物等の区分に従い、それぞれ当該各号に定める図書を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

(1) 条例第26条第1項第1号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 当該建造物等が建造物であるときは、当該建造物の位置及び周辺の状況を示す図面

イ 当該建造物等が樹木であるときは、当該樹木の位置及び周辺の状況を示す図面

ウ 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物等の写真

エ 条例第27条第1項後段の合意を得たことを証する書類

(2) 条例第26条第1項第2号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 当該建造物等の位置及び周辺の状況を示す図面

イ 前号のウ及びエに掲げる図書

(3) 条例第26条第1項第3号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 第1号のエ及び前号のアに掲げる図書

イ 地域の良好な景観を形成している特徴を示す写真

2 前項の規定は、条例第27条第2項の規定による提案について準用する。この場合において、「条例第27条第1項」とあるのは「条例第27条第2項」と、第1号のエ中「条例第27条第1項後段の合意」とあるのは、「条例第27条第2項の同意」と読み替えるものとする。

3 条例第27条第3項の規定による指定しない旨の通知は、通知書（様式第40号）を、当該提案をした者に送付して行うものとする。

（指定の通知）

第41条 条例第28条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定番号及び指定年月日

(2) 景観資産の名称

(3) 景観資産の所在地

(4) 景観資産の所有者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、

(景観資産影響行為の届出等)

第29条 景観資産に影響を与える行為として規則で定める行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

その名称及び主たる事務所の所在地)

(5) 指定の理由となった建造物等の特徴等

(6) 条例第26条第1項第1号又は第2号に規定する土地その他の物件の範囲

(7) 第39条第3項の規定による管理の方法の基準

2 条例第28条の規定による景観資産を指定した旨の通知は、景観資産指定書(様式第41号)及び前項各号に掲げる事項に関する図書を、当該景観資産の所有者等(当該指定が条例第27条第2項の規定に基づくものであるときは当該景観資産の所有者等及び当該提案をした者)に送付して行うものとする。

(景観資産影響行為の届出等)

第42条 条例第29条第1項の規則で定める行為は、次に掲げる行為であつて、前条第1項第5号の指定の理由となった建造物等の特徴等に景観上の支障を及ぼす行為とする。

(1) 景観資産が建造物であるときは、当該景観資産の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 景観資産が樹木であるときは、当該景観資産の伐採又は移植

(3) 景観資産として指定されている土地の区域内における次に掲げる行為

ア 建築物その他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

ウ 木竹の植栽又は伐採

エ 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

オ 水面の埋立て又は干拓

カ 特定照明(30日を超えて継続しないもの又は祭典その他地域の行事により行うものを除く。)

キ 屋外における自動販売機の設置

ク 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置(公衆に

よって容易に望見されないものを除く。)

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、条例第29条第1項の届出を要しないものとする。
  - (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - (2) 条例第26条第2項の規定により定める景観資産の管理の方法の基準に適合する行為
  - (3) 地下に設ける建造物の増築、改築、移転又は除却
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 3 条例第29条第1項の規定による届出は、景観資産影響行為届出書（様式第42号）の正本及び副本を市長に提出して行うものとする。
- 4 前項の届出書には、次の各号に掲げる建造物等の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 条例第26条第1項第1号に掲げる建造物等 次に掲げる図書
    - ア 当該行為の概要を示す図書
    - イ 当該建造物等が建造物であるときは、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図書
    - ウ 当該建造物等が樹木であるときは、当該樹木の位置及び周辺の状況を示す図書
    - エ 当該建造物等及び当該行為をしようとする個所の写真
    - オ 届出者が当該建造物等の所有者以外の者であるときは、当該所有者の意見書
  - (2) 条例第26条第1項第2号に掲げる建造物等 次に掲げる図書
    - ア 前号のア、エ及びオに掲げる図書
    - イ 当該建造物等の位置及び周辺の状況を示す図書
  - (3) 条例第26条第1項第3号に掲げる建造物等 次に掲げる図書
    - ア 第1号ア、エ及びオ並びに前号のイに掲げる図書
    - イ 地域の良好な景観を形成している特徴の状況を示す写真
- 5 市長は、第1項の規定による行為の種類、規模その他により前項の規定による図書の一部の添付を要しないこととすることができる。
- 6 条例第29条第2項の規定による指導は、指導書（様式第43号）を同条第1項の届出をした者に送付して行うものとする。

2 市長は、前項の届出があった行為について、景観の育成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、国の機関若しくは他の地方公共団体又は第

9条第5項第6号の規則で定める団体（以下この項及び第35条第3項において「公共的団体等」という。）が行う行為については、同項の規定による届出を要しない。この場合において、当該公共的団体等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨の協議を求めるものとする。  
（景観資産の指定の解除等）

第30条 市長は、景観資産の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、当該解除をしようとする建造物等がある土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観資産が滅失又は枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除するものとする。

3 市長は、景観資産について公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

4 景観資産の全部又はその一部が文化財保護法（昭和25年法律第214号）若しくは文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）若しくは飯田市文化財保護条例（昭和41年飯田市条例第33号）の規定による文化財となったとき又は景観重要建造物若しくは景観重要樹木となったときは、当該景観資産の指定は解除されたものとする。

5 市長は、景観資産の指定を解除したときは、その旨を公表するものとする。

6 景観資産の所有者等は、景観資産が第2項の事由によりその指定の理由が消滅したと認められるときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

#### 第2節 ふるさと風景地域の指定等

（ふるさと風景地域の指定）

第31条 市長は、市街地を形成している地域、農山村集落を形成している地域、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条に規定する農

（景観資産の指定の解除）

第43条 第28条第1項の規定は条例第30条第5項の規定による公表について準用する。この場合において、「法第27条第1項又は第2項」とあるのは「条例第30条第2項から第4項まで」と、「景観重要建造物の指定を解除した場合は、」とあるのは「景観資産の指定を解除した場合は、」と読み替えるものとする。

2 市長は、条例第30条第2項から第4項までの規定により景観資産の指定を解除したときは、景観資産指定解除通知書（様式第44号）を当該景観資産の所有者等（当該指定が条例第27条第2項の規定に基づくものであるときは当該景観資産の所有者等及び当該提案をした者）に送付するものとする。

3 条例第30条第6項の規定による届出は、景観資産滅失等届出書（様式第45号）を市長に提出して行うものとする。

#### 第2節 ふるさと風景地域の指定等

用地等（以下「農用地等」という。）の地域、森林の地域若しくは樹林の集団を形成している地域又はこれらの地域が一体となって良好な景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。）の区域をふるさと風景地域として指定することができる。

- (1) 現にある良好な農山村の原風景を保全する必要がある土地の区域
- (2) 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性又は個性にふさわしい良好なふるさと風景を育成する必要がある土地の区域
- (3) 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好なふるさと風景を育成する必要がある土地の区域

2 市長は、前項の規定によるふるさと風景地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、ふるさと風景地域を指定したときは、その旨を公表するものとする。

（指定の提案）

第32条 まちづくり委員会は、その活動する土地の区域内における前条第1項各号に規定する土地の区域であって、当該区域の景観の育成に資すると認められるものがあるときは、規則で定めるところにより、市長に対し、ふるさと風景地域として指定することを提案することができる。

2 市長は、前項の規定による提案に係る土地の区域について、ふるさと風景地域として指定する必要がないと判断したときは、当該土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴いたうえで、その旨及びその理由を当該まちづくり委員会に通知しなければならない。

（耕作者等のあっせんの申出）

第33条 まちづくり委員会は、当該まちづくり委員会が活動する土地の区域内のふるさと風景地域内における農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号に規定する農地（以下この項において「遊休農地」という。）又は遊休農地となることが見込まれる土地について、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（次項及び第3項において「土地所有者等」という。）に対し、その土地の農業上の利用についての仲介の支援をすることができる。

（ふるさと風景地域の公表）

第44条 条例第31条第3項の規定による公表は、飯田市公告式条例の例により行うものとし、かつ、その旨及びその理由をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

（指定の提案）

第45条 条例第32条第1項の規定による提案は、ふるさと風景地域指定提案書（様式第46号）2部に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出して行わなければならない。

- (1) 提案に係る土地の区域を示す図書
- (2) 当該土地の区域の状況を示す写真
- (3) その他提案に関し市長が必要と認める図書

2 条例第32条第2項の規定による指定しない旨の通知は、通知書（様式第47号）を、当該まちづくり委員会の長に送付して行うものとする。

（耕作者等のあっせんの申出）

2 まちづくり委員会は、前項の規定により、当該土地所有者等に代わって農業上の利用をする者について当該土地所有者等との仲介の支援が調ったときは、飯田市農業委員会に対し、当該土地に係る農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定その他の措置を講じることについてのあっせんを申し出ることができる。この場合において、まちづくり委員会は、あらかじめ、農用地の利用関係の調整に資する団体で市長が規則で定めるものと協議するものとする。

3 まちづくり委員会は、当該まちづくり委員会が活動する土地の区域内のふるさと風景地域内における空き家又は遊休宅地若しくは森林その他農用地等を除く土地の土地所有者等に対し、当該空き家又は土地の利用についての仲介の支援をすることができる。

4 まちづくり委員会は、前項の規定による仲介の支援が調ったときは、市長に対し、当該空き家又は土地の利用についてのあっせんを申し出ることができる。

5 市長は、前項の規定によるあっせんの申出があった場合において、当該申出が当該ふるさと風景地域の景観の育成に資するものであって、かつ、法令上その他の事情により実現が可能なものであると認められるときは、そのあっせんに努めるものとする。

第3節 景観育成推進地区等の指定等

(景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定等)

第34条 市長は、景観計画区域内において、景観の育成を目的とした次に掲げる事項に関する申し合わせ事項を有する土地の区域を、規則で定めるところにより、景観育成推進地区として指定することができる。

- (1) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途、建築設備又は形態意匠に関する事項
- (2) 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する事項
- (3) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- (4) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項
- (5) 農用地等の保全又は利用に関する事項

第46条 条例第33条第2項前段又は第4項の規定によるあっせんの申出を行おうとする者は、あっせん申出書(様式第48号)を、同条第2項前段の規定による場合にあつては飯田市農業委員会に、同条第4項の規定による場合にあつては市長に提出しなければならない。

2 条例第33条第2項の規則で定める団体は、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)附則第1条第2号に掲げる規則の施行の際現に存する同法第2条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この項において「旧法」という。)」第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体であつて旧法第11条の11第1項の承認を受け旧法第4条第3項第1号の事業を行うもの及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構とする。

第3節 景観育成推進地区等の指定等

(景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定)

第47条 条例第34条第1項の規定による景観育成推進地区又は同条第2項若しくは第3項の規定による伝統文化的景観地域の指定は、当該指定を受けようとする地区の代表者又はまちづくり委員会の長の申請に基づき、行うものとする。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、景観育成推進地区等指定申請書(様式第49号)2部に当該地区の申し合わせ事項を記載した書類又は協定の内容の写しを添付し、これらを市長に提出しなければならない。

## (6) その他景観の育成に関する事項

- 2 前項に規定する土地の区域が法第55条第1項の規定による景観農業振興地域整備計画（以下「景観農業振興地域整備計画」という。）の区域又はふるさと風景地域内であり、かつ、当該申し合わせ事項が当該区域又は地域の伝統文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観をいう。次項において同じ。）の維持及び保全に寄与すると認められるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該土地の区域を伝統文化的景観地域として指定することができる。
- 3 市長は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる土地の区域が景観農業振興地域整備計画の区域又はふるさと風景地域内であり、かつ、第1号の土地の区域に適用される行為の制限又は第2号若しくは第3号の土地の区域における協定の内容が当該土地の区域の伝統文化的景観の維持及び保全に寄与すると認められるときは、規則で定めるところにより、当該土地の区域を伝統文化的景観地域として指定することができる。
- (1) 第4条第5項各号に規定する景観育成特定地区内の土地
- (2) 景観協定の目的となる土地
- (3) 住民協定の目的となる土地
- 4 市長は、前3項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。
- 6 景観育成推進地区又は第2項の規定による伝統文化的景観地域においては、第1項又は第2項の規定による指定の要件とされた申し合わせ事項に係る行為を行う者は、当該申し合わせ事項を尊重しなければならない。
- （伝統文化的景観地域の景観の育成）
- 第35条 市長は、前条第2項又は第3項の規定による伝統文化的景観地域内において公共事業を行おうとするときは、当該地域の景観の育成に配慮した公共事業を行い、当該地域の景観の育成に努めるものとする。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

- 3 第44条の規定は条例第34条第5項の規定による公表について準用する。この場合において、「条例第31条第3項」とあるのは「条例第34条第5項」と読み替えるものとする。
- 4 市長は、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域を指定したときは、景観育成推進地区等指定書（様式第50号）を、当該指定を受けた地区の代表者又はまちづくり委員会の長に送付するものとする。

- (1) 軽微な事業であって、景観に与える影響が軽微と認められる場合
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行われる場合
- (3) 仮設の事業である場合、法令若しくは条例の規定に基づく事業である場合又は予算、工期、技術上その他のやむを得ない事情がある場合

2 前項第3号の規定によるやむを得ない事情がある場合においては、市長は、あらかじめ、当該事業について、当該事業に係る土地の区域について活動するまちづくり委員会と協議するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による伝統文化的景観地域内において、公共的団体等が行う事業について、必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該公共的団体等に対し、当該伝統文化的景観地域の景観の育成に配慮した事業を行うよう協議を求めるものとする。

(指定の解除の手続)

第36条 市長は、ふるさと風景地域、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定について、その指定の理由が消滅し、又は指定の必要がなくなったと認めるときは、あらかじめ、当該土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴いたうえで、規則で定めるところにより、その指定を解除し、これを公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ふるさと風景地域又は伝統文化的景観地域の土地の区域の全部又はその一部が文化財保護法第134条第1項の規定による重要文化的景観に選定され、又は飯田市文化財保護条例第2条第7号の規定による飯田市文化的景観に指定されたときは、当該土地の区域のふるさと風景地域又は伝統文化的景観地域の指定は解除されたものとする。

3 景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の代表者は、当該地区若しくは地域の指定の要件とされた申し合わせ事項若しくは第34条第3項第2号の景観協定若しくは同項第3号の住民協定が消滅し、又は変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の解除の手続)

第48条 第28条第1項の規定は、条例第36条第1項の規定によるふるさと風景地域、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定の解除について準用する。この場合において、同項中「法第27条第1項又は第2項の規定により」とあるのは、「条例第36条第1項の規定による」と、「景観重要建造物の指定を解除した場合は、」とあるのは「ふるさと風景地域、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定を解除した場合は、」と読み替えるものとする。

2 市長は、条例第36条第1項の規定によりふるさと風景地域、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域の指定を解除したときは、景観育成推進地区等指定解除通知書（様式第51号）を、当該ふるさと風景地域、景観育成推進地区又は伝統文化的景観地域に係る地区の代表者又はまちづくり委員会の長に送付するものとする。

3 条例第36条第3項の規定による届出は、景観育成推進地区等（消滅・変更）届出書（様式第52号）を市長に提出して行うものとする。

## 第4節 景観育成団体の認定等

(景観育成団体の認定等)

第37条 市長は、景観計画区域内において、景観の育成を目的とした活動を行う次に掲げる団体を、規則で定めるところにより、景観育成団体として認定することができる。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（第39条第2項において「特定非営利活動法人」という。）
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人
- (3) 景観育成特定地区の団体
- (4) 景観協定を締結している団体
- (5) 住民協定を締結している団体
- (6) 景観育成推進地区の団体
- (7) その他規則で定める団体、企業等

2 市長は、前項の規定により景観育成団体を認定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

3 第1項の規定により景観育成団体として認定された団体（以下「認定団体」という。）の代表者は、代表者の氏名及び住所、主な事務所の所在地又は活動内容に変更があったときは、その旨を市長に届け出るものとする。

4 認定団体が団体の解散その他の事由により認定の要件を満たさなくなったときは、当該団体の代表者は、市長に対し、規則で定めるところにより、その旨を届け出るものとする。

5 市長は、前項の規定による届出があったとき又は認定団体がその認定の要件に該当しなくなったと認めるときは、当該団体の認定を取り消すものとする。

## 第6章 景観協議会

(景観協議会)

第38条 市長は、法第15条の規定による景観協議会を次に掲げる目的の必要に応じて組織するものとし、それぞれの景観協議会は、景観計画区域内に

## 第4節 景観育成団体の認定等

(景観育成団体の認定等)

第49条 条例第37条第1項の規定による景観育成団体の認定を受けようとする者は、景観育成団体認定申請書（様式第53号）2部に、当該団体の活動の概要を示す書類を添えて、これらを市長に提出するものとする。

2 市長は、条例第37条第1項の規定により景観育成団体の認定をしたときは、当該団体に、景観育成団体認定書（様式第54号）を交付するものとする。

3 条例第37条第1項第7号の規則で定める団体、企業等は、景観の育成の活動が顕著であると認める団体（代表者が定められているものに限る。）及び企業等とする。

4 前項の団体、企業等の認定に当たっては、市長は、当該団体、企業等の活動の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

5 条例第37条第2項の規定による公表は、飯田市公告式条例の例により行うものとし、かつ、その旨及びその理由をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

6 条例第37条第3項の規定による届出は、景観育成団体代表者等変更届出書（様式第55号）を市長に提出して行うものとする。

7 条例第37条第4項の規定による届出は、景観育成団体解散等届出書（様式第56号）を市長に提出して行うものとする。

## 第6章 景観協議会

おける一体的かつ良好な景観を育成するため、緊密な連携を図るものとする。

- (1) 景観計画区域全域の景観の育成を協議するための飯田市景観協議会
- (2) 地域固有の特性及び個性に応じた景観の育成を協議するための地域景観協議会
- (3) 景観重要公共施設の整備の目的その他の目的に応じた目的別景観協議会

2 まちづくり委員会は、その活動する地域の景観の育成を推進するために必要な協議を行い、及び多様な関係者の参加を得て、当該地域の一体的な景観の育成を図るため、その必要に応じて、前項第2号又は第3号の規定による景観協議会を組織するよう市長に要請することができる。

3 市長は、前項の規定による要請があった場合において必要があると認めるときは、当該景観協議会を組織し、当該まちづくり委員会を当該景観協議会の構成員に加えるものとする。

#### 第7章 準景観地区の指定の提案等

(準景観地区の指定の提案)

第39条 土地所有者等（法第11条第1項に規定する土地所有者等をいう。第3項第2号において同じ。）は、一人で、又は数人が共同して、市に対し、都市計画区域及び準都市計画区域（都市計画法第4条第2項に規定する準都市計画区域をいう。）外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている0.5ヘクタール（規則で定める土地の区域にあっては0.1ヘクタール）以上の土地の区域について、その景観を育成するため、法第74条の規定による準景観地区（以下「準景観地区」という。）の指定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る準景観地区の素案を添えて行わなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくり委員会は、前項に規定する区域（まちづくり委員会にあっては、その活動する土地の区域に限る。）について、市に対し、準景観地区の指定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定による提案（以下「指定の提案」という。）は、次に掲げるところに従って規則で定めるところにより行うものとする。

- (1) 当該指定の提案に係る準景観地区の素案の内容が、法第3章第2節その他の法令に基づく基準に適合するものであること。

(景観協議会)

第50条 条例第38条第2項の規定による要請は、景観協議会設置要請書（様式第57号）を市長に提出して行うものとする。

#### 第7章 準景観地区の指定の提案等

(準景観地区の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第51条 条例第39条第1項の規則で定める土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。

- (1) 法第81条第1項の規定による景観協定（以下「景観協定」という。）の目的となる土地の区域
- (2) 長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定による景観育成住民協定の目的となる土地の区域

(準景観地区の指定の提案)

第52条 条例第39条第3項の規定による指定の提案を行おうとする者は、準景観地区指定等提案書（様式第58号）2部に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 当該提案に係る地区の景観の育成の目標を示す図書

(2) 当該指定の提案に係る準景観地区の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権（法第11条第1項の規定による借地権をいう。以下この号において同じ。）の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。）を得ていること。

（指定の提案に対する市の判断等）

第40条 市は、指定の提案が行われたときは、遅滞なく、指定の提案を踏まえて準景観地区（指定の提案に係る準景観地区の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる準景観地区をいう。以下同じ。）の指定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該準景観地区の指定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該準景観地区の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

（指定の提案を踏まえた準景観地区の案の審議会への付議）

第41条 市は、指定の提案を踏まえて準景観地区の指定又は変更をしようとする場合においては、市民及び当該指定の提案に係る準景観地区の素案に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるほか、当該指定の提案に係る準景観地区の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、当該指定の提案に係る準景観地区の素案（指定の提案に係る準景観地区の素案の内容の全部を実現することとなるものを除く。）を審議会に提出して、当該準景観地区の案を審議会に付議しなければならない。

（指定の提案を踏まえた準景観地区の指定又は変更をしない場合にとるべき措置）

第42条 市は、指定の提案を踏まえて準景観地区の指定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該指定の提案をした者及び当該指定の提案に係る準景観地区の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会に通知しなければならない。

2 市は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、当該指定の提案に係る準景観地区の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見

(2) 当該提案に係る土地の区域を示す図面

(3) 準景観地区の指定又は変更をしようとする趣旨を示す図書

(4) 当該提案に係る土地の区域内において規制する行為の種類及びその内容を示す図書

(5) 条例第39条第3項第2号の同意を得たことを証する書類

（地域協議会の意見）

第53条 第5条第2項及び第3項の規定は、条例第40条の規定による地域協議会の意見を聴く場合について準用する。この場合において、第2項中「条例第5条第3項」とあるのは「条例第40条」と、「定めようとする景観計画の案（以下「景観計画の案」という。）」とあるのは「当該提案に係る準景観地区の案（以下「準景観地区の案」という。）と、「当該景観計画の案によって」とあるのは「当該準景観地区の案によって」と、「景観計画の案」とあるのは「準景観地区の案」と、第3項中「景観計画の案」とあるのは「当該準景観地区の案」と読み替えるものとする。

（指定の提案を踏まえた準景観地区の指定又は変更をしない場合にとるべき措置）

第54条 条例第42条第1項の規定による指定又は変更をしない旨の通知は、通知書（様式第59号）を、当該提案をした者及び当該提案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うものとする。

を聴くとともに、審議会に当該指定の提案に係る準景観地区の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

第8章 雑則

(書類の閲覧)

第43条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項の届出又は同条第5項若しくは第10条第1項の通知に係る書類のうち、景観の育成のため必要であるとして規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、これを閲覧に供するものとする。

2 市長は、前項の規則で定める書類を閲覧する者が同項の規則に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(景観育成特定地区の標識の設置)

第44条 法第16条第1項若しくは第2項の届出又は同条第5項若しくは第10条第1項の通知(景観育成特定地区内で行う行為に係る届出又は通知に限る。)をした者は、当該届出又は通知をしてから当該届出又は通知に係る行為が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該行為を行う土地の区域内で、かつ公衆に対し見やすい位置に当該行為の種類、規模その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(台帳)

第8章 雑則

(書類の閲覧)

第55条 条例第43条第1項の規則で定める書類は、第10条第1項の規定による建築等計画概要書及び同項の規定により添付する図書又は第14条第1項の規定による通知書の正本及び同項の規定により添付する図書(以下この条において「建築等計画概要書等」という。)とする。

2 条例第43条第1項の規定による書類の閲覧は、次に掲げるところにより、行うものとする。

(1) 飯田市の休日(飯田市の休日を定める条例(平成元年飯田市条例第40号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。)においては、建築等計画概要書等を閲覧に供さない。

(2) 建築等計画概要書等の閲覧をする時間は、午前9時から午後4時までとする。

(3) 建築等計画概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備える閲覧簿に必要事項を記入し、係員に申し出なければならない。

(4) 建築等計画概要書等を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 閲覧の場所は、市役所本庁事務所とする。

イ 係員の指示に従って、所定の場所で閲覧をすること。

ウ 建築等計画概要書等を汚損し、又はき損しないこと。

エ 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

3 前項の規定による書類の閲覧は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段若しくは条例第10条第1項の規定による通知があった日から3年を経過する日までに限りできるものとする。

(景観育成特定地区の標識の設置)

第56条 条例第44条の規定による標識は、別図第3号によるものとし、標識の材料は当該行為の完了予定日まで風雨に耐える材料で構成されるものでなければならない。

2 条例第44条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行為を実施する区域

(2) 行為の着手予定日及び完了予定日

(3) 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後

第45条 市長は、景観の育成に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

段若しくは条例第10条第1項の規定による通知をした日  
(台帳)

第57条 条例第45条第2項の規則で定める台帳の作成は、次の各号に掲げる台帳とする。

- (1) 条例第26条第1項の規定による景観資産に関するもの
- (2) 条例第31条第1項の規定によるふるさと風景地域に関するもの
- (3) 条例第34条第1項の規定による景観育成推進地区に関するもの
- (4) 条例第34条第2項又は第3項の規定による伝統文化的景観地域に関するもの
- (5) 条例第37条第1項の規定による認定団体に関するもの

2 前項の台帳の作成は次の各号に掲げる台帳の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載するものとし、台帳の保管は、指定に係る書面及び図書と共に保管するものとする。

- (1) 景観資産 指定番号、指定年月日、景観資産の名称（景観資産が樹木である場合は樹種）、景観資産の所在地、景観資産の所有者の氏名及び住所その他必要な事項
- (2) ふるさと風景地域 指定番号、指定年月日、指定の理由となった特徴その他必要な事項
- (3) 景観育成推進地区 指定番号、指定年月日、地域の名称、地域の所在地及び範囲、指定の理由となった申し合わせ事項その他必要な事項
- (4) 伝統文化的景観地域 指定番号、指定年月日、地域の名称、地域の所在地及び範囲、地域の景観上の特徴、指定の理由となった申し合わせ事項又は協定事項その他必要な事項
- (5) 認定団体 指定番号、指定年月日、代表者の氏名及び住所、主な事務所の所在地、指定の理由となった活動事項その他必要な事項  
(景観協定)

第58条 法第81条第4項又は法第84条第1項の規定による認可の申請をしようとする者は、景観協定認可申請書（様式第60号）の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 景観協定の目的となる土地の区域を示す図面
- (2) 当該景観協定に定めた法第81条第2項第2号から第4号までに關する事項を示す図書
- (3) 景観協定区域隣接地が定められるときは、その区域を示す図面

(情報の発信及び提供)

第46条 市長は、良好な景観を育成するため、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出、同条第5項若しくは第10条第1項の規定による通知、景観重要建造物、景観重要樹木、景観資産、景観協定、住民協定、景観育成推進地区、伝統文化的景観地域又は認定団体に関する情報その他の景観の育成に関する情報の発信及び提供に努めるものとする。

(助言及び協力等)

第47条 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、景観協議会の開催その他の施策を講じることにより、認定団体又は景観の育成の活動を行うものを育成し、及びその活動に協力するよう努めるものとする。

2 市長は、認定団体に対し、必要があると認めるときは、その景観の育成の活動に関し必要な助言をし、及び報告を求めることができる。

3 まちづくり委員会は、市長に対し、その活動する地域の景観の育成に関し必要な助言又は協力を求めることができる。

4 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地

(4) その他認可の申請に関し市長が必要と認める図書

2 法第85条第3項の規定による届出は、景観協定区域からの除外届出書(様式第61号)の正本及び副本を市長に提出して行うものとする。

3 法第87条第1項又は第2項の規定による書面は、景観協定に加わる旨の書面(様式第62号)とし、景観協定に加わる旨の意思の表示は、これの正本及び副本を市長に提出して行うものとする。

4 法第88条第1項の規定による認可の申請は、景観協定廃止認可申請書(様式第63号)の正本及び副本を市長に提出して行うものとする。

5 法第90条第1項の規定による認可の申請は、一の所有者による景観協定認可申請書(様式第64号)の正本2部及び副本に第1項各号に掲げる図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。

(景観整備機構の指定の申請等)

第59条 法第92条第1項の規定による申請を行おうとする者は、景観整備機構指定申請書(様式第65号)に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

(1) 法第92条第1項に規定する法人であることを証明する図書

(2) 法第93条各号に掲げる業務に関する実績を証明する図書

(3) その他指定の申請に関し市長が必要と認める図書

2 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書(様式第66号)を市長に提出して行うものとする。

域の固有の特性及び個性を生かした景観の育成を推進するため必要な助言及び協力を行うものとする。

第9章 補則

(委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(条例施行前の手続)

2 市長は、この条例の規定により、あらかじめ地域協議会又は審議会の意見を聴いて定めることとされるものを定めようとするときは、この条例の施行の前日でも当該地域協議会又は審議会の意見を聴くことができる。

附 則 (平成20年9月30日条例第33号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

第9章 補則

(補則)

第60条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月15日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 (略)

3 第2条の規定による改正後の飯田市景観規則第15条第1項の規定は、施行日以後の飯田市景観規則第15条第1項の規定による届出等受理通知書に係る当該届出又は通知について適用する。

附 則 (平成23年3月25日規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月3日規則第26号)

附 則（平成29年12月25日条例第37号）  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日条例第43号）  
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日条例第7号）  
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定は、次の表の左欄に掲げる条例の区分に応じ、中欄に掲げる届出に係る行為ごとに、同表の右欄に規定する日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。

飯田市土地利用調整条例	第4条第1項の規定による届出	令和3年5月1日
飯田市景観条例	景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出	
飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例	第3条の規定による届出	令和3年5月15日

附 則（令和6年11月8日条例第36号）  
この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年12月25日規則第30号）  
（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第12条第8号及び第30条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則による改正後の第13条第1項、別表並びに様式第4号及び第5号の規定は、施行日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。  
この規則は令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日規則第19号）  
この規則は令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日規則第17号）  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの規則の規定は、次の表の左欄に掲げる規則の区分に応じ、中欄に掲げる飯田市土地利用調整条例等の一部を改正する条例（令和3年飯田市条例第7号）による改正後の規定による届出に係る行為ごとに、同表の右欄に規定する日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。

飯田市土地利用調整条例施行規則	飯田市土地利用調整条例第4条第1項の規定による届出	令和3年5月1日
飯田市景観規則	景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出	
飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資	飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等	令和3年5月15日

するための届出等に関する条例施行規則	に関する条例第3条の規定による届出	
--------------------	-------------------	--

附 則（令和3年7月29日規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年5月26日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

景観育成特定地区の名称	行為の種類	規模
川路景観育成特定地区、竜丘景観育成特定地区及び都市計画道路羽場大瀬木線沿道景観育成特定地区	法第16条第1項第1号の規定による建築物の建築等に係るもの	第13条第1項第1号に規定するもの
	法第16条第1項第2号の規定による工作物の建設等に係るもの	第13条第1項第2号に規定するもの
	法第16条第1項第3号の規定による開発行為	第13条第1項第3号に規定するもの
	法第16条第1項第4号の規定により条例第9条第4項に定め	第13条第1項第4号に規定するもの

上郷景観育成特 定地区	る行為	
	法第 16 条第 1 項第 1 号の規定による建築物の建築等に係るもの	第 13 条第 1 項第 1 号に規定するもの
	法第 16 条第 1 項第 2 号の規定による工作物の建設等に係るもの	第 13 条第 1 項第 2 号に規定するもの
	法第 16 条第 1 項第 3 号の規定による開発行為	第 13 条第 1 項第 3 号に規定するもの
法第 16 条第 1 項第 4 号の規定により条例第 9 条第 4 項に定める行為	当該土地の形質の変更に係る土地の面積が 500 平方メートルを超え、又は高さ 4 メートル若しくは法の長さ <sup>のり</sup> が 30 メートルを超える場合にあっては高さ 3 メートルを超える法 <sup>のり</sup> を生ずるもの	第 13 条第 1 項第 4 号イからカまでに規定するもの

■ 飯田市緑の育成条例及び同規則

条 例	規 則
<p style="text-align: center;">飯田市緑の育成条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年6月26日 飯田市条例第42号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 緑の基本計画の策定等（第4条—第9条）</p> <p>第3章 緑地保全配慮地区等</p> <p>    第1節 緑地保全配慮地区等（第10条—第16条）</p> <p>    第2節 管理協定（第17条—第22条）</p> <p>第4章 緑化推進重点地区等（第23条・第24条）</p> <p>第5章 市民緑地（第25条—第31条）</p> <p>第6章 緑の育成協議会（第32条・第33条）</p> <p>第7章 雑則（第34条—第38条）</p> <p>第8章 補則（第39条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則     （目的）</p> <p>第1条 この条例は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）の規定に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に関し必要な事項を定めるとともに、緑地保全配慮地区、緑化推進重点地区、市民緑地及び緑の育成協議会その他必要な事項を定めることにより、地域の特性及び個性を生かした緑の育成を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>    （定義）</p> <p>第2条 この条例において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいい、農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）及び森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。以下同じ。）を含むものとする。</p>	<p style="text-align: center;">飯田市緑の育成条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月7日 飯田市規則第59号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 緑の基本計画の策定等（第4条—第8条）</p> <p>第3章 緑地保全配慮地区等</p> <p>    第1節 緑地保全配慮地区等（第9条—第14条）</p> <p>    第2節 管理協定（第15条—第20条）</p> <p>第4章 緑化推進重点地区等（第21条）</p> <p>第5章 市民緑地（第22条—第31条）</p> <p>第6章 緑の育成協議会（第32条—第38条）</p> <p>第7章 雑則（第39条—第42条）</p> <p>第8章 補則（第43条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則     （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、飯田市緑の育成条例（平成19年飯田市条例第42号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>    （定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</p>

2 この条例において「緑の育成」とは、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しながら、豊かな緑を次世代に引き継ぐよう、これを整備し、及び保全し、並びに誇りと愛着をもって育むことをいう。

(基本指針等)

第3条 市は、緑の育成に関する基本指針及びこれに即して実施すべきものとする施策の推進に関する基本方針（以下「基本指針等」という。）を定めるものとする。

2 市は、基本指針等を定めようとするときは、あらかじめ、飯田市土地利用計画審議会条例（平成19年飯田市条例第14号）の規定に基づく飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市は、基本指針等を定めたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本指針等の変更について準用する。

5 市は、基本指針等に即して実施する緑の育成に必要な施策の推進に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4第1項の規定による地域自治区（次条第3項及び第5条第2項において「地域自治区」という。）において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等（以下「まちづくり委員会」という。）と連携して、行うものとする。

## 第2章 緑の基本計画の策定等

(緑の基本計画)

第4条 法第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）は、基本指針等に即して定めるものとする。

2 法第4条第2項に定めるもののほか緑の基本計画は、農用地等、森林及び都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域をいう。以下同じ。）外の緑地の保全並びに緑化の推進について、必要な事項を定めるものとする。ただし、規則で定める農用地等の利用に関する事項を除くものとする。

3 地域自治区の土地の区域の全部又はその一部について、当該地域における緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「地域緑の計画」という。）を定める必要があるときは、緑の基本計画においてこれを定めるものとする。

4 前項の地域緑の計画において定める事項は、規則で定める。

(基本指針等の公表)

第3条 条例第3条第3項の規則で定める公表は、飯田市公告式条例（昭和31年飯田市条例第3号）の例により行うものとし、かつ、条例第3条第1項の基本指針等の図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

## 第2章 緑の基本計画の策定等

(緑の基本計画)

第4条 条例第4条第2項の規則で定める農用地等は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域内にある農用地等とする。

2 条例第4条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

5 第4条第2項第8号及び第10号に関する事項のうち、当該第8号及び第10号の地区における届出を要する行為及び行為の制限に関する事項（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により市が定める景観計画（以下この項において「景観計画」という。）に定める事項に限る。）は、飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）第4条第4項の規定による景観育成特定地区における届出を要する行為及び行為の制限に関する事項として、同条例及び景観計画に定めるものとする。

6 緑の基本計画は、法第4条第4項に規定するもののほか、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定による飯田農業振興地域整備計画、森林法第10条の5第1項の規定による飯田市森林整備計画及び飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号）第8条第1項の規定による土地利用基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

（策定の手続）

第5条 市は、緑の基本計画を定めようとするときは、法第4条第5項及び第6項までの規定によるほか、あらかじめ、規則で定めるところにより、市民及び当該緑の基本計画に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるものとする。

2 市は、緑の基本計画のうち、地域緑の計画を策定しようとする場合においては、当該地域緑の計画に係る地域自治区の住民の参加を得て策定するものとする。

- (1) 条例第4条第3項の地域緑の計画の名称及び区域
- (2) 当該地域における緑地の保全及び緑化の推進の目標
- (3) 次に掲げる事項のうち必要なもの
  - ア 当該地域における緑地の保全及び緑化の推進の方針
  - イ 当該地域において保全し、又は緑化の推進を図るべき樹木又は花等の種類
  - ウ 都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第55条第1項若しくは第2項又は条例第25条第1項若しくは第2項に規定する市民緑地の設置とその活用に関する事項
  - エ 条例第32条第1項に規定する緑の育成協議会の組織とその活動に関する事項
  - オ その他緑豊かな潤いのある地域づくりのための緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項

（緑の基本計画の策定の手続）

第5条 条例第5条第1項の規定による市民及び緑の基本計画に関係を有する者の意見を求めるための必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該定めようとする緑の基本計画の案をインターネットを利用して30日間表示すること。
- (2) 市長の指定する場所及び当該定めようとする緑の基本計画の案の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）において、当該定めようとする緑の基本計画

3 市は、緑の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該緑の基本計画の対象となる土地の区域に係る地域協議会（地方自治法第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

4 市は、緑の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に関する部分及び都市計画区域又は準都市計画区域（都市計画法第4条第2項に規定する準都市計画区域をいう。）に係る部分については、飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づく飯田市都市計画審議会の意見を聴くものとする。

5 市は、緑の基本計画を定めたときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

6 前各項の規定は、緑の基本計画の変更（規則で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

の案を30日間公衆の縦覧に供すること。

2 市長は、条例第5条第3項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び定めようとする緑の基本計画の案（以下「緑の基本計画の案」という。）を当該地域協議会の長に送付するものとする。この場合において、当該緑の基本計画の案によって緑地の保全及び緑化の推進に影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会の長にも趣意書及び緑の基本計画の案を送付して、その意見を聴くものとする。

3 前項の規定により趣意書及び緑の基本計画の案の送付を受けた地域協議会の長は、当該緑の基本計画の案について意見を述べようとするときは、当該緑の基本計画の案に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。

4 市長は、条例第5条第4項前段の規定により飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴こうとするときは、前項の規定による地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。以下審議会の意見を聴く場合における地域協議会の意見について同じ。）及び緑の基本計画の案を提出して、審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、条例第5条第4項後段の規定により飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づく飯田市都市計画審議会の意見を聴こうとするときは、第3項の規定による地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。）及び緑の基本計画の案を提出して、飯田市都市計画審議会の意見を聴くものとする。

6 条例第5条第5項の規定による公表は、飯田市公告式条例の例により行うものとし、かつ、緑の基本計画の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に、当該緑の基本計画の図書の写しを送付するものとする。

7 前項の緑の基本計画の図書又はその写しは、市長の指定する場所において、公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該緑の基本計画の図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

8 第1項から前項までの規定は、条例第5条第6項の規定による緑の基本計画の変更（次項で定める軽易な変更を除く。）について準用する。こ

(住民等による提案)

第6条 市域のうち、一体として緑地の保全及び緑化を推進すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって規則で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下この条において「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、市に対し、緑の基本計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る緑の基本計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人の法人又はまちづくり委員会若しくは規則で定める団体は、前項に規定する土地の区域（まちづくり委員会にあっては、その活動する土地の区域に、規則で定める団体にあっては、当該団体に係る土地の区域に限る。）について、市に対し、緑の基本計画の策定又は変更を提案することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従って、規則で定めるところにより行うものとする。

- (1) 当該計画提案に係る緑の基本計画の素案の内容が、法及びこれに基づく命令の規定並びに第3条第1項の基本指針等に適合するものであること。

の場合において、第1項及び第2項中「定めようとする」とあるのは「変更しようとする」と読み替えるものとする。

9 条例第5条第6項の規則で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が緑地の保全及び緑化の推進に影響がないと認める変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が市民及び変更しようとする緑の基本計画に関係を有する者の意見を求める必要があると認める変更以外の変更

(提案に係る一団の土地の区域の規模等)

第6条 条例第6条第1項の規則で定める規模は、0.5ヘクタールとする。ただし、次に掲げる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等（以下「地区計画等」という。）の土地の区域
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第81条第1項の規定による景観協定（以下「景観協定」という。）の目的となる土地の区域
- (3) 長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定による景観育成住民協定（以下「住民協定」という。）の目的となる土地の区域

2 条例第6条第2項の規則で定める団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 地区計画等に係る飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）第37条第1項の規定による認定を受けた団体
- (2) 景観協定に係る飯田市景観条例第37条第1項の規定による認定を受けた団体
- (3) 住民協定に係る飯田市景観条例第37条第1項の規定による認定を受けた団体
- (4) 条例第31条の規定による市民緑地の管理に係る飯田市景観条例第37条第1項の規定による認定を受けた団体又は条例第32条第1項の規定による緑の育成協議会

(計画提案の方法)

第7条 条例第6条第3項の規則で定める緑の基本計画の策定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）は、計画提案書（様式第1号）2部に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出して行うものとする。この場合において、当該計画提案に係る素案の内容が、2以上の地域自治区の土地の区域に係るものであるときは、市長の指示に従うものとする。

(2) 当該計画提案に係る緑の基本計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。）を得ていること。

（計画提案に対する市の判断）

第7条 市は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて緑の基本計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該緑の基本計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、当該緑の基本計画の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

（計画提案を踏まえた緑の基本計画の案の審議会等への付議）

第8条 市は、前条の規定により計画提案を踏まえて緑の基本計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る緑の基本計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第5条第3項及び第4項の規定により当該緑の基本計画の案について意見を聴く地域協議会及び審議会に対し、当該計画提案に係る緑の基本計画の素案を提出しなければならない。

（計画提案を踏まえた緑の基本計画の策定等をしない場合にとるべき措置）

第9条 市は、第7条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて緑の基本計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者及び当該計画提案の対象となる土地の区域に係る地域協議会に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該緑の基本計画の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会に当該緑の基本計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

### 第3章 緑地保全配慮地区等

#### 第1節 緑地保全配慮地区等

（緑地保全配慮地区）

(1) 当該計画提案に係る緑の基本計画の素案

(2) 条例第6条第3項第2号の土地所有者等の同意を得たことを証する書類

（計画提案を踏まえた緑の基本計画の策定等をしない場合の手続）

第8条 条例第9条第1項の規定による策定又は変更をしない旨の通知は、通知書（様式第2号）を当該計画提案をした者及び当該計画提案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うものとする。

### 第3章 緑地保全配慮地区等

#### 第1節 緑地保全配慮地区等

第10条 景観法第8条第2項第1号の規定による景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）のうち、主として都市計画区域内の次の各号のいずれかに該当する土地の区域（農用地等又は森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項の規定による保安林（以下「保安林」という。）である土地の区域を除く。）について、当該区域における緑地の保全を図る必要があるときは、緑の基本計画に法第4条第2項第8号に規定する地区（以下「緑地保全配慮地区」という。）を定めるものとする。

- (1) 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- (2) 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
  - ア 風致又は景観が優れていること。
  - イ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。
  - ウ 市民の健康の増進に資するものであること。

2 緑地保全配慮地区に関する緑の基本計画には、規則で定める事項を定めるものとする。

（緑地保全配慮地区における届出を要しない行為）

第11条 飯田市景観条例第9条第5項第8号の届出を要しない行為として定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公共性が特に高い事業の実施に係る行為のうち、規則で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行われる行為
- (3) 緑の基本計画に定められた緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為
- (4) 法第24条第1項の管理協定に定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為
- (5) 法第55条第1項又は第2項の市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に

（緑地保全配慮地区及び準緑地保全配慮地区）

第9条 条例第10条第2項及び第12条第2項の規則で定める事項は、位置及び区域とする。

（緑地保全配慮地区における届出を要しない行為）

第10条 条例第11条第1号の規則で定めるもの（条例第13条において準用する場合を含む。）は、都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号。以下「政令」という。）第3条各号に掲げるもの（飯田市景観規則（平成19年飯田市規則第58号）第13条第1項第2号ケに掲げるものを除く。）とする。

<p>従う行為</p> <p>(6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの</p> <p>(準緑地保全配慮地区)</p> <p>第12条 景観計画区域のうち、都市計画区域外の第10条第1項各号のいずれかに該当する土地の区域（農用地等若しくは保安林である土地の区域又は緑地保全配慮地区を除く。）について、当該区域における緑地の保全を図る必要があるときは、緑の基本計画に緑地保全配慮地区に準じる地区（以下「準緑地保全配慮地区」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 準緑地保全配慮地区に関する緑の基本計画には、規則で定める事項を定めるものとする。</p> <p>(準緑地保全配慮地区における届出を要しない行為)</p> <p>第13条 第11条の規定は、準緑地保全配慮地区について準用する。この場合において、第11条第4号中「法第24条第1項」とあるのは「第17条第1項」と、同条第5号中「法第55条第1項又は第2項」とあるのは「第25条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第14条 市は、緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区を定めたときは、その区域内に、緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区である旨を表示した標識を、当該標識を設置する土地の所有者又は占有者の同意を得て設置するものとする。</p> <p>2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p> <p>(緑地保全配慮地区及び準緑地保全配慮地区における届出行為)</p> <p>第15条 緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区ごとに定める樹木又は草等（以下「指定植物」という。）の保全に関する協定が第17条第1項第6号の規定により締結された緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区内においては、当該指定植物を採取し、伐採し、伐根し、損傷し、その他指定植物の生育に支障を及ぼす行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、市長の同意を得なければ当該行為をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出て、市長の同意を得なければ当該行為をしてはならない。</p>	<p>2 条例第11条第6号（条例第13条において準用する場合を含む。）の規則で定めるものは、政令第4条各号に定めるもの（飯田市景観規則第13条第1項第2号ケに掲げるものを除く。）とする。</p> <p>(第9条参照)</p> <p>(第10条第1項及び第2項参照)</p> <p>(標識)</p> <p>第11条 条例第14条第1項に規定する標識は、別図第1号によるものとする。</p> <p>(指定植物に係る行為の届出)</p> <p>第12条 条例第15条第1項又は第2項の規定による届出は、届出書（様式第3号）の正本及び副本並びに行為概要書（様式第4号）2部に、当該行為の概要を示す図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第15条第2項の規則で定める事項は、その変更により同条第1項の届出に係る行為が指定植物の生育に支障を及ぼさない行為に該当することとなるもの以外のものとする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、第17条第1項第6号の指定植物の保全に関する事項に照らして判断し、必要があると認める場合においては、前2項の同意に当該指定植物を保全するための条件を付することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の届出があった場合において、その届出に係る行為が第17条第1項第6号の指定植物の保全に関する事項に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為の変更その他指定植物の保全に関し必要な措置をとることを指導又は勧告することができる。

5 市長は、第1項から第3項までの同意又は前項の規定による勧告（指定植物の生育に重大な影響を及ぼすものとして、規則で定めるものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定植物が生育する土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

6 第1項から第3項までの同意又は第4項の指導若しくは勧告は、第1項又は第2項の規定による届出があった日から30日以内にしなければならない。

（地域協議会の長への通知等及び説明会の開催）

第16条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、その旨を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に関し地域緑の計画の推進の見地及び当該行為に係る指定植物の保全を図る見地から意見があるときは、規則で定めるところにより、市長に当該意見を述べるることができる。

3 第1項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等（以下「地域住民等」という。）の意見を聴く必要があると認めるときは、説明会（当該通知に係る行為に関して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。）を開催すべき旨を、当該通知に係る

3 条例第15条第1項から第3項までの同意は、同意の可否決定書（様式第5号）を当該届出をした者に送付して行うものとする。

4 条例第15条第4項の規定による勧告又は指導は、勧告書（様式第6号）又は指導書（様式第7号）を当該届出をした者に送付して行うものとする。

（指定植物の生育に重大な影響を及ぼすもの）

第13条 条例第15条第5項の規則で定める勧告は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観育成特定地区内で行う行為に対する同意又は勧告のうち、市長が地域協議会及び審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定植物の生育に重大な影響を与えるものとして地域協議会及び審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの

（地域協議会の長への通知等）

第14条 条例第16条第1項の規定による通知は、届出受理通知書（様式第8号）を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うとともに、当該届出に係る第12条第1項の規定による行為概要書及び同項の規定により添付する図書を、当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、市長が別に定める団体（当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る団体に限る。）の長にも届出受理通知書を送付するものとする。

2 地域協議会の長は、条例第16条第2項の規定により意見を述べる場合は、市長が別に指定する日までに限り行うことができるものとする。この場合においては、意見書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

3 条例第16条第3項の規定による説明会の開催の申出は、前項の意見書にその旨を記載して行うものとする。

前条第1項又は第2項の届出をした者（以下第5項までにおいて「届出をした者」という。）に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

- 4 市長は、前項の規定による申出を踏まえて説明会の開催が必要であると認めるときは、当該通知に係る届出をした者に、規則で定めるところにより、当該説明会の開催を要請するものとする。
- 5 飯田市土地利用調整条例（平成19年飯田市条例第39号）第7条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において、同条第3項から第7項までの規定中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と読み替えるものとする。

## 第2節 管理協定

（管理協定の締結等）

第17条 市は、緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有

- 4 条例第16条第4項の規定による説明会の開催の要請は、説明会開催要請書（様式第10号）を当該届出をした者に送付して行うものとする。

- 5 飯田市土地利用調整条例施行規則（平成19年飯田市規則第57号）第12条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において、同条第3項中「条例第7条第3項」とあるのは「飯田市緑の育成条例第16条第5項において準用する条例第7条第3項」と、同項第1号イ中「条例第7条第4項」とあるのは「飯田市緑の育成条例第16条第5項において準用する条例第7条第4項」と、同項第3号中「条例第4条第1項又は第2項」とあるのは「飯田市緑の育成条例第15条第1項又は第2項」と、「周辺の生活環境に及ぼす影響」とあるのは「指定植物の保全に及ぼす影響」と、同項第4号中「条例第4条第1項又は第2項」とあるのは「飯田市緑の育成条例第15条第1項又は第2項」と、同条第4項中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と、同条第5項中「条例第7条第5項」とあるのは「飯田市緑の育成条例第16条第5項において準用する条例第7条第5項」と、「説明会開催報告書（様式第7号）」とあるのは「説明会開催報告書（様式第11号）」と、同条第6項中「条例第7条第7項」とあるのは「飯田市緑の育成条例第16条第5項において準用する条例第7条第7項」と、「説明会開催命令書（様式第8号）」とあるのは「説明会開催命令書（様式第12号）」と、「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と、同条第7項中「条例第7条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会の報告」とあるのは「飯田市緑の育成条例第16条第5項において準用する条例第7条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会の報告」と読み替えるものとする。

## 第2節 管理協定

する者（以下この節において「土地の所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の緑地の管理を行うことができる。

- (1) 管理協定の目的となる土地の区域（以下「管理協定区域」という。）
- (2) 管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項
- (3) 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
- (4) 管理協定の有効期間
- (5) 管理協定に違反した場合の措置
- (6) 当該緑地に保全すべき指定植物が生育している場合においては、当該指定植物の保全に関する事項

2 管理協定については、管理協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 緑の基本計画との調和が保たれたものであること。
- (2) 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
- (3) 第1項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

（管理協定の基準）

第15条 条例第17条第3項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- (2) 管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、枝打ち、病虫害の防除その他これらに類する事項で、緑地の保全に関連して必要とされるものでなければならない。
- (3) 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、緑地の適正な保全に資するものでなければならない。
- (4) 管理協定の有効期間は、5年以上20年以下でなければならない。
- (5) 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課すものであってはならない。
- (6) 指定植物の保全に関する事項は、第2号に定めるもののほか、指定植物周辺の土壌の管理、倒木の処理その他これらに類する事項で、指定植物の生育に関連して必要とされるものでなければならない。

4 法第81条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（法第82条第1号イに掲げる業務を行うものに限る。）が第1項に規定する管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の認可を受けなければならない。

5 市は、第1項の規定による管理協定を締結しようとするとき又は前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、当該管理協定区域の土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。

（管理協定の縦覧等）

第18条 市は、管理協定を締結しようとするとき又は前条第4項の規定による管理協定の認可の申請があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から2週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、市に意見書を提出することができる。

（管理協定の認可）

第19条 市長は、第17条第4項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

- (1) 申請手続が法令に違反しないこと。
- (2) 管理協定の内容が、第17条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

（管理協定の公告等）

（管理協定の認可）

第16条 条例第17条第4項の規定による認可の申請は、管理協定認可申請書（様式第13号）の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。

- (1) 条例第17条第1項各号に掲げる事項に関する図書
- (2) 条例第17条第2項の規定による合意を得たことを証する書類
- (3) その他認可の申請に関し市長が必要と認める図書

（管理協定の公告及び縦覧）

第17条 条例第18条第1項の規定による公告は、飯田市公告式条例の例により行うものとする。

2 前項の公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 管理協定の名称
- (2) 管理協定区域
- (3) 管理協定の有効期間
- (4) 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- (5) 管理協定の縦覧場所

3 条例第18条第1項の規定による管理協定の図書の縦覧は、市長の指定する場所において行うものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該管理協定の図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

（管理協定の認可及び公告）

第18条 条例第19条の規定による管理協定の認可は、管理協定認可書（様式第14号）を交付して行うものとする。

第20条 市は、管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の図書又はその写しを公衆の縦覧に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第21条 第17条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、管理協定において定めた事項の変更(規則で定める軽易な変更を除く。)について準用する。

(管理協定の効力)

第22条 第20条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあった管理協定は、その公告のあった後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

#### 第4章 緑化推進重点地区等

(緑化推進重点地区)

第23条 景観計画区域のうち、主として都市計画区域内の土地の区域(農用地等又は保安林である土地の区域を除く。)について、当該区域の緑化の推進を図る必要があるときは、緑の基本計画に法第4条第2項第10号に規定する地区(以下「緑化推進重点地区」という。)を定めるものとする。

2 緑化推進重点地区に関する緑の基本計画には、建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。))をいう。)の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑化率」という。)の最低限度を定めるほか、規則で定める事項を定めるものとする。

3 前項の緑の基本計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、10分の2.5を超えないものとする。

(準緑化推進重点地区)

第24条 景観計画区域のうち、都市計画区域外の土地の区域(農用地等若しくは保安林又は緑化推進重点地区である土地の区域を除く。)について、当

2 前条の規定は、条例第20条の規定による公告及び縦覧について準用する。

3 市長は、前項の公告をしたときは、当該管理協定の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に、当該管理協定の図書の写しを送付するものとする。

(管理協定の区域である旨の明示)

第19条 条例第20条の規定による管理協定区域である旨の明示は、別図第2号による標識を当該管理協定区域内の公衆に対し見やすい位置に設置することにより行うものとする。この場合においては、当該標識を設置する土地の所有者又は占有者の同意を得て設置するものとする。

(管理協定の軽微な変更)

第20条 条例第21条の規則で定める軽易な変更は、地名又は地番の変更とする。

#### 第4章 緑化推進重点地区等

(緑化推進重点地区等)

第21条 条例第23条第2項の規則で定める事項(条例第24条第2項において準用する場合を含む。)は、位置及び区域とする。

該区域の緑化の推進を図る必要があるときは、緑の基本計画に緑化推進重点地区に準ずる地区（以下「準緑化推進重点地区」という。）を定めるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、準緑化推進重点地区に関する緑の基本計画について準用する。
- 3 前項の緑の基本計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、10分の2.5を超えないものとする。

#### 第5章 市民緑地

（市民緑地契約の締結等）

第25条 市は、法第55条第1項又は第2項の規定によるほか、良好な生活環境の形成を図るため、都市計画区域外における規則で定める規模以上の土地の所有者の申出に基づき、当該土地の所有者と次に掲げる事項を定めた契約（以下「市民緑地契約」という。）を締結して、当該土地に住民の利用に供する緑地（農用地等又は保安林である土地の区域を除く。）又は緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。以下この項において同じ。）を設置し、これらの緑地又は緑化施設（以下「市民緑地」という。）を管理することができる。

- (1) 市民緑地契約の目的となる土地の区域
- (2) 次に掲げる事項のうち必要なもの
  - ア 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設の整備に関する事項
  - イ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
  - ウ 緑化施設の整備に関する事項
- (3) 市民緑地の管理の方法に関する事項
- (4) 市民緑地の管理期間
- (5) 市民緑地契約に違反した場合の措置

2 市は、準緑地保全配慮地区内の緑地の保全又は準緑化推進重点地区内の緑化の推進のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による土地の所有者の申出がない場合であっても、当該地区内における同項に規定する土地の所有者と市民緑地契約を締結して、当該土地に市民緑地を設置し、これを管理することができる。

3 市民緑地契約の内容は、緑の基本計画との調和が保たれたものでなけれ

（第21条参照）

#### 第5章 市民緑地

（市民緑地の土地の規模）

第22条 条例第25条第1項の規則で定める規模は、300平方メートルとする。

（市民緑地契約の申出）

第23条 条例第25条第1項の規定による申出は、市民緑地設置申出書（様式第15号）の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

- (1) 市民緑地の設置の申出の趣旨
- (2) 条例第25条第1項各号に掲げる事項に関する素案
- (3) 市民緑地契約の目的となる土地の土地所有者等の全員の合意を得たことを証する書類

ばならない。

- 4 第1項又は第2項の規定による市民緑地の管理期間は、1年以上で規則で定める期間以上でなければならない。
- 5 市は、第1項又は第2項の規定による市民緑地契約を締結したときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、及び縦覧し、かつ、市民緑地の区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(審議会等への付議)

第26条 市は、法第55条第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により市民緑地契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。

(市民緑地契約に関する申出)

第27条 まちづくり委員会又は規則で定める団体は、良好な生活環境の形成を図るため、市に対し、法第55条第2項又は第25条第2項の規定による市民緑地の設置について申し出ることができる。ただし、まちづくり委員会にあってはその活動する土地の区域、規則で定める団体にあっては当該団体に係る土地の区域に限る。

2 前項の規定による申出は、当該申出に係る市民緑地の素案を添えて、規

(市民緑地契約の期間)

第24条 条例第25条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

(市民緑地契約の公告及び縦覧)

第25条 第17条第1項及び第3項の規定は、条例第25条第5項の規定による公告及び縦覧について準用する。この場合において、第1項中「第18条第1項」とあるのは「第25条第5項」と、第3項中「第18条第1項」とあるのは「第25条第5項」と、「管理協定の図書」とあるのは「市民緑地契約の図書」と読み替えるものとする。

2 前項の公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 市民緑地の名称
- (2) 市民緑地契約の目的となる土地の区域（以下「市民緑地の区域」という。）
- (3) 市民緑地の管理期間
- (4) 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

3 市長は、第1項の公告をしたときは、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に、当該市民緑地契約の図書の写しを送付するものとする。

(市民緑地の標識)

第26条 条例第25条第5項の規定による市民緑地である旨の明示は、別図第3号による標識を当該市民緑地の区域内の公衆に対し見やすい位置に設置することにより、行うものとする。この場合においては、当該標識を設置する土地の所有者又は占有者の同意を得て設置するものとする。

(市民緑地の申出ができる団体)

第27条 条例第27条第1項の規則で定める団体は、第6条第2項各号に定める団体とする。

(市民緑地の申出の方法)

第28条 第23条の規定は、条例第27条第1項の規定による申出について準

則で定めるところにより行わなければならない。この場合においては、当該市民緑地の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見書及び当該土地の所有者全員の同意書を添えなければならない。

(申出に対する市の判断)

第28条 市は、前条第1項の規定による申出が行われたときは、遅滞なく、当該申出を踏まえて市民緑地を設置する必要があるかどうかを判断し、当該市民緑地を設置する必要があると認めるときは、当該申出に係る市民緑地の素案の対象となる土地の所有者に当該市民緑地に関する協議を求めるものとする。

(申出を踏まえた市民緑地の案の審議会等への付議)

第29条 市は、前条の規定により申出を踏まえて市民緑地を設置しようとする場合において、その設置が当該申出に係る市民緑地の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第26条の規定により当該市民緑地の案について意見を聴く地域協議会及び審議会に対し、当該申出に係る市民緑地の素案を提出しなければならない。

(申出を踏まえた市民緑地の設置をしない場合にとるべき措置)

第30条 市は、第28条の規定により同条の判断をした結果、第27条第1項の申出を踏まえて市民緑地を設置する必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該申出をした団体及び当該申出に係る市民緑地の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該申出に係る市民緑地の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会に当該申出に係る市民緑地の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(市民緑地の管理等)

第31条 市は、法第55条第1項若しくは第2項又は第25条第1項若しくは第2項の規定により市民緑地を設置し、及び管理をする場合において、当該市民緑地契約の目的となる土地の区域の全部又はその一部について、規則で定める団体に、規則で定めるところにより、当該市民緑地を管理するための協力を求めることができる。

用する。この場合において、同条第3号中「全員の合意」とあるのは「全員の同意」と読み替えるものとする。

(市民緑地契約をしない旨の通知)

第29条 条例第30条第1項の規定による通知は、通知書(様式第16号)を、当該申出をした者に送付して行うものとする。

(市民緑地の管理の協力を求める団体)

第30条 条例第31条の規則で定める団体は、当該市民緑地を利用し、又は利用しようとする団体であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 条例第32条第1項に規定する緑の育成協議会
- (2) 次のアからオまでの全てに該当する団体

ア 当該市民緑地の区域に係る地域協議会の意見を聴いたうえで、市長が適当であると認める団体であること。

イ 当該市民緑地の利用に関する規約を有すること。

ウ 前イに規定する規約は、広く市民等の利用に供するものであること。

エ 市民緑地の管理の方法は、緑の基本計画に適合するものであること。

オ 団体の代表者を有すること。

(市民緑地の管理の協力)

第31条 市長は、条例第31条の規定により市民緑地の管理の協力を求めようとする場合は、前条の規定による団体と次に掲げる事項に関する協定を締結するものとする。

(1) 協定の目的となる市民緑地の区域

(2) 市民緑地の区域内の緑地の管理の方法に関する事項

(3) 市民緑地の区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の管理に関する事項

(4) 協定の有効期間

第6章 緑の育成協議会

第6章 緑の育成協議会

(緑の育成協議会)

第32条 農林漁業を営む者、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項の市民農園の開設者若しくはその利用者、同法第7条第1項の規定により認定を受けた者、森林法第2条第2項に規定する森林所有者及び農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この項において同じ。）、里山（市街地又は集落の周辺にあって、人間の働きかけによって環境が形成された土地をいう。以下この項において同じ。）、森林その他の緑地の存する土地の区域において活動するまちづくり委員会（以下この項において「農林漁業を営む者等」という。）は、農地、里山、森林その他の緑地を保全し、地域の農林漁業の振興、市民の健康増進、域産域消（地域において生産された農作物を地域において消費することをいう。）の推進及び都市と農村との交流の促進を図るために必要な協議を行うため、緑の育成協議会を組織することができる。この場合において、農林漁業を営む者等は、必要があると認めるときは、緑の育成協議会に観光関係団体、商工関係団体、農林漁業関係団体、公益事業を営む団体、住民その他農林漁業の振興又は市民の健康の増進を図る活動を行うものを加えることができる。

2 緑の育成協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関若しくは事業者又は団体に対し、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 緑の育成協議会の構成員は、第1項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、緑の育成協議会の運営に関し必要な事項は、緑の育成協議会が定める。

(緑の育成協議会の認定)

第33条 前条第1項の規定による緑の育成協議会を組織しようとするものは、規則で定めるところにより、当該緑の育成協議会の活動が適当である旨の市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定の申請があった場合において、その申請が次の各号のすべてに該当すると認めるときは、当該認定をするものとする。この場合において、当該申請が農業の振興を図る目的で組織される緑の育成協議会である場合においては、飯田市農業委員会の意見を聴くものとする。

(1) 農用地等又は森林の活用を当該構成員の相互の協力により実施するための事業計画（以下「事業計画」という。）を有すること。

(2) 事業計画は、前条第1項の目的の達成に資するものであること。

(3) 事業計画は、市民農園整備促進法及び農用地等並びに森林に関する法令の規定に適合するものであること。

(4) 緑の育成協議会の運営に関する規約を有し、当該規約は、この章の規定の施行に関して適合するものであること。

(5) その他規則で定める事項に適合するものであること。

3 市長は、第1項の規定により緑の育成協議会を認定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(緑の育成協議会の認定の申請)

第32条 条例第33条第1項の規定により緑の育成協議会の認定を受けようとする者は、緑の育成協議会認定申請書（様式第17号）の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

(1) 緑の育成協議会の構成員の名簿

(2) 緑の育成協議会の設立の目的を記載した図書

(3) 緑の育成協議会の運営に関する規約

(4) 条例第33条第2項第1号に規定する事業計画を示す事業計画書

2 市長は、条例第33条第2項の規定により緑の育成協議会の認定をしたときは、第1項の申請をした者に対し、緑の育成協議会認定書（様式第18号）を交付するものとする。

(緑の育成協議会の認定要件)

第33条 条例第33条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 緑の育成協議会の活動が、当該緑の育成協議会の活動する地域の活性化に資するものであること。

(2) 緑の育成協議会の構成員としての参加希望者を不当に制限するものでないこと。

(緑の育成協議会の認定の公表)

第34条 条例第33条第3項の規定による公表は、飯田市公告式条例の例により行うものとし、かつ、その旨をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

4 第1項の認定を受けた緑の育成協議会の代表者は、代表者の氏名及び住所、主な事務所の所在地並びに活動内容に変更（規則で定める軽易な変更を除く。）があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 第1項の認定を受けた緑の育成協議会が緑の育成協議会の解散その他の事由により認定の要件に該当しなくなった場合においては、当該緑の育成協議会の代表者は、市長に対し、規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

6 市長は、前項の規定による届出があったとき又は緑の育成協議会がその認定の要件に該当しなくなったと認めるときは、当該緑の育成協議会の認定を取り消すものとする。

7 市長は、緑の育成協議会に対し、必要があると認めるときは、その活動内容その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

#### 第7章 雑則

##### （報告及び立入調査）

第34条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、この条例の規定により指定された緑地を管理する者若しくは市民緑地の管理に協力する者若しくは利用する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該緑地の区域に立ち入り、その管理若しくは利用の状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

##### （書類の閲覧）

第35条 市長は、第15条第1項の規定による届出に係る書類のうち、良好な

##### （軽易な変更）

第35条 条例第33条第4項の規則で定める軽易な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 構成員数（構成する人の数をいう。）の2分の1を超える減少
- (2) 第32条第1項第2号の緑の育成協議会の設立の目的を変更することとなる同項第3号の規約及び同項第4号の事業計画の変更

##### （変更の届出）

第36条 条例第33条第4項の規定による変更の届出は、緑の育成協議会変更届出書（様式第19号）に、当該変更となった第32条第1項各号に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

##### （解散等の届出）

第37条 条例第33条第5項の規定による届出は、緑の育成協議会解散等届出書（様式第20号）を市長に提出して行うものとする。

##### （認定の取消し）

第38条 条例第33条第6項の規定による認定の取消しは、緑の育成協議会認定取消通知書（様式第21号）を、前項の届出をした者又は認定の要件に該当しないこととなった団体の代表者に送付して行うものとする。

#### 第7章 雑則

##### （報告）

第39条 市長は、条例第34条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めようとするときは、報告等依頼書（様式第22号）を、同項に規定する者に送付するものとする。

2 前項の規定による報告等依頼書を受領した者は、遅滞なく、報告書（様式第23号）又は資料を市長に提出しなければならない。

##### （身分証明書）

第40条 条例第34条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、飯田市職員服務規程（昭和45年飯田市訓令第6号）第5条の2第2項の規定による職員証とする。

##### （書類の閲覧）

第41条 条例第35条第1項の規則で定める書類は、第12条第1項の規定に

緑の育成のため必要であるとして規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、これを閲覧に供するものとする。

2 市長は、前項の規則で定める書類を閲覧する者が同項の規則に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(台帳)

第36条 市長は、緑の育成に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

よる行為概要書及び同項の規定により添付する図書（以下この条において「行為概要書等」という。）とする。

2 条例第35条第1項の規定による書類の閲覧は、次に掲げるところにより、行うものとする。

(1) 飯田市の休日（飯田市の休日を定める条例（平成元年飯田市条例第40号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。）においては、行為概要書等を閲覧に供さない。

(2) 行為概要書等の閲覧をする時間は、午前9時から午後4時までとする。

(3) 行為概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備える閲覧簿に必要事項を記入し、係員に申し出なければならない。

(4) 行為概要書等を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 閲覧の場所は、市役所本庁事務所とする。

イ 係員の指示に従って、所定の場所で閲覧をすること。

ウ 行為概要書等を汚損し、又はき損しないこと。

エ 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

3 前項の規定による書類の閲覧は、条例第15条第1項又は第2項の規定による届出があった日から3年を経過する日までに限りできるものとする。

(台帳)

第42条 条例第36条第2項の規則で定める台帳の作成は、次の各号に掲げる台帳とする。

(1) 条例10条第1項の規定による緑地保全配慮地区及び条例第12条第1項の規定による準緑地保全配慮地区に関するもの

(2) 条例第17条第1項の規定による管理協定に関するもの

(3) 条例第23条第1項の規定による緑化推進重点地区及び条例第24条の規定による準緑化推進重点地区に関するもの

(4) 法第55条第1項若しくは第2項又は条例第25条第1項又は第2項の規定による市民緑地に関するもの

(5) 条例第32条第1項の規定による緑の育成協議会に関するもの

2 前項の台帳の作成は、次の各号に掲げる台帳の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載するものとし、台帳の保管は、指定に係る

(情報の発信及び提供)

第37条 市長は、市民の健康で文化的な生活を確保するため、緑地保全配慮地区、準緑地保全配慮地区、管理協定、緑化推進重点地区、準緑化推進重点地区、市民緑地、緑の育成協議会に関する情報その他緑地の保全及び緑化の推進に関する情報の発信及び提供に努めるものとする。

(助言及び協力等)

第38条 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を講じることにより、第31条の規定により市民緑地の管理の協力を求められた者又は緑の育成協議会の活動に協力するよう努めるものとする。

2 市長は、第31条の規定により市民緑地の管理の協力を求められた者又は緑の育成協議会に対し、必要があると認めるときは、その緑の育成の活動に関し必要な助言をし、及び報告を求めることができる。

3 まちづくり委員会は、市長に対し、その活動する地域の緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言又は協力を求めることができる。

4 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地域の固有の特性及び個性を生かした緑地の保全及び緑化の推進を図るため必要な助言及び協力を行うものとする。

#### 第8章 補則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

書面及び図書と共に保管するものとする。

(1) 緑地保全配慮地区及び準緑地保全配慮地区 指定番号、指定年月日、地区の位置及び区域その他必要な事項

(2) 管理協定 締結又は認可番号、締結又は認可年月日、条例第17条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項

(3) 緑化推進重点地区及び準緑化推進重点地区 指定番号、指定年月日、建築物の緑化率の最低限度、地区の位置及び区域その他必要な事項

(4) 市民緑地 指定番号、指定年月日、条例第25条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項

(5) 緑の育成協議会 認定番号、認定年月日、代表者の氏名及び住所、認定の理由となった活動事項、活動の範囲及び内容、構成員のおおむねの数その他必要な事項

#### 第8章 補則

(補則)

第43条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。 (条例施行前の手続)</p> <p>2 市又は市長は、この条例の規定により、あらかじめ地域協議会又は審議会の意見を聴いて定めることとされるものを定めようとするときは、この条例の施行の日前でも当該地域協議会又は審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>附 則 (平成20年9月30日条例第33号) この条例は、平成20年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年12月26日条例第54号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年12月25日条例第37号) この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成30年3月27日条例第17号) この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和6年11月8日条例第36号) この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律 (令和6年法律第40号) 附則第1条本文の政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 この規則は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年3月31日規則第16号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の飯田市土地利用調整条例施行規則第11条第1項、飯田市緑の育成条例施行規則第14条第1項及び飯田市屋外広告物条例施行規則第26条第1項の規定 (以下これらを総称して「飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定」という。) は、施行日以後の飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定による届出受理通知書に係る当該届出について適用する。</p> <p>附 則 (平成23年3月25日規則第12号) この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年7月29日規則第39号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日 (以下「施行日」という。) から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■ 飯田市屋外広告物条例及び同規則

条 例	規 則
<p>飯田市屋外広告物条例</p> <p>平成19年6月26日 飯田市条例第43号</p>	<p>飯田市屋外広告物条例施行規則</p> <p>平成19年12月7日 飯田市規則第60号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 屋外広告物の制限</p> <p>    第1節 屋外広告物表示禁止物件及び禁止屋外広告物（第4条—第5条の2）</p> <p>    第2節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域（第6条—第10条）</p> <p>    第3節 屋外広告物特別規制地域（第11条—第13条）</p> <p>    第4節 許可の更新等（第14条—第18条）</p> <p>第3章 監督（第19条—第23条）</p> <p>第4章 広告物等の届出等（第24条—第29条）</p> <p>第5章 住民等による提案等（第30条）</p> <p>第6章 屋外広告物監視員（第31条・第32条）</p> <p>第7章 雑則（第33条—第37条）</p> <p>第8章 罰則（第38条—第41条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則     （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持の規制に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>    （定義）</p> <p>第2条 この条例において「屋外広告物」とは、法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。</p> <p>2 この条例において「景観の育成」とは、法で用いる良好な景観を形成することのほか、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しながら、良好な景観を次世代に引き継ぐよう、これを誇りと愛着をもって</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 屋外広告物の制限</p> <p>    第1節 屋外広告物表示禁止物件及び禁止屋外広告物（第3条—第4条の2）</p> <p>    第2節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域（第5条—第11条）</p> <p>    第3節 屋外広告物特別規制地域（第11条の2）</p> <p>    第4節 許可の更新等（第12条—第15条）</p> <p>第3章 監督（第16条—第20条）</p> <p>第4章 広告物等の届出等（第21条—第30条）</p> <p>第5章 屋外広告物監視員（第31条）</p> <p>第6章 雑則（第32条・第33条）</p> <p>第7章 補則（第34条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則     （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、飯田市屋外広告物条例（平成19年飯田市条例第43号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>    （定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</p>

育むことをいう。

(飯田市景観計画との関係)

第3条 第2章及び第4章の規定は、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定めた飯田市景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により定めた景観計画をいう。以下同じ。)に即して運用するほか、飯田市景観条例(平成19年飯田市条例第41号)第3条第1項の基本指針等(第36条第1項において「基本指針等」という。)に即して運用するものとする。

第2章 屋外広告物の制限

第1節 屋外広告物表示禁止物件及び禁止屋外広告物

(屋外広告物表示禁止物件)

第4条 次に掲げる物件には、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう
- (2) 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び<sup>こまどめ</sup>駒止
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 消火栓、防火水槽、警鐘台その他の消防の用に供する施設
- (5) 公衆電話ボックス
- (6) 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設
- (7) 電柱及び街路灯柱(規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。)

第2章 屋外広告物の制限

第1節 屋外広告物表示禁止物件及び禁止屋外広告物

(屋外広告物表示禁止物件)

第3条 条例第4条第1項第7号の規則で定める広告物等は、次に掲げる広告物等以外の広告物等とする。

- (1) はり紙、はり札、広告旗、広告幕類及び立看板
- (2) 巻付広告にあっては、地表から1.2メートル以上3.2メートル以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの
- (3) 袖看板にあっては、次のいずれかに該当するもの
  - ア 電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの
  - イ 縦1.2メートル又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6メートルを超えるもの
  - ウ 歩道(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下同じ。)と車道(同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。以下同じ。)の区別のある道路にあっては、下端の高さ2.5メートル未満のもの又は車道に突き出るもの
  - エ 歩道と車道の区別のない道路にあっては、下端の高さ4.7メートル未満のもの

(8) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物、同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木及び飯田市景観条例第26条第1項の規定により指定された景観資産。ただし、規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。

(9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして規則で定める物件

2 市長は、前項第9号に規定する物件を定め、及び変更しようとするときは、あらかじめ、飯田市土地利用計画審議会条例（平成19年飯田市条例第14号）の規定に基づく飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 次に掲げる広告物等については、第1項の規定は適用しない。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの

(2) 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの

(3) 国又は地方公共団体が祭典その他の公共の事業により一時的に表示し、又は設置するもので、公益上必要であり、かつ、景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして、当該表示又は設置について市長の許可を得たもの

(4) 公益上必要であり、かつ、景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないもので、次に掲げるもの

ア 道路工事その他の工事により、公共の安全を確保し、又は公衆の利便の増進を図る目的で一時的に設置されるもので、規則で定めるもの

イ その他公共の福祉の増進又は啓発を目的に設置されるもので、規則で定めるもの

2 条例第4条第1項第9号の規則で定める物件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 送電塔、送受信塔及び照明塔

(2) 貯水塔

(3) トンネル、高架構造物及び分離帯

(4) よう壁及び石垣の類（道路の防護施設に限る。）

(5) 郵便ポスト及び路上変電塔

(6) カーブミラー

(7) パーキング・チケット発給設備（道路交通法第49条に規定するものをいう。）

3 条例第4条第3項第3号の規定による市長の許可を得ようとする者は、禁止物件表示許可申請書（様式第1号）2部を市長に提出しなければならない。

4 条例第4条第3項第4号アの規則で定めるものは、工事用の案内標識その他これらに類するものとする。

5 条例第4条第3項第4号イの規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が設置するもの

(2) まちづくり委員会（地方自治法第202条の4第1項の規定による地域

自治区において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等をいう。)が一時的に設置するもので、あらかじめ当該まちづくり委員会が市長と協議し、かつ、市長が適当と認めたもの

(屋外広告物の表示の方法等の基準)

第5条 何人も、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、次項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合しない広告物等を表示し、又は設置してはならない。

2 屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及びその維持の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保安上使用する場合を除き、地色に彩度15未満の色を使用していること。
- (2) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用していないこと。
- (3) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
- (4) 屋外広告物を表示しない面を望見し得る場合にあっては、その面が塗装されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 屋外広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法及び維持の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第3号に掲げる基準
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

4 前条第2項の規定は、第2項第5号及び前項第2号に掲げる基準を定め、及び変更する場合について準用する。

(点検)

(屋外広告物の表示の方法等の基準)

第4条 条例第5条第2項第5号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 屋外広告物が信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるものでないこと。
- (2) 屋外広告物が道路交通の安全を阻害するおそれのないものであること。
- (3) 腐朽、腐食その他の劣化により周囲の景観の育成に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- (4) 倒壊、落下その他の損傷により公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。

2 条例第5条第3項第2号の規則で定める基準は、前項第3号及び第4号に掲げるとおりとする。

(点検)

第5条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者は、前条第2項又は第3項の基準を維持するため、規則で定めるところにより、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。

2 前項の点検のうち規則で定める広告物等に係るものは、規則で定める者に行わせなければならない。

第2節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域

(屋外広告物禁止地域)

第6条 次に掲げる地域又は場所(第11条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域(次条において「住居専用地域」という。)

(2) 都市計画法第2章の規定により定められた景観地区のうち、規則で定める地域

(3) 道路(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条に規定する道路をいう。)、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域

(4) 次に掲げる地域又は場所のうち、規則で定める地域又は場所

ア 都市緑地法(昭和48年法律第72号)の規定に基づく市民緑地又は飯田市緑の育成条例(平成19年飯田市条例第42号)の規定に基づく緑地保全配慮地区、準緑地保全配慮地区若しくは市民緑地

イ 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)の規定に基づく市民農園の区域

第4条の2 条例第5条の2第1項の点検は、広告物等を表示し、設置し、又は改造した時及びその後3年以内ごとに行うものとする。ただし、条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う広告物等にあつては、許可又は許可の更新の申請前60日以内に行わなければならない。

2 条例第5条の2第2項の規則で定める広告物等は、高さ4メートルを超える広告物等とする。

3 条例第5条の2第2項の規則で定める者は、以下の者とする。

(1) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第10条第2項第3号のイに規定する試験に合格した者

(2) 屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

(3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(4) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認めた者

第2節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域

(屋外広告物禁止地域)

第5条 条例第6条第1項第3号の規則で定める地域は、別表第1のとおりとする。

<p>ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき指定され、登録され、又は選定された建造物の周囲の地域若しくは史跡名勝天然記念物の地域</p> <p>エ 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の規定に基づき指定された建造物の周囲の地域又は長野県史跡名勝天然記念物の地域</p> <p>オ 飯田市文化財保護条例（昭和41年飯田市条例第33号）の規定に基づき指定された建造物の周囲の地域、飯田市史跡の地域、飯田市名勝の地域又は飯田市文化的景観の地域</p> <p>カ 森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づき指定された保安林のある地域</p> <p>キ 自然公園法（昭和32年法律第161号）の規定に基づく自然公園の地域又は長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）の規定に基づき指定された郷土環境保全地域若しくは飯田市環境保全条例（昭和49年飯田市条例第10号）の規定に基づき指定された保全地区</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして、規則で定める地域又は場所</p> <p>2 市長は、前項第2号から第5号までに規定する地域若しくは場所の指定、指定の解除又はその区域を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市民及び当該地域若しくは場所に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるとともに、当該地域又は場所に係る地域協議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。以下同じ。）及び審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(屋外広告物禁止地域等の指定等の手続)</p> <p>第6条 条例第6条第2項（条例第10条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による市民及び当該地域又は場所に関係を有する者の意見を求めるための必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該地域若しくは場所の指定、指定の解除又はその区域を変更する案（条例第10条第3項において準用する場合は、同条第2項の基準の決定又は変更を含む。以下「禁止地域等の指定等の案」という。）をインターネットを利用して30日間表示すること。</p> <p>(2) 市長の指定する場所及び当該禁止地域等の指定等の案の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）において、当該禁止地域等の指定等の案を30日間公衆の縦覧に供すること。</p> <p>2 市長は、条例第6条第2項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び禁止地域等の指定等の案を当該地域協議会の長に送付するものとする。この場合において、当該禁止地域等の指定等の案によって景観の育成に影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会の長にも趣意書及び禁止地域等の指定等の案を送付して、その意見を聴くものとする。

- 3 前項の規定により趣意書及び禁止地域等の指定等の案の送付を受けた地域協議会の長は、当該禁止地域等の指定等の案について意見を述べようとするときは、当該禁止地域等の指定等の案に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、条例第6条第2項の規定により飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴こうとするときは、前項の規定による地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。以下、審議会の意見を聴く場合における地域協議会の意見について同じ。）及び禁止地域等の指定等の案を提出して、審議会の意見を聴くものとする。

（屋外広告物禁止地域の指定があった場合の特例）

第7条 条例第7条（条例第10条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。

- 2 条例第7条の規則で定める期間は、6月とする。

（適用除外）

第8条 条例第8条第3号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの（第11条第6項第1号において「自己用広告物」という。）については、表示面積の合計が10平方メートル以下のもので当該表示す

（屋外広告物禁止地域の指定があった場合の特例）

第7条 住居専用地域の決定若しくは変更（拡張の場合に限る。）又は前条第1項第2号から第5号までに規定する地域若しくは場所の指定若しくはその区域の拡張があった際、現に当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張に係る地域若しくは場所に表示され、又は設置されている広告物等は、当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張のあった日から3年（規則で定める広告物等にあつては、3年を超えない範囲内で規則で定める期間）を経過する日までは、同項の規定にかかわらず、引き続いて表示し、又は設置しておくことができる。

（適用除外）

第8条 次に掲げる広告物等については、第6条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 第4条第3項第1号及び第2号に掲げるもの
- (2) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (3) 次に掲げるもので、規則で定めるもの
  - ア 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの
  - イ 祭典その他慣例上使用するもの
  - ウ 一時的又は仮設的なもの

エ 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置するもの  
 オ アからエまでに掲げるもののほか、営利を目的としないもの

(4) 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造するもので、当該表示、設置又は改造について市長の許可を受けたもの

(5) 第6条第1項第4号に掲げる地域又は場所において、表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの  
 (適用除外の許可等)

第9条 市長は、前条第4号の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。

る地域について適用される景観育成基準(条例第24条第3項に規定する景観育成基準をいう。以下同じ。)に適合するもの

(2) 祭典その他慣例上使用するものについては、祭典その他年中行事等のためにするもの

(3) 一時的又は仮設的なものについては、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間が30日を超えないもの

(4) 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置するものについては、条例第6条第1項第1号の規定により定めた地域(飯田市景観計画に定める地域に限る。)内における第3条第1項第2号に規定する巻付広告以外の巻付広告

(5) 営利を目的としないもので、次に掲げるもの

ア 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの

イ 会合その他催物に関するもの

ウ はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類

エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

(禁止地域における許可の申請)

第9条 条例第8条第4号の規定による許可を受けようとする者は、案内広告物等表示(設置、改造)許可申請書(様式第2号)の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面(はり紙及びはり札にあっては、現物又は見本)

(2) 表示し、設置し、又は改造しようとする場所の付近の見取図

2 市長は、条例第8条第4号の規定による許可をした場合には、前項の規定による正本を、当該行為の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に送付するものとする。

(適用除外に係る案内のための広告物等の許可基準等)

第10条 条例第9条第1項の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

項目	基準
----	----

表示の方法	表示面積	1面0.5平方メートル以下かつ合計1平方メートル以下（条例第6条第1項第3号に掲げる地域にあっては、1面2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下）。ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下
	地上からの高さ	5メートル以下
	色彩	地色の彩度8以下
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの (3) 当該地域に適用される景観育成基準に適合しないもの
個数	1地点又は1施設について市の区域内に2個以内	

- 2 第4条第2項の規定は、前項に規定する基準の決定及び変更について準用する。
- 3 前条第4号の許可の有効期間は、3年（規則で定める広告物等にあっては、3年を超えない範囲内で規則で定める期間）とする。
- 4 前条第4号の許可には、当該地域又は場所における良好な景観若しくは風致の維持若しくは公衆に対する危害防止のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 5 市長は、前条第4号の規定による許可をしたときは、その者に対し、許可証を交付しなければならない。ただし、はり紙、はり札その他規則で定める広告物等については、当該広告物等に許可済印を押すことをもって、これに代えることができる。

- 2 条例第9条第3項（条例第10条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。
- 3 条例第9条第3項の規則で定める期間は、6月とする。
- 4 条例第9条第5項（条例第10条第3項、第12条第4項及び第14条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可証は、屋外広告物許可証（様式第3号）とし、同項ただし書に規定する許可済印は、屋外広告物許可済印（様式第4号）とする。
- 5 条例第9条第5項ただし書の規則で定める広告物等は、次に掲げる広告物等とする。
  - (1) 広告旗、立看板その他これらに類するもので、これらに許可証を付

6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を当該許可に係る広告物等に付けて表示しておかなければならない。

(屋外広告物許可地域)

第10条 次に掲げる地域又は場所(第6条第1項各号に掲げる地域又は場所及び次条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。)において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

(1) 第6条第1項各号に掲げる地域若しくは場所の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして規則で定める地域又は場所

2 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。

3 第6条第2項の規定は、第1項各号に規定する地域又は場所の指定、指定の解除及びその区域の変更並びに前項に規定する基準の決定及び変更について、第7条の規定は第1項各号に規定する地域又は場所の指定及びその区域の拡張があった場合について、前条第3項から第6項までの規定は第1項の許可について、それぞれ準用する。この場合において、第7条中「住居専用地域の決定若しくは変更(拡張の場合に限る。)

又は前条第1項第2号から第5号まで」とあるのは「第10条第1項各号」と、「当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張」とあるのは「当該指定又は区域の拡張」と読み替えるものとする。

4 次に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 第4条第3項第1号、第2号及び第8条第2号に掲げるもの

(2) 第8条第3号アからオまでに掲げるもので、規則で定めるもの

けることより許可済印を押すことがその形態意匠により合理的なもの

(2) 前号に掲げるもののほか、許可済印を押すことが合理的なもの

(屋外広告物許可地域)

第11条 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等表示(設置、改造)許可申請書(様式第5号)の正本2部及び副本に、第9条第1項各号に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 条例第10条第1項第1号の規則で定める地域は、別表第2のとおりとする。

3 条例第10条第1項第2号の規則で定める地域又は場所は、別表第3のとおりとする。

4 条例第10条第2項の規則で定める基準は、別表第4及び当該地域に適用される景観育成基準とする。

5 第9条第2項の規定は、条例第10条第2項の規定による許可をした場合について準用する。

(第6条第1項、第7条第1項、第10条第2項及び第4項参照)

6 条例第10条第4項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 自己用広告物については、表示面積の合計15平方メートル以下のもの(当該地域について適用される景観育成基準に適合するものに限る。)

(3) 第1項各号に掲げる地域又は場所において、表示し、設置し、又は改造するもので、規則で定めるもの

第3節 屋外広告物特別規制地域

(指定)

第11条 市長は、地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所を、屋外広告物特別規制地域として指定することができる。

2 前項の指定は、あらかじめ、市民及び当該地域又は場所に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるとともに、当該地域又は場所に係る地域協議会及び審議会の意見を聴いて、規則で定めて行うものとする。

3 前2項の規定は、屋外広告物特別規制地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(許可等)

第12条 屋外広告物特別規制地域において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。

3 第1項の許可の有効期間は、規則で定める期間とする。

4 第9条第4項から第6項までの規定は、第1項の許可について準用する。

5 屋外広告物特別規制地域の指定又はその区域の拡張があった際、現に当該指定又は区域の拡張に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等は、当該指定又は区域の拡張のあった日から規則で定める期間を経過する日までは、第1項の規定にかかわらず、引き続いて表示し、又は設置しておくことができる。

6 次に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。

(2) 第8条第2号、第3号、及び第5号に掲げるもの

(3) 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置するものについては、条例第10条第1項の規定により定めた地域（飯田市景観計画に定める地域に限る。）内における第3条第1項第2号に規定する巻付広告以外の巻付広告

第3節 屋外広告物特別規制地域

(屋外広告物特別規制地域)

第11条の2 条例第11条第2項の規定による屋外広告物特別規制地域の指定並びに条例第12条第2項の規則で定める基準、同条第3項の規則で定める期間（条例第14条第2項の規定により準用する場合を含む。）、同条第5項の規則で定める期間及び同条第6項第2号の規則で定めるものは、別表第5及び別表第5の2のとおりとする。

2 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等表示（設置、改造）許可申請書（様式第5号）の正本2部及び副本に、第9条第1項各号に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

3 第9条第2項の規定は、条例第12条第2項の規定による許可をした場合について準用する。

(第10条第4項参照)

(1) 第4条第3項第1号及び第2号に掲げるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(規則を定める手続等)

第13条 前条第2項に規定する基準、同条第3項に規定する期間、同条第5項に規定する期間及び同条第6項第2号に規定する広告物等は、あらかじめ、市民及び当該地域若しくは場所に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるとともに、当該地域又は場所に係る地域協議会及び審議会の意見を聴いて、当該屋外広告物特別規制地域の指定に併せて定めるものとする。

2 前項の規定は、前条第2項に規定する基準、同条第3項に規定する期間、同条第5項に規定する期間及び同条第6項第2号に規定する広告物等の変更について準用する。

第4節 許可の更新等

(許可の更新)

第14条 第8条第4号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による許可(当該許可についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可)の有効期間(第17条において「許可期間」という。)満了後、引き続き広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該表示又は設置について、許可の更新を受けなければならない。

2 第9条第1項、第3項(第10条第3項において準用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第10条第3項及び第12条第4項において準用する場合を含む。)、第10条第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定は、前項の許可の更新について準用する。

第4節 許可の更新等

(許可の更新)

第12条 条例第14条第1項の規定による許可の更新を受けようとする者は、次の各号に規定する当該更新を受けようとする許可の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する申請書の正本2部及び副本を許可期間満了の日の10日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 条例第8条第4号の規定による許可 広告物等表示(設置)許可更新申請書(様式第6号)

(2) 条例第10条第1項又は条例第12条第1項の規定による許可 広告物等表示(設置)許可更新申請書(様式第7号)

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 広告物等安全点検報告書(様式第8号)

(2) 広告物等の現況の写真

(3) 第9条第1項各号に掲げるもの(変更に係る図書に限る。)

3 第9条第2項の規定は、条例第14条第1項の規定による許可の更新をした場合について準用する。(第10条第4項参照)

(許可の更新の基準)

第13条 条例第14条第2項において準用する条例第9条第1項、条例第10条第2項及び条例第12条第2項の規則で定める基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

## (廃止等の届出)

第15条 第8条第4号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第8条第4号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けた広告物等（次項において「許可に係る広告物等」という。）の表示又は設置を廃止したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

2 前項に定めるもののほか、許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を専ら自己に代り管理する者（以下「管理する者」という。）を選任したときは、選任した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該管理する者を解任したとき、又は管理する者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったときも、また同様とする。

3 譲渡、相続その他の理由により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

## (許可の取消)

第16条 市長は、許可を受けた者が、偽りその他不正の手段により許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。

## (許可の失効)

第17条 許可期間が満了したとき又は第15条第1項第1号の規定による廃止の届出があったときは、第8条第4号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による許可は、その効力を失う。

## (除却の義務)

第18条 許可を受けた者は、第16条の規定により許可が取り消されたとき又は前条の規定により当該許可が効力を失ったときは、遅滞なく当該広告物等を除却しなければならない。

## 第3章 監督

## (除却命令等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該広告物等の表示、設置若しくは改造の停止を命じ、又は5日以上期限を定め、当該広告物等の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第4条第1項の規定に違反した者

(2) 第6条第1項の規定に違反した者

## (廃止等の届出)

第14条 条例第15条第1項から第3項までの規定による届出は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める届出書の正本及び副本（第1号の届出にあっては届出書の正本2部及び副本）を市長に提出して、行うものとする。

(1) 許可に係る広告物等の表示又は設置の廃止 広告物等表示（設置）廃止届（様式第9号）

(2) 氏名若しくは名称又は住所の変更 氏名等変更届（様式第10号）

(3) 管理する者の選任若しくは解任又は氏名若しくは名称若しくは住所の変更 管理者選任（解任・変更）届（様式第11号）

(4) 譲渡、相続その他の理由により許可を受けた者の地位の承継 承継届（様式第12号）

2 第9条第2項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

## (許可の取消)

第15条 条例第16条の規定による許可の取消しは、許可取消書（様式第13号）を、当該許可を取り消される者に交付して行うものとする。

## 第3章 監督

## (除却命令等)

第16条 条例第19条第1項又は第2項の規定による命令は、命令書（様式第14号）を、同条第1項各号又は第2項各号に規定する者に交付して行うものとする。

2 前項の命令をしようとするときは、飯田市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成6年飯田市規則第38号）の例により、同項に規定

<p>(3) 第10条第1項の規定による許可を受けないで、同項各号に掲げる地域又は場所において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者</p> <p>(4) 第12条第1項の規定による許可を受けないで、第11条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、15日以上を定め、当該広告物等の改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 第5条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第9条第4項(第10条第3項及び第12条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者 (除却の告示)</p> <p>第20条 市長は、法第7条第2項の規定により屋外広告物を掲出する物件を除却する場合においては、15日以上を定め、その期間内にこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。 (保管した広告物等の告示及び売却等)</p> <p>第21条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。</p> <p>(1) 当該広告物等の名称、種類及び数量</p> <p>(2) 当該広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日</p> <p>(3) 当該広告物等の保管場所</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、当該広告物等を返還するため必要な事項で市長が定めるもの</p> <p>2 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等について保管物件一覧簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第1項の規定による告示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した当該広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。</p> <p>(1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物 2日</p>	<p>する者に対し、聴聞又は弁明の機会を付与し、意見陳述のための手続をとるものとする。</p> <p>(違反広告物の除却)</p> <p>第17条 法第7条各項の規定による違反広告物等(以下「違反広告物等」という。)の除却、違反広告物等の自主除却の通知その他の措置について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(保管した広告物等の告示及び売却)</p> <p>第18条 法第8条各項の規定による保管した広告物等の告示、保管及び売却その他の措置について必要な事項は、市長が別に定める。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 特に貴重な広告物等 3月

(3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

4 前項の広告物等の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 第3項の規定による広告物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この項において「競争入札」という。）に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物等については、随意契約により行うことができる。

（報告及び立入検査）

第22条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等について検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（処分、手続等の効力の承継）

第23条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

#### 第4章 広告物等の届出等

（届出及び勧告等）

第24条 景観法第8条第2項第1号の規定による景観計画区域（第6条第1項各号に掲げる地域又は場所、第10条第1項各号に掲げる地域又は場所及び第11条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。第6項において同じ。）内において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、

（報告）

第19条 市長は、条例第22条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めようとするときは、報告等依頼書（様式第15号）を、同項に規定する者に送付するものとする。

2 前項の規定による報告等依頼書を受理した者は、遅滞なく、報告書（様式第16号）又は資料を市長に提出しなければならない。

（身分証明書）

第20条 条例第22条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、飯田市職員服務規程（昭和45年飯田市訓令第6号）第5条の2第2項に規定する職員証とする。

#### 第4章 広告物等の届出等

（行為の届出）

第21条 条例第24条第1項又は第2項の規定による届出は、届出書（様式第17号）の正本及び副本並びに建築等計画概要書（様式第18号）2部を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書及び建築等計画概要書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面

設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該敷地及びその周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における広告物等の位置を示す図面で縮尺100分の1以上のもの
- (4) 広告物等の彩色が施された二面以上の図面で縮尺50分の1以上のもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

- 3 景観育成特定地区以外の景観計画区域（以下「普通地域」という。）内の行為にあつては、飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）第26条第1項第3号の優れた風景を眺望できる地点として景観資産に指定されている地点等からの眺望指定区域（当該地点等から眺望できる範囲のうち、特に優れた景観を有する区域として飯田市景観計画で定めるものをいう。）内で行う行為に限り、当該行為後における当該地点等からの予想される眺望の写真を添付するものとする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、市長は、前2項の規定による図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

- 5 条例第24条第1項の規則で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

- 6 第1項の規定による届出書及び建築等計画概要書に記載すべき事項並びに第2項の規定により添付する図書は、飯田市景観規則（平成19年飯田市規則第58号）第10条第1項の規定による届出書及び建築等計画概要書に記載すべき事項並びに景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項、飯田市景観規則第10条第2項及び同条第3項の規定により添付する図書と共通するものについて飯田市景観規則第10条第1項の規定による届出書に併せて条例第24条第1項又は第2項の規定により届ける場合にあつては、これを省略することができるものとする。

（変更の届出）

- 第22条 条例第24条第2項の規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第5項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が飯田市景観計画に定められた広告物等の表示、設置及び改造に関する行為についての制限（以下この章において「景観育成基準」という。）に適合しないと認めるときは、前2項の規定による届出をした者（以下「届出をした者」という。）に対し、その届出に係る行為に関する広告物等の設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第1項又は第2項の規定による届出のあった日から30日以内にしなければならない。

5 次に掲げる行為については、前各項の規定は適用しない。

- (1) 景観法第16条第7項第2号から第10号までに掲げる行為
- (2) 景観法施行令（平成16年政令第398号）第10条第1号から第3号までに掲げる行為
- (3) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(4) 第4条第3項第1号、第2号及び第8条第3号に掲げるものを表示し、設置し、又は改造する行為

(5) 国、地方公共団体又は飯田市景観条例第9条第5項第6号の規定による公共的団体が行う行為

(6) その他規則で定める行為

（勧告等の手続）

第23条 市長は、条例第24条第1項又は第2項の届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観育成基準並びに条例第5条第2項各号及び同条第3項各号の基準に適合するかどうかを判断し、当該行為が景観の育成に及ぼす影響が軽微であると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置をとるよう指導することができるものとする。

2 条例第24条第3項若しくは条例第26条の規定による勧告又は前項の規定による指導は、勧告書（様式第19号）又は指導書（様式第20号）を当該届出をした者に交付して行うものとする。

3 景観育成特定地区においては、飯田市景観規則第4条第2項各号に掲げる事項のほか、飯田市景観計画（同項各号に掲げるものに相当する部分を除く。）の適用があるものとする。

（通常の管理行為、軽易な行為）

第24条 条例第24条第5項第3号の規則で定める行為は、広告物等の汚染、たい色、はく離又は破損その他により、塗装又は部材の更新その他の修繕による原状回復を行う行為（色彩の変更又は材料若しくは形態意匠の変更その他の変更を伴わないものに限る。）で行為の対象の面積が10平方メートルを超えない行為とする。

（届出を要しない行為）

第25条 条例第24条第5項第6号の規則で定める行為は、普通地域内で行う行為のうち、次の各号に掲げる行為の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 広告塔、広告板その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。） 当該新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが4メートルを超え、又は当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積（その最大見つけ面積の合計による。以下同じ。）が5平方メートルを超え、若しくは表示面積の合計（同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及

- 6 景観育成特定地区（飯田市景観条例第4条第4項の規定により定める景観育成特定地区をいう。以下同じ。）における前項第6号の規則で定める行為は、行為の種類及びその規模に応じて、景観育成特定地区ごとに定めるものとする。この場合において、景観育成特定地区以外の景観計画区域における第1項の届出を要するすべての行為が、その景観育成特定地区における当該届出を要する行為となるよう定めなければならない。
- 7 市長は、第5項第6号の規則で定める行為を定めようとするときにおいては、審議会の意見を聴くものとする。この場合において、前項の規定により同号の規則で定める行為を定めようとするときにおいては、併せて、当該景観育成特定地区の土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

- び次号の表示面積の合計を含む。)が10平方メートルを超えるもの
- (2) 建築物又は工作物(広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。以下この項において同じ。)の外観に広告物等の表示又は設置がされるものの建設等 当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積(建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。)が5平方メートルを超え、又は表示面積の合計(同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び前号の表示面積の合計を含む。)が10平方メートルを超えるもの
- (3) 広告物等の改造 広告物等を改造して前2号に掲げる規模となる行為
- (4) 自己用(自己の事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示又は設置するものをいう。以下同じ。)の広告塔、広告板その他これらに類するものの建設等 当該新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが4メートルを超え、又は当該建設等に係る部分の広告物等の表示面積の合計(次号の表示面積の合計を含む。)が15平方メートルを超えるもの
- (5) 自己用の建築物又は工作物の外観に広告物等の表示又は設置がされるものの建設等 当該建設等に係る部分の広告物等の表示面積の合計(前号の表示面積の合計を含む。)が15平方メートルを超えるもの
- (6) 自己用の広告物等の改造 広告物等を改造して前2号に掲げる規模となる行為
- 2 前項の規定にかかわらず、発光ダイオードその他の発光体を用いた動画による広告物等に関する行為は、発光部分の面積が3平方メートルを超えるもの以外のものとする。
- 3 条例第24条第6項の規定により景観育成特定地区ごとに定める同条第5項第6号の規則で定めるものは、別表第6の左欄に掲げる景観育成特定地区について、同表の中欄に掲げる行為の種類に応じ、同表の右欄に掲げる規模に該当するもの以外のものとする。

(地域協議会の長への通知等及び説明会の開催)

第25条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、その旨を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に関し当該地域に関する飯田市景観条例第4条第2項の規定により定められた地域景観計画の推進の見地から意見があるときは、規則に定めるところにより、市長に当該意見を述べることができる。
- 3 第1項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例(平成19年飯田市条例第15号)第11条第1項に規定する土地所有者等(以下「地域住民等」という。)の意見を聴く必要があると認めるときは、説明会(当該通知に係る行為に関して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。)を開催すべき旨を、当該通知に係る届出をした者に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による申出を踏まえて説明会の開催が必要であると認めるときは、当該通知に係る届出をした者に、規則で定めるところにより、当該説明会の開催を要請するものとする。
- 5 飯田市土地利用調整条例(平成19年飯田市条例第39号)第7条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において、同条第3項から第7項までの規定中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と読み替えるものとする。

(地域協議会の長への通知等)

第26条 条例第25条第1項の規定による通知は、届出受理通知書(様式第21号)を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うとともに、当該届出に係る第21条第1項の規定による建築等計画概要書並びに同条第2項各号及び第3項の規定により添付する図書を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、市長が別に定める団体(当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る団体に限る。)の長にも届出受理通知書を送付するものとする。

- 2 地域協議会の長は、条例第25条第2項の規定により意見を述べる場合は、市長が別に指定する日までに限り行うことができるものとする。この場合において、意見書(様式第22号)を市長に提出するものとする。
- 3 条例第25条第3項の規定による説明会の開催の申出は、前項の意見書にその旨を記載して行うものとする。
- 4 条例第25条第4項の規定による説明会の開催の要請は、説明会開催要請書(様式第23号)を当該届出をした者に送付して行うものとする。
- 5 飯田市土地利用調整条例施行規則(平成19年飯田市規則第57号)第12条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において同条第3項中「条例第7条第3項」とあるのは「飯田市屋外広告物条例第25条第5項において準用する条例第7条第3項」と、同項第1号イ中「条例第7条第4項」とあるのは「飯田市屋外広告物条例第25条第5項において準用する条例第7条第4項」と、同項第3号中「条例第4条第1項又は第2項の届出」とあるのは「飯田市屋外広告物条例第24条第1項又は第2項の届出」と、「周辺の生活環境に及ぼす影響」とあるのは「周辺の景観に及ぼす影響」と、同項第4号中「条例第4条第1項又は第2項の届出」とあるのは「飯田市屋外広告物条例第24条第1項又は第

(原状回復等の勧告)

第26条 市長は、景観の育成のために必要があると認めるときは、第24条第1項又は第2項の届出に係る行為について、景観育成基準に適合しない行為をした者又はその者から当該広告物等についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観育成基準に適合させるため必要な限度において、その原状回復を勧告し、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを勧告することができる。

(勧告の手続等)

第27条 市長は、第24条第3項の規定による勧告（景観の育成に重大な影響を与えるものとして規則で定めるものに限る。）又は前条の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わない者の公表)

第28条 市長は、第24条第3項又は第26条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与え、及び審議会の意見を聴かなければならない。

2項の届出」と、同条第4項中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と、同条第5項中「条例第7条第5項」とあるのは「飯田市屋外広告物条例第25条第5項において準用する条例第7条第5項」と、「説明会開催報告書（様式第6号）」とあるのは「説明会開催報告書（様式第24号）」と、同条第6項中「条例第7条第7項」とあるのは「飯田市屋外広告物条例第25条第5項において準用する条例第7条第7項」と、「説明会開催命令書（様式第7号）」とあるのは「説明会開催命令書（様式第25号）」と、「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と、同条第7項中「条例第7条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会の報告」とあるのは「飯田市屋外広告物条例第25条第5項において準用する条例第7条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会の報告」と読み替えるものとする。

(第23条第2項参照)

(原状回復等の勧告の手続等)

第27条 条例第27条の規則で定める勧告は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観育成特定地区内で行う行為に対する勧告のうち、市長が地域協議会及び審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が景観の育成に重大な影響を与えるものとして地域協議会及び審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの

(勧告に従わない場合の公表)

第28条 条例第28条の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法で行うものとする。

2 条例第28条の規定により規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、通知書（様式第26号）を、当該届出をした者に送付して、その者又はその者の代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。
- (2) 前号の規定による通知書の送付を受けた者は、その送付を受けた日か

ら3日以内に、市長に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

(3) 市長は、前号の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、届出をした者又はその者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行うものとする。

(4) 前号の規定による意見の聴取は、飯田市聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則（平成6年飯田市規則第38号）の例により行うものとする。

3 市長は、条例第28条の規定により審議会の意見を聴こうとするときは、次に掲げる図書を提出して審議会の意見を聴くものとする。

(1) 当該公表しようとする届出に係る図書

(2) 公表をしようとするまでの経過を示す書類

(3) 前項第1号に規定する意見書又は同項第3号の規定により聴取した意見

(4) その他必要な書類

（着手制限の例外工事）

第29条 条例第29条第1項の規則で定める工事は、根切り工事、山留め工事その他地上に表れない基礎工事とする。

（行為の着手制限期間の短縮の通知）

第30条 市長は、条例第29条第2項の規定により条例第29条第1項の期間を短縮しようとするときは、行為の着手制限期間短縮通知書（様式第27号）を当該届出をした者に送付するものとする。

（行為の着手制限等）

第29条 届出をした者は、市長がその届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の規則で定める工事に係るものを除く。）に着手してはならない。ただし、第26条の勧告を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 市長は、第24条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為について、景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

#### 第5章 住民等による提案等

（住民等による提案等）

第30条 法第3条から第5条までの規定に基づく屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に係る住民等による提案等については、景観法第11条から第14条まで並びに景観法施行令第7条及び飯田市景観条例第5条から第7条までに定めるところによるものとする。この場合において、飯田市景観条例第5条第3項若しくは第4項又は第7条の規定により地域協議会又は審議会の意見を聴く場合は、第4条第2項（第5条第4項及び第9条第2項において準用する場合を含む。）、第6条第2項（第10条第3項において準用する場合を含む。）、第11条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第13条第1項（同条第2項において準用す

る場合を含む。)及び第24条第7項の規定は、適用しない。

第6章 屋外広告物監視員

(屋外広告物監視員の選任等)

第31条 市長は、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があるときは、規則で定めるところにより、屋外広告物監視員を選任し、法第7条第4項に規定する事項その他の事項について、規則で定める業務を委任することができる。

(研修会)

第32条 市長は、屋外広告物監視員を対象として、広告物等の表示及び設置

第5章 屋外広告物監視員

(屋外広告物監視員)

第31条 条例第31条の規定による屋外広告物監視員(以下この条において「監視員」という。)の選任は、第3項に規定する業務を担当する区域を指定して、当該区域に住所を有する者のうちから市長が選任するものとする。

2 市長は、前項の規定により監視員を選任しようとするときは、あらかじめ、選任する監視員の人数及び担当する区域について、当該監視員を選任しようとする土地の区域に係るまちづくり委員会の意見を聴くことができる。

3 条例第31条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 良好な景観の育成を行う者又は広告物等を表示し若しくは設置しようとする者に対し、情報の提供、相談その他の助言を行うこと。
- (2) 屋外広告物に関する意見を市長に述べること。
- (3) 違反広告物等について監視すること。
- (4) 違反広告物等又は違反していると判断した広告物等を発見した場合は、市長に通報すること。
- (5) 違反広告物等が法第7条第4項第1号に規定するはり紙である場合は、当該はり紙を除却し、及び処分すること。この場合においては、前号の規定による通報をすることを要しない。
- (6) 前号の規定によりはり紙である違反広告物等を除却した場合は、その日時、場所及び広告物の種類その他を記録簿に記録すること。
- (7) その他良好な景観の育成をするために必要な業務

4 監視員は、違反広告物等を除却した場合は、前項第6号に規定する事項を、定期的に、市長に報告しなければならない。

5 監視員の任期は、2年とし、欠員があるときは、補欠の監視員を選任することができるものとする。この場合においては、補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 監視員は、法の規定及び条例の規定を遵守するとともに、業務について知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

7 監視員は、その業務に従事するときは、屋外広告物監視員証(様式第28号)を携帯しなければならない。

に関し必要な知識を修得させることを目的とする研修会を開催するものとする。

#### 第7章 雑則

##### (書類の閲覧)

第33条 市長は、第24条第1項又は第2項の規定による届出に係る書類のうち、景観の育成のため必要であるとして規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、これを閲覧に供するものとする。

2 市長は、前項の規則で定める書類を閲覧する者が同項の規則に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

##### (公表)

第34条 市長は、第4条第1項、第5条、第6条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定による指定をしたとき、又はこれらを変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(情報の発信及び提供)

#### 第6章 雑則

##### (書類の閲覧)

第32条 条例第33条第1項の規則で定める書類は、第21条第1項の規定による建築等計画概要書並びに同条第2項及び第3項の規定により添付する図書（以下この条において「建築等計画概要書等」という。）とする。

2 条例第33条第1項の規定による書類の閲覧は、次に掲げるところにより、行うものとする。

(1) 飯田市の休日（飯田市の休日进行を定める条例（平成元年飯田市条例第40号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。）においては、建築等計画概要書等を閲覧に供さない。

(2) 建築等計画概要書等の閲覧をする時間は、午前9時から午後4時までとする。

(3) 建築等計画概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備える閲覧簿に必要事項を記入し、係員に申し出なければならない。

(4) 建築等計画概要書等を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 閲覧の場所は、市役所本庁事務所とする。

イ 係員の指示に従って、所定の場所で閲覧をすること。

ウ 建築等計画概要書等を汚損し、又はき損しないこと。

エ 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

3 前項の規定による書類の閲覧は、条例第24条第1項又は第2項の規定による届出があった日から3年を経過する日までに限りできるものとする。

##### (公表)

第33条 条例第34条の規定による公表は、飯田市公告式条例（昭和31年飯田市条例第3号）の例により行うものとする。

2 前項の公表に係る図書又はその写しは、市長の指定する場所において公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該公表に係る図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

3 市長は、第1項の公表をしたときは、当該指定又は変更の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に、当該指定又は変更に関する図書の写しを送付するものとする。

第35条 市長は、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、第24条第1項又は第2項の規定による届出に関する情報その他景観の育成に関する情報の発信及び提供に努めるものとする。

(助言及び協力等)

第36条 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、基本指針等及び飯田市景観計画の普及、啓発その他の施策を講じることにより、飯田市景観条例第37条第1項の規定による認定団体、屋外広告物監視員及び景観の育成の活動を行うものを育成し、及びその活動に協力するよう努めるものとする。

2 まちづくり委員会（地域自治区（地方自治法第202条の4第1項の規定による地域自治区をいう。）において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等をいう。次項において同じ。）は、市長に対し、その活動する地域の景観の育成に関し必要な助言又は協力を求めることができる。

3 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地域の固有の特性及び個性を生かした景観の育成を推進するため必要な助言及び協力を行うものとする。

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## 第8章 罰則

(罰則)

第38条 第19条第1項の規定による命令に違反して、広告物等の除却その他必要な措置をとらなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第6条第1項の規定に違反した者
- (3) 第10条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、同項各号に掲げる地域又は場所において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者
- (4) 第12条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、第11条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

## 第7章 補則

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(1) 第19条第2項の規定による命令に違反して、広告物等の改造その他必要な措置をとらなかった者

(2) 第22条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第38条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(飯田市屋外広告物に係る環境美化等に関する条例の廃止)

2 飯田市屋外広告物に係る環境美化等に関する条例(昭和62年飯田市条例第22号)は、廃止する。

(条例施行前の手続)

3 市長は、この条例の規定により、あらかじめ地域協議会又は審議会の意見を聴いて定めることとされるものを定めようとするときは、この条例の施行前でも当該地域協議会又は審議会の意見を聴くことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)の規定により許可を受け、現に存在する広告物等については、その許可の期間に限り、この条例の規定による許可を受けたものとみなす。

5 第24条及び第26条の規定は、平成20年1月30日までに着手する屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置又はこれらの改造をする行為については、適用しない。

(飯田市手数料条例の一部改正)

6 飯田市手数料条例(平成12年飯田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第6条第4号、

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(飯田市屋外広告物に係る環境美化等に関する条例施行規則及び屋外広告物条例施行細則の廃止)

2 飯田市屋外広告物に係る環境美化等に関する条例施行規則(昭和62年飯田市規則第22号)及び屋外広告物条例施行細則(平成12年飯田市規則18号)は、廃止する。

<p>第8条第1項若しくは第10条第1項の規定による許可又は第12条第1項の規定による許可の更新（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合を除く。）</p> <p>を「</p> <p>飯田市屋外広告物条例（平成19年飯田市条例第43号）第8条第4号、第10条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可又は第14条第1項の規定による許可の更新（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合を除く。）</p> <p>」</p>	<p>」</p>
<p>に改める。</p>	<p>附 則（平成20年3月31日規則第18号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年7月15日規則第36号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年10月1日規則第44号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年9月30日規則第31号） この規則は、平成21年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年3月31日規則第16号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 第1条の規定による改正後の飯田市土地利用調整条例施行規則第11条第1項、飯田市緑の育成条例施行規則第14条第1項及び飯田市屋外広告物条例施行規則第26条第1項の規定（以下これらを総称して「飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定」という。）は、施行日以後の飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定による届出受理通知書に係る当該届出について適用する。</p>

附 則（平成 29 年 12 月 25 日条例第 36 号）  
この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

- 3 （略）
- 附 則（平成23年 3 月 25日規則第12号）  
この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成25年12月 4 日規則第34号）  
この規則は、平成25年12月27日から施行する。
- 附 則（平成27年12月 3 日規則第27号）  
この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 29 年 12 月 25 日規則第 31 号）  
（施行期日）
- 1 この規則中第 1 条の規定は平成 30 年 1 月 1 日、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。  
（申請に係る経過措置）
- 2 第 2 条の規定による改正後の飯田市屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第 4 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、平成 30 年 6 月 1 日以後に行われる許可又は許可の更新の申請から適用し、同日前に行われる許可又は許可の更新の申請については、なお従前の例による。  
（現に存する広告物等に係る経過措置）
- 3 第 2 条の規定の施行の際、現に広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者が行う当該広告物等の点検については、新規則第 4 条の 2 第 1 項本文の規定にかかわらず、平成30年 4 月 1 日から起算して 3 年以内ごとに行うものとする。  
附 則（令和 3 年 1 月 28日規則第 3 号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の飯田市屋外広告物条例施行規則第25条の規定は、令和 3 年 3 月 1 日以後の飯田市屋外広告物条例（平成19年飯田市条例第43号）第24条に規定する届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。  
附 則（令和 3 年 7 月 29 日規則第 39 号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用

し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

屋外広告物禁止地域

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各500メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各500メートル以内
飯田市道山本98号線	飯田市道2-31観音沢線との交差点から飯田市道山本184号線との交差点まで	飯田市道山本184号線との交差点に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内
飯田市道1-40大明神横線	飯田市道山本184号線との交差点から飯田市道1-36請地線との交差点まで	飯田市道1-36請地線との交差点に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内
飯田市道伊賀良514号線	飯田市道1-36請地線との交差点から飯田市道県278号線との交差点まで	飯田市道県278号線との交差点に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内
飯田市道県370号線	飯田市道1-27大休妙琴線との交差点から飯田市道県278号線との交差点まで	飯田市道県278号線との交差点に向かって左側100メートル以内及び右側500メートル以内
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各500メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から飯田市と下伊那郡喬木村との境界までの区間	両側各500メートル以内

別表第2（第11条関係）

屋外広告物許可地域

			接続する道路等		範囲
			種類及び名称	区間	
			高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各1,000メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各1,000メートル以内
			一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各1,000メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から飯田市と下伊那郡喬木村との境界までの区間	両側各1,000メートル以内
			別表第3（第11条関係） 屋外広告物許可地域		
			種類及び名称	区間	範囲
			飯田駅前広場	中央通り線（昭和54年長野県告示第743号に告示された飯田都市計画道路3・4・7中央通り線）の起点付近	約8,590平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内

別表第4（第11条関係）

屋外広告物許可地域における許可の基準

区分		基準		
		許可地域全域		
		都市計画法第1章に規定する都市計画区域以外の区域又は自然公園法（昭和32年法律第161号）若しくは長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）に規定する自然公園の区域		
建築物を利用した広告物等	屋上広告物	本体の高さ	13メートル以下	許可地域全域の基準のほか、次に掲げるもの 1 地色の彩度8以下 2 次に掲げるものは使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの
		建築物の高さに対する本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下	
		その他	建築物から横にはみ出さないこと。	
	壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4以下	
	袖看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上	
		壁面からの出幅	1.5メートル以下	
		道路上の出幅	1.0メートル以下	
その他		壁面の上端を越えないこと。		
地上に設置する広告物等	高さ	13メートル以下		
	表示面積	合計50平方メートル以下		
その他の広告物等	－			

別表第5（第11条の2関係）

川路地区屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

飯田市景観条例第4条第2項の規定による川路地域景観計画の区域を屋外広告物特別規制地域に指定する。

2 許可の基準（許可の更新を含む。）

川路地区屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、自己用の広告物等であること又は地上に設置する広告物等で複数の者が共同して表示し、設置し、若しくは改造する一の広告物等（以下「集合看板」という。）であることとし、かつ、次の(1)又は(2)の広告物等の区分に従い、当該(1)又は(2)に掲げる基準及び表示する地域について適用される景観育成基準（(1)又は(2)に掲げる基準に相当するものを除く。）に適合するものであることとする。

(1) 自己用の広告物等の基準

ア 反射光のある素材は使用しないこと。

- イ 地色（一の色の表示面積の合計が広告物等の表示面積の10分の1以下であるものを含まないものとする。）の色数を3以下とすること。
- ウ 自然公園法又は長野県立自然公園条例に規定する自然公園の区域にあっては、動光、点滅照明及びネオン、並びに照度又は色相の変化をするものその他これらに類するものを使用しないこと。
- エ 広告物等の表示面積は、1面10平方メートル以下とし、かつ、合計20平方メートル以下とすること。ただし、別表第1の一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道に係る区域にあっては、合計10平方メートル以下とすること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる区分に該当する場合には、当該区分に応じ、同表の右欄に掲げるもの

区分	基準
屋上広告物	本体の高さは、5メートル以下とすること。
壁面広告物	表示面積の合計は、広告物を表示する壁面の面積の10分の2以下とすること。
地上に設置する広告物等	高さは5メートル以下とし、かつ、表示面積は1面5平方メートル以下とすること。

(2) 集合看板の基準

- ア 公益上又は地域振興のために市長が必要と認めるものであること。
- イ 別表第1の一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道に係る区域において表示し、又は設置するものでないこと。
- ウ その他市長が別に定める基準に適合すること。

3 許可の有効期間

3年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

4 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間

5年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

5 適用除外となる広告物等

次の(1)から(5)のいずれかに該当するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの

(2) 自己用の広告物等で、次のア及びイに該当するもの

ア 表示面積の合計が10平方メートル以下のもの。ただし、地上に設置する広告物等にあっては、高さ4メートル以下であって、1面の表示面積3平方メートル以下のもの

イ 2の(1)に掲げる基準及び表示する地域について適用される景観育成基準（2の(1)に掲げる基準に相当するものを除く。）に適合するもの

(3) 祭典その他慣例上使用するもので、祭典その他年中行事等のためにするもの

(4) 一時的又は仮設的なものであって、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示し、かつ、表示期間が30日を超えないもの

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの

ア 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの

イ 会合その他催物に関するもの

ウ はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類

エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

別表第5の2（第11条の2関係）

都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町4丁目2182番5及び同所2230番43から飯田市北方の区域に接するまでの区間の両側30メートル以内の区域を屋外広告物特別規制地域に指定する。

2 許可の基準（許可の更新を含む。）

都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次の(1)又は(2)の広告物等の区分に従い、当該(1)又は(2)に掲げる基準及び表示する地域について適用される景観育成基準（(1)又は(2)に掲げる基準に相当するものを除く。）に適合するものであることとする。

(1) 自己用の広告物等の基準

ア 広告物等の表示面積は、別表第1の高速自動車国道中央自動車道西宮線に係る区域にあっては、合計10平方メートル以下とすること。

イ 地上に設置する広告物等で、次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(ア)及び(イ)に規定するもの

(ア) 高さ 地上からの高さを5メートル以下とすること。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは地上からの高さを13メートル以下とすること。

(イ) 表示面積 1面3平方メートル以下とすること。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは1面25平方メートル以下とすること。

(2) 自己用の広告物等以外のものの基準

ア 1面の表示面積は1平方メートル以下とすること。

イ 表示面積の合計（自己の敷地以外において広告物等を表示し、又は掲出する場合においては、50メートル以内に同一の者が表示し、又は掲出する広告物等の表示面積及び掲出面積の合計とする。）は2平方メートル以下とすること。

ウ 地上に設置する広告物等は、地上からの高さを2メートル以下とすること。

エ 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置する広告物等は、第3条第1項に掲げるもの以外のものとする。

オ 別表第1の高速自動車国道中央自動車道西宮線に係る区域において表示し、又は設置するものでないこと。

3 許可の有効期限

3年（貼り紙、貼り札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

4 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定に係る地域又は場所に掲示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間

5年（貼り紙、貼り札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

5 適用除外となる広告物等

次の(1)から(5)までのいずれかに該当するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの

(2) 自己用の広告物等で、次のア及びイに該当するもの

- ア 次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(ア)及び(イ)に規定するもの
  - (ア) 地上に設置する広告物等 次の a から c までのいずれにも該当するもの
    - a 表示面積の合計（自己の敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計をいう。）が15平方メートル以下（別表第1の高速自動車国道中央自動車道西宮線に係る区域にあっては合計10平方メートル以下）のもの
    - b 地上からの高さが4メートル以下のもの
    - c 道路境界線から5メートル以内に設置するものについては、1面の表示面積が3平方メートル未満のもの
  - (イ) (ア)に掲げる広告物等以外 (ア) a に規定するもの
- イ 2の(1)に掲げる基準及び表示する地域について適用される景観育成基準（2の(1)に掲げる基準に相当するものを除く。）に適合するもの
- (3) 祭典その他慣例上使用するもので、祭典その他年中行事等のためにするもの
- (4) 一時的又は仮設的なものであって、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示し、かつ、表示期間が30日を超えないもの
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの
  - ア 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの
  - イ 会合その他催物に関するもの
  - ウ 貼り紙、貼り札、立看板、広告旗及び広告幕類
  - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

別表第6（第25条関係）

景観育成特定地区の名称	行為の種類	規模
竜丘景観育成特定地区	広告塔、広告板その他これらに類するものの建設等	当該新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが3メートルを超え、又は当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積が3平方メートルを超え、若しくは表示面積の合計（同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び次項の表示面積の合計を含む。）が6平方メートルを超えるもの
	建築物又は工作物（広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。）の外観に広告物等の表示又は設置がされるものの建設等	当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積（建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。）が3平方メートルを超え、又は表示面積の合計（同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び前項の表示面積の合計を含む。）が6平方メートルを超えるもの
	広告物等の改造	広告物等を改造して前2項に掲げる規模となるもの
	自己用の広告塔、広告板その他これらに類するものの建設等	当該新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが4メートルを超え、又は当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積が4平方メートルを超え、若しくは表示面積の合計（次項の表示面積の合計を含む。）が8平方メートルを超えるもの
	自己用の建築物又は工作物の外観に広告物等の表示又は設置がされるものの建設等	当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積が4平方メートルを超え、又は表示面積の合計（前項の表示面積の合計を含む。）が8平方メートルを超えるもの
	自己用の広告物等の改造	広告物等を改造して前2項に掲げる規模となるもの
	発光ダイオードその他の発光体を用いた動画による広告物等について行う前各項に掲げる行為	発光部分の面積が3平方メートルを超えるもの
	上郷景観育成特定地区	広告塔、広告板その他これらに類するものの建設等
建築物又は工作物（広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。）の外観に広告物等の表示又は設置がされるものの建設等		第25条第1項第2号に規定するもの
広告物等の改造		第25条第1項第3号に規定するもの
自己用の広告塔、広告板その他これらに類するものの建設等		第25条第1項第4号に規定するもの

	自己用の建築物又は工作物の外観に広告物等の表示又は設置がされるものの建設等	第25条第1項第5号に規定するもの
	自己用の広告物等の改造	第25条第1項第6号に規定するもの
	発光ダイオードその他の発光体を用いた動画による広告物等について行う前各項に掲げる行為	第25条第2項に規定するもの
上久堅景観育成特定地区	広告塔、広告板その他これらに類するものの建設等	当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積（建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。）が3平方メートルを超え、又は表示面積の合計（同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び前項の表示面積の合計を含む。）が6平方メートルを超えるもの
	建築物又は工作物（広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。）の外観に広告物等の表示又は設置がされるものの建設等	当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積（建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。）が3平方メートルを超え、又は表示面積の合計（同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び前項の表示面積の合計を含む。）が6平方メートルを超えるもの
	広告物等の改造	広告物等を改造して前2項に掲げる規模となるもの
	自己用の広告塔、広告板その他これらに類するものの建設等	当該新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが4メートルを超え、又は当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積が4平方メートルを超え、若しくは表示面積の合計（次項の表示面積の合計を含む。）が8平方メートルを超えるもの
	自己用の建築物又は工作物の外観に広告物等の表示又は設置がされるものの建設等	当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積が4平方メートルを超え、又は表示面積の合計（前項の表示面積の合計を含む。）が8平方メートルを超えるもの
	自己用の広告物等の改造	広告物等を改造して前2項に掲げる規模となるもの
	発光ダイオードその他の発光体を用いた動画による広告物等について行う前各項に掲げる行為	発光部分の面積が3平方メートルを超えるもの



■ 飯田市特別用途地区建築条例及び同規則

条 例	規 則
<p style="text-align: center;">飯田市特別用途地区建築条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月20日 飯田市条例第65号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。</p> <p>(特別用途地区内における建築物の建築の制限)</p> <p>第3条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該特別用途地区における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">飯田市特別用途地区建築条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月20日 飯田市規則第74号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特例許可の申請の手続等)</p> <p>第2条 条例第3条第1項ただし書の規定による許可（以下「特例許可」という。）を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、特例許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書面を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項表1の(い)項及び(ろ)項（地盤面算出表を除く。）に掲げる図書</li> <li>(2) 縮尺、方位、土地の境界、地番、地目並びに土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物に関して権利を有する者の氏名を明示した地籍図</li> <li>(3) 隣接する建築物の用途及び敷地を示した図面</li> <li>(4) 特例許可を必要とする理由書</li> <li>(5) その他市長が必要と認める書類</li> </ol> <p>2 市長は、特例許可をしたときは、特例許可通知書（様式第2号）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、特例許可をしないときは、特例許可をしない旨の通知書（様式第3号）に第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。</p> <p>(意見の聴取の公告)</p>

2 市長は、前項ただし書の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、当該特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づく飯田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、特例許可を受けた建築物の増築、改築若しくは移転又は用途の変更（これらのうち、規則で定める場合に限る。）について特例許可をする場合においては、適用しない。

（適用の除外）

第4条 前条第1項の規定は、同項の規定に適合せず若しくは適合しない部分を有する現に存する建築物又は現に建築若しくは用途の変更の工事中の建築物について、次に掲げる範囲内において増築若しくは改築又は用途の変更をする場合においては、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（この項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、この項の規定により引き続き前条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築又は用途の変更後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 前項の規定は、前条第1項の規定に適合するに至った建築物又は建築物の部分については、適用しない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第3条 市長は、条例第3条第2項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その特例許可をしようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告するものとする。

（特例許可に当たり意見の聴取等を要しない場合）

第4条 条例第3条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

(1) 増築、改築若しくは移転又は用途の変更が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

(2) 増築若しくは改築又は用途の変更後における条例別表右欄に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際における当該部分の床面積の合計を超えないこと。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条に掲げる違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく大規模集客施設制限地区に係る特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

【告示日：平成20年1月1日】

(飯田市手数料条例の一部改正)

2 飯田市手数料条例(平成12年飯田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

8 飯田市特別用途地区建築条例(平成19年飯田市条例第65号)第3条第1項ただし書の規定による許可	1件	180,000円
---------------------------------------------------	----	----------

附 則(平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく工業専用地区に係る特別用途地区に関する都市計画の変更の告示の日から施行する。

【告示日：平成24年1月13日】

附 則

この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく大規模集客施設制限地区に係る特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の飯田市事務処理規則、飯田市職員の退職手当

附 則（平成30年 3 月27日 条例第17号）  
この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	法別表第 2（か）項に掲げるもの
工業専用地区	法別表第 2（わ）項第 2 号から第 8 号までに掲げるもの（第 5 号にあっては、物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のものを除く。）

に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則、飯田市後期高齢者医療に関する規則、飯田市国民健康保険給付規則、飯田市自動車の放置の防止に関する条例施行規則、飯田市特別用途地区建築条例施行規則及び飯田市特定用途制限地域建築条例施行規則の規定は、施行日以後にされる処分に係る不服申立て又は施行日以後にされる申請に係る不作為に係る不服申立てについて適用し、施行日前にされた処分に係る不服申立て又は施行日前にされた申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日規則第 14 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 29 日規則第 39 号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。

■ 飯田市特定用途制限地域建築条例及び同規則

条 例	規 則
<p style="text-align: center;">飯田市特定用途制限地域建築条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年 9 月 30 日 飯田市条例第34号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 49 条の 2 の規定に基づき、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 2 号の 2 に掲げる特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。別表第 1 において「政令」という。）の定めるところによる。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第 3 条 この条例は、都市計画法第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、飯田都市計画特定用途制限地域として市長が告示した区域に適用する。</p> <p>(特定用途制限地域内における建築物の用途の制限)</p> <p>第 4 条 別表第 1 左欄に掲げる特定用途制限地域内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が、当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">飯田市特定用途制限地域建築条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成20年10月 1 日 飯田市規則第43号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、飯田市特定用途制限地域建築条例（平成20年飯田市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特例許可の申請の手続等)</p> <p>第 2 条 条例第 4 条第 1 項ただし書の規定による許可（以下「特例許可」という。）を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、特例許可申請書（様式第 1 号）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書面を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。第 5 条第 1 項第 1 号において「省令」という。）第 1 条の 3 第 1 項の表 1 の(い)項及び(ろ)項（地盤面算定表を除く。）に掲げる図書</li> <li>(2) 縮尺、方位、土地の境界、地番、地目並びに土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物に関して権利を有する者の氏名を明示した地籍図</li> <li>(3) 隣接する建築物の用途及び敷地を示した図面</li> <li>(4) 特例許可を必要とする理由書</li> <li>(5) その他市長が必要と認める書類</li> </ol> <p>2 市長は、特例許可をしたときは、特例許可通知書（様式第 2 号）に前</p>

- 2 市長は、前項ただし書の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、当該特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づく飯田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、規則で定める場合に限る。）について特例許可をする場合においては、適用しない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

- 第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。
- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後に

項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、特例許可をしないときは、特例許可をしない旨の通知書（様式第3号）に第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（意見の聴取の公告）

- 第3条 市長は、条例第4条第2項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その特例許可をしようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告するものとする。

（特例許可に当たり意見の聴取等を要しない場合）

- 第4条 条例第4条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。
- (2) 増築又は改築後の条例第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。
- (3) 条例第4条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。
- (4) 用途の変更を伴わないこと。

<p>おける延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項並びに法第 53 条の規定に適合すること。</p> <p>(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。</p> <p>(3) 増築後の前条第 1 項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。</p> <p>(4) 前条第 1 項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の 1.2 倍を超えないこと。</p> <p>(5) 用途の変更を伴わないこと。</p> <p>(工作物への準用)</p> <p>第 6 条 別表第 2 に掲げる工作物(土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び建築物の敷地(法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。)と同一の敷地内にあるものを除く。)については、前 2 条の規定を準用する。この場合において、第 4 条第 1 項中「別表第 1」とあるのは「別表第 2」と、第 5 条第 2 号及び第 3 号中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 4 条第 1 項(第 6 条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の建築主又は築造主</p> <p>(2) 法第 87 条第 2 項において準用する第 4 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の所有者、管理者又は占有者</p>	<p>(工作物への準用)</p> <p>第 5 条 条例第 6 条において準用する特例許可を申請しようとする者は、工作物特例許可申請書(様式第 4 号)の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書面を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省令第 3 条第 2 項の表に掲げる図書</p> <p>(2) 第 1 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる図書及び書面</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに前 2 条の規定は、前項の特例許可について準用する。この場合において、第 4 条第 2 号中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第 6 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(両罰規定)

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して、前条に掲げる違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく山本地区店舗型性風俗特殊営業施設制限地域に係る特定用途制限地域に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

【告示日：平成20年10月1日】

(飯田市手数料条例の一部改正)

2 飯田市手数料条例(平成12年飯田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

6 飯田市特別用途地区建築条例(平成19年飯田市条例第65号)第3条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件	180,000円
------------------------------------------------------------	----	----------

」

を

「

6 飯田市特別用途地区建築条例(平成19年飯田市条例第65号)第3条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件	180,000円
7 飯田市特定用途制限地域建築条例(平成20年飯田市条例第34号)第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件	180,000円

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(飯田市モーテル類似施設建築規制条例の一部改正)

3 飯田市モーテル類似施設建築規制条例(昭和59年飯田市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第3条の2 前条の規定を除き、この条例の規定は、建築基準法の規定又は同法に基づく条例の規定に基づきもつぱら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設を建築してはならないこととされる区域におけるモーテル類似施設の建築(大規模の修繕又は大規模の様替を除く。)については適用しない。

附 則 (平成23年3月25日条例第10号)

この条例は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく松尾地区子育て住環境保全地域に係る特定用途制限地域に関する都市計画の変更の告示の日から施行する。

【告示日：平成23年4月1日】

附 則 (平成30年3月27日条例第17号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日条例第13号)

この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による上郷地区沿道型土地利用地域に係る特定用途制限地域に関する都市計画の変更の告示の日から施行する。

【告示日：平成31年3月28日】

別表第1 (第4条関係)

特定用途制限地域	建築してはならない建築物
山本地区店舗型性風俗特殊営業施設制限地域	法別表第2(り)項第3号に掲げるもの

附 則 (平成23年3月25日規則第10号)

この規則は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく松尾地区子育て住環境保全地域に係る特定用途制限地域に関する都市計画の変更の告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の飯田市事務処理規則、飯田市職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則、飯田市後期高齢者医療に関する規則、飯田市国民健康保険給付規則、飯田市自動車の放置の防止に関する条例施行規則、飯田市特別用途地区建築条例施行規則及び飯田市特定用途制限地域建築条例施行規則の規定は、施行日以後にされる処分に係る不服申立て又は施行日以後にされる申請に係る不作為に係る不服申立てについて適用し、施行日前にされた処分に係る不服申立て又は施行日前にされた申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

松尾地区子育て住環境保全地域	1 法別表第2(に)項第3号に掲げるもの 2 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの 3 法別表第2(へ)項第3号から第5号までに掲げるもの 4 法別表第2(と)項第4号に掲げる建築物で政令第130条の9の表中準住居地域の欄に掲げる数量を超えて貯蔵又は処理に供するもの 5 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの 6 法別表第2(ぬ)項第3号(13)及び(13の2)に掲げるもの 7 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの 8 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 9 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物のうち政令第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 10 前各号に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの(法別表第2(は)項第1号から第4号まで及び第7号に掲げるもの、政令第130条の7の2に掲げるもの並びに工場を除く。)	附 則 (平成31年3月28日規則第13号) この規則は、公布の日から施行する。  附 則 (令和3年7月29日規則第39号) (施行期日) 1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。
	上郷地区沿道型土地利用地域	
別表第2(第6条関係)		
特定用途制限地域	築造してはならない工作物	

<p>松尾地区子育て住環境保全地域</p>	<p>1 法別表第2（ぬ）項第3号(13)若しくは（13の2）の用途に供するもの又は同表（る）項第1号(21)の用途に供するもの。                  2 自動車車庫の用途に供する工作物で次の(1)から(3)までに掲げるもの                  (1) 築造面積が300平方メートルを超えるもの（建築物に附属するものを除く。）                  (2) 建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えるもの（築造面積が300平方メートル以下のもの及び次の（3）に掲げるものを除く。）                  (3) 法第86条第10項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の建築物に附属するもので、築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに前(2)の規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの</p>	
<p>上郷地区沿道型土地利用地域</p>	<p>法別表第2（る）項第1号(21)の用途に供するもの</p>	



■ 飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例及び規則

条 例	規 則
<p>飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年9月28日 飯田市条例第30号</p>	<p>飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成24年10月31日 飯田市規則第49号</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号）第2条の基本理念及び第3条の基本原則に基づき、リニア中央新幹線の駅の設置が予定される区域において行う行為について、飯田市土地利用調整条例（平成19年飯田市条例第39号）、飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）その他の関係法令の規定によるもののほか、行うべき届出等に関し必要な事項を定めることにより、当該区域の土地利用の動向について把握し、及び当該区域における住民との情報共有を図り、もってリニア中央新幹線開通を見据えた、計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資することを目的とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例（平成24年飯田市条例第30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。</p> <p>(2) 適用区域 飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）別表第1に規定する座光寺地域自治区及び上郷地域自治区の区域をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</p>
<p>(行為の届出)</p> <p>第3条 適用区域において次に掲げる行為をしようとする者（以下「開発事業者等」という。）は、当該行為に着手する日の45日前（第3号に規定する行為にあっては、当該行為に着手する日の7日前）までに、市長が規則で定めるところにより、当該行為の目的、種類、場所、設計又は施行方法の概要、着手予定日その他市長が規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(届出の方法等)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による届出（以下「新規届出」という。）は、届出書（様式第1号）2部及びその写し1部を、必要な事項を記載して書面により市長に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1項第3号に掲げる行為にあっては、次の各号のいずれかに掲げるものを、必要な事項を記載して書面により市長に提出して新規届出を行うものとする。</p> <p>(1) 届出書2部</p> <p>(2) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省</p>

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例・同規則

<p>(1) 景観法（平成16年法律110号）第16条第1項第1号に規定する建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（第6条第3号において「建築等」という。）</p> <p>(2) 建築物の大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定するものをいう。）若しくは大規模の模様替（同条第15号に規定するものをいう。）又は用途の変更（同法第87条第1項の規定によるものをいう。）</p> <p>(3) 建築物の解体であって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出が必要なもの</p>	<p>令第17号）第2条第2項に規定する届出書の写しに行為の完了後の土地の利用の目的を記載したもの2部</p> <p>3 前2項に規定する届出書には、次に掲げる図書2部及びその写し1部（前項の規定による新規届出にあつては、当該図書2部又はその写し2部）を添付しなければならない。ただし、次に掲げる図書のうち図面にあつては、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に代えることができる。</p> <p>(1) 次に掲げる図書。ただし、第3号及び第4号に規定する行為にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>ア 行為を行う場所の付近の見取図で、方位、道路及び目標となる地物を表示した縮尺2,500分の1以上のもの</p> <p>イ 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真</p> <p>ウ 事業所に係る行為にあつては、当該事業所の作業内容及び作業工程並びに作業時間等当該事業の内容を示す事項を記載した図書</p> <p>(2) 条例第3条第1項第1号に掲げる行為にあつては、前号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書（建築物の外観を変更する場合にあつては、次のア及びウに掲げる図書）</p> <p>ア 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、新規届出に係る建築物その他の施設と他の建築物の別、建築物の用途、規模、擁壁、合併処理浄化槽の位置、氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を表示した配置図で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>イ 排水施設計画の平面図（図面に雨水計算、集水面積、水路の系統図及び水利計算を記したものをいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 建築物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの</p> <p>(3) 条例第3条第1項第2号に掲げる行為にあつては、第1号イに規定する図書のほか、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3の表1の（い）の項及び（ろ）の項に掲げる図書</p> <p>(4) 条例第3条第1項第3号に掲げる行為にあつては、第1号アに規定する図書のほか、第1号イに規定する図書又は設計図若しくは施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例・同規則

- |                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(4) 景観法第16条第1項第2号に規定する工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（第6条第3号において「建設等」という。）</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為</p> <p>(6) 景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第1号に規定する土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>(7) 景観法施行令第4条第2号に規定する木竹の植栽又は伐採</p> | <p>(5) 条例第3条第1項第4号に掲げる行為にあつては、第1号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書</p> <p>ア 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置、新規届出に係る工作物その他の施設と他の工作物の別、工作物の用途、規模、擁壁その他の施設の予定する位置、土地の高低、工作物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を表示した配置図で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>イ 工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの</p> <p>(6) 条例第3条第1項第5号に掲げる行為にあつては、第1号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書</p> <p>ア 予定する建築物の用途、規模、計画戸数及びその位置並びに敷地内の各種構造物、氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設及び緑地の位置を表示する配置図で縮尺250分の1以上のもの</p> <p>イ 排水施設計画の平面図</p> <p>(7) 条例第3条第1項第6号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）にあつては、第1号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書</p> <p>ア 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>イ 排水施設計画の平面図</p> <p>(8) 条例第3条第1項第6号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）にあつては、第1号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書</p> <p>ア 土石の採取又は鉱物の掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>イ 廃土の堆積方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>ウ 土石の採取又は鉱物の掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>(9) 条例第3条第1項第7号に掲げる行為（木竹の植栽に限る。）にあつては、第1号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書</p> <p>ア 第6条第8号に規定する行為を行おうとする土地の区域内における当該行為の位置及びその概要を示す図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>イ アの土地の区域内における植栽の計画及びその樹種並びに施行方法を示す図面で縮尺100分の1以上のもの</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例・同規則

<p>(8) 景観法施行令第4条第4号に規定する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p> <p>(9) 景観法施行令第4条第5号に規定する水面の埋立て又は干拓</p> <p>(10) 景観法施行令第4条第6号に規定する特定照明</p> <p>2 前項の規定による届出を行う場合において、当該届出に係る行為について、次の各号に掲げる届出又は通知（以下これらを総称して「景観法届出等」という。）を行う必要があるときは、前項の規定にかかわらず、開発事業者等は当該景観法届出等を行う日の15日前までに前項の規定による届出を行わなければならない。</p> <p>(1) 景観法第16条第1項の規定による届出</p> <p>(2) 景観法第16条第5項の規定による通知</p> <p>(3) 飯田市土地利用調整条例第4条第1項の規定による届出</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第4条 前条の規定による届出をした開発事業者等は、当該届出に係る事項のうち市長が規則で定める事項の変更（以下この条において単に「変更」という。）をしようとするときは、次の各号に掲げる変更に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに、市長が規則で定めるとこ</p>	<p>(10) 条例第3条第1項第7号に掲げる行為（木竹の伐採に限る。）にあつては、第1号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書</p> <p>ア 木竹の伐採を行う範囲を示す図面で縮尺250分の1以上のもの</p> <p>イ 木竹の伐採を行う範囲内における地上から1.5メートルの位置の幹周りが1.5メートル以上あり、又は高さ10メートルを超え、かつ、樹冠が10メートルを超える樹木の位置及びこれら木竹の保全の方法を示す図面で縮尺250分の1以上のもの</p> <p>ウ 木竹を伐採した後に行う措置を明らかにする図面で縮尺250分の1以上のもの</p> <p>(11) 条例第3条第1項第8号に掲げる行為にあつては、第1号に掲げる図書のほか、堆積する場所及び方法を明らかにする図面であつて縮尺250分の1以上のもの</p> <p>(12) 条例第3条第1項第9号に掲げる行為にあつては、第1号に掲げる図書のほか、埋立て又は干拓する場所及び方法を明らかにする図面であつて縮尺250分の1以上のもの</p> <p>(13) 条例第3条第1項第10号に掲げる行為にあつては、第1号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書</p> <p>ア 特定照明をする物件の彩色並びに物件に照明をする範囲及び面積を明らかにする図面であつて縮尺100分の1以上のもの</p> <p>イ 特定照明の色調及び方法並びにその時間帯を示す図書</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書として市長が指定するもの</p> <p>4 第1項に規定する届出書の写し及び前項に規定する図書の写しについて、市長が認めた場合は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であつて、市長が定める形式のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、市長は、行為の種類に応じて、同項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により条例第3条第1項の届出に係る行為が条例第6条各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。</p> <p>2 前条の規定は、条例第4条第1項の規定による届出（以下「変更届出」</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例・同規則

るにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前条第1項第1号及び第4号から第10号までに掲げる行為 当該行為に着手する日の45日前

(2) 前条第1項第2号に掲げる行為 当該行為に着手する日の30日前

(3) 前条第1項第3号に掲げる行為 当該行為に着手する日の7日前

2 前項の規定にかかわらず、変更を行う場合において開発事業者等が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出等を行ったときは、前項の規定による届出を要しない。

(1) 前条第2項に規定する景観法届出等を行う必要があるとき 変更を行った後の内容に基づく景観法届出等

(2) 前条第2項第1号又は同項第3号に規定する届出を既に行ったとき 変更を行った後の内容に基づく景観法第16条第2項又は飯田市土地利用調整条例第4条第2項の規定による届出

3 同一の者が前条又は前2項の規定による届出に係る行為の完了前に当該行為の施行区域に接続して更に前条第1項各号に規定する同種の行為を行おうとするときは、これらの行為を一の行為とみなして前条又は前2項の規定を適用する。

(届出の補正)

第5条 市長は、前2条の規定による届出に形式上の不備があると認めるときは、当該届出をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、当該届出をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(適用の除外)

第6条 次の各号に該当すると市長が認める行為については、前3条の規定は、適用しない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が規則で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等

(4) 第3条第1項第6号に掲げる行為で、農林漁業を営むために行うもの(規則で定める行為を除く。)

(5) 第3条第1項第8号に掲げる行為で、次のいずれかに該当するもの

ア 農林漁業を営むために行うもの

イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(6) 法令の規定に基づき許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為

という。)について準用する。この場合において、前条中「第3条第1項の規定による届出」とあるのは「第4条第1項の規定による届出」と、「新規届出」とあるのは「変更届出」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第5条 条例第6条第1号の規則で定める行為は、通常管理行為、軽易な行為又は法令若しくはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為とする。

2 条例第6条第4号の規則で定める行為は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第3条第1号から第4号までに該当するものとする。

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例・同規則

のうち、市長が規則で定めるもの  
 (7) 前各号に掲げるもののほか、第3条第1項各号に掲げる行為のうち、市長が規則で定めるもの

- (届出を要しない行為)
- 第6条 条例第6条第7号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定するもの以外のものとする。
- (1) 条例第3条第1項第1号に規定する建築物の建築等 次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに規定するもの
- ア 建築物の新築、増築、改築又は移転 当該行為に係る部分の床面積の合計若しくは建築面積が500平方メートルを超え、又は当該行為に係る部分の高さが10メートルを超えるもの
- イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該修繕若しくは模様替又は変更に係る面積が400平方メートルを超えるもの
- (2) 条例第3条第1項第2号に規定する建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により申請書を提出すべきもの
- (3) 条例第3条第1項第2号に規定する建築物の用途の変更 建築基準法第87条第1項において準用する同法第6条第1項の規定により申請書を提出すべきもの
- (4) 条例第3条第1項第3号に規定する建築物の解体 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)第2条第1項第1号の規定によるもの
- (5) 条例第3条第1項第4号に規定する工作物の建設等 次に掲げるもの
- ア 煙突の建設等 当該行為に係る部分の高さが10メートルを超えるもの
- イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(ケに掲げるものを除く。)の建設等 当該行為に係る部分の高さが10メートルを超えるもの
- ウ 高架水槽、物見塔その他これらに類するものの建設等 当該行為に係る部分の高さが10メートルを超えるもの
- エ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設の建設等 当該行為に係る部分の高さが10メートルを超えるもの
- オ コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類

- するものの建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超え、又は高さが10メートルを超えるもの
- カ 自動車車庫の用途に供する施設の建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超え、又は高さが10メートルを超えるもの
- キ 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設の建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超え、又は高さが10メートルを超えるもの
- ク 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超え、又は高さが10メートルを超えるもの
- ケ 電気供給又は電気通信のための施設（この号サに掲げるものを除く。）の建設等 当該行為に係る部分の高さが20メートルを超えるもの
- コ 擁壁（条例第3条第1項第5号に規定する開発行為又は同項第6号に規定する土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に係るものに限る。）の建設等 当該行為に係る部分の高さが4メートルを超え、又は高さ3メートルかつ長さが30メートルを超えるもの
- サ 太陽光発電施設（一団の土地又は水面に太陽電池モジュールを設置するものをいい、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）の建設等 当該行為に係る太陽電池モジュールに係る部分の設置面積又は高さが次に掲げるものであるもの
- (7) 設置面積 成型した太陽電池モジュール（平面であるもののほか、曲面、球面その他集光のために湾曲等させた形状のものを含む。）が架台等に設置される場合において受光部側となる部分（連続して建設等する場合にあっては、連続する太陽電池モジュールに係る部分（当該太陽電池モジュールを成型し、又は結合するための型枠として受光部側に位置する当該型枠部分を含む。）をいう。）の表面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (イ) 高さ 当該行為に係る部分の下端を地盤面として、当該地盤面から上端まで（連続して建設等する場合にあっては、連続する太陽電池モジュールに係る部分のうち、最下部に位置するも

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例・同規則

- の下端を地盤面として、当該地盤面から最上部に位置するものの上端まで)の高さが10メートルを超えるもの
- (6) 条例第3条第1項第5号に規定する開発行為 当該開発行為(自己の居住の用に供する目的で行うものを除く。)に係る土地の面積が500平方メートルを超え、住宅の用途に供する計画戸数が5を超え、又は高さ4メートル若しくは法の長さ<sup>のり</sup>が30メートルを超える場合にあっては高さ3メートルを超える法を生ずるもの
- (7) 条例第3条第1項第6号に規定する土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(前号の開発行為に係るものを除く。) 当該土地の形質の変更に係る土地の面積が500平方メートルを超え、又は高さ4メートル若しくは法の長さ<sup>のり</sup>が30メートルを超える場合にあっては高さ3メートルを超える法を生ずるもの
- (8) 条例第3条第1項第7号に規定する木竹の植栽(条例第3条第1項第1号、第4号から第6号まで、第7号(木竹の伐採に限る。)、第8号及び第9号の行為に係る土地の区域内で行われるものに限る。) 第1号、第5号から第9号まで、第6号、第7号及び第9号から第11号までの行為に伴い行われる木竹の植栽
- (9) 条例第3条第1項第7号に規定する木竹の伐採 当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えるもの(農林漁業を営むために行う森林の皆伐を除く。)
- (10) 条例第3条第1項第8号に規定する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 その高さが3メートルを超え、又はその用途に供される土地の面積が500平方メートルを超えるもの
- (11) 条例第3条第1項第9号に規定する水面の埋立て又は干拓 当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えるもの(農林漁業を営むために行うものを除く。)
- (12) 条例第3条第1項第10号に規定する特定照明 当該特定照明の対象面積が50平方メートルを超えるもの(30日を超えて継続しないもの又は祭典その他地域の行事により行うものを除く。)

(届出に係る行為に関する指導等)

第7条 市長は、前4条の規定による届出(以下「行為届出」という。)があった場合において、その届出に係る行為について環境の保全、災害の防止、通行の安全等を勘案して、当該行為を行うに当たり計画的な土地利用及び地域づくりの推進の観点から配慮すべきと認められる事項(以下「土地利

用に関する配慮すべき事項」という。)があると認めるときは、当該届出に係る開発事業者等に対し、当該土地利用に関する配慮すべき事項について指導し、又は助言を行う。

(地域協議会の長への通知)

第8条 市長は、行為届出があったときは、その旨を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。）の長に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に関し、土地利用に関する配慮すべき事項について意見があるときは、市長に当該意見を述べることができる。

(行為の周知等)

第9条 開発事業者等は、行為届出を行う前に、当該行為届出に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等（以下この項において「地域住民等」と総称する。）に対して、当該行為に関して地域住民等に説明するための会合を開催することその他の方法により当該行為の周知に努めるものとする。

2 市長は、前項に規定する周知を行った開発事業者等に対し、規則で定めるところにより当該周知の内容に関し報告を求めることができる。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、開発事業者等若しくは官公署その他関係人に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に行為届出に係る土地の区域、建築物若しくは工作物に立ち入らせ、当該土地、建築物若しくは工作物の利用の状況について調査させ

(地域協議会の長への通知等)

第7条 条例第8条第1項の規定による通知は、届出到達通知書（様式第2号）を新規届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うとともに、当該届出に係る第3条第1項に規定する届出書及び同条第3項の規定により添付する図書を、当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域自治体の事務所（飯田市地域自治体の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条に規定するものをいう。）の長に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、市長が別に定める団体（当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る団体に限る。）の長にも届出到達通知書を送付するものとする。

2 前項の規定は、変更届出について準用する。この場合において、前項中「新規届出」とあるのは「変更届出」と読み替えるものとする。

3 地域協議会の長は、条例第8条第2項の規定により意見を述べる場合は、意見書（様式第3号）に必要な事項を記載し、市長に提出することにより行うものとする。

(行為の周知等)

第8条 開発事業者等は、条例第9条第1項に規定する周知を行った場合は、第3条第1項の規定による届出書にその旨を記載するものとする。

2 市長は、条例第9条第2項の規定により報告を求めようとするときは、書面により開発事業者等に依頼するものとする。

3 条例第9条第2項に規定する報告は、開発事業者等が周知実施報告書（様式第4号）を書面により市長に提出して行うものとする。

(報告)

第9条 条例第10条第1項の規定により報告又は資料の提出を求められた者は、遅滞なく、報告書（様式第5号）又は市長が必要と認める資料を書面により市長に提出するものとする。

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例・同規則

<p>ることができる。</p> <p>2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する証明書の様式は、市長が規則で定める。</p> <p>4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(情報の発信及び提供)</p> <p>第11条 市長は、地域固有の特性及び個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進するため必要と認めるときは、行為届出その他適用区域の土地の利用に関する情報の発信及び提供を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。</p> <p>(行為届出に関する規定の適用)</p> <p>2 第3条の規定は、平成25年1月1日以後に着手する同条第1項各号に掲げる行為について適用する。</p> <p>附 則 (令和3年3月25日条例第7号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定は、次の表の左欄に掲げる条例の区分に応じ、中欄に掲げる届出に係る行為ご</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第10条 条例第10条第3項に規定する様式は、身分証明書(様式第6号)とする。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、平成24年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成平成29年12月25日規則第32号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の第6条の規定は、施行日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和3年3月25日規則第17号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の第6条の規定は、施行日以後の届出に係る行</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例・同規則

とに、同表の右欄に規定する日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。

飯田市土地利用調整条例	第4条第1項の規定による届出	令和3年5月1日
飯田市景観条例	景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出	
飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例	第3条の規定による届出	令和3年5月15日

為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの規則の規定は、次の表の左欄に掲げる規則の区分に応じ、中欄に掲げる飯田市土地利用調整条例等の一部を改正する条例（令和3年飯田市条例第7号）による改正後の規定による届出に係る行為ごとに、同表の右欄に規定する日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。

飯田市土地利用調整条例施行規則	飯田市土地利用調整条例第4条第1項の規定による届出	令和3年5月1日
飯田市景観規則	景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出	
飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例施行規則	飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例第3条の規定による届出	令和3年5月15日

附 則（令和3年7月29日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年5月26日（以下「施行日」という。）から施行する。

飯田市リア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例・同規則

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。

■ 飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び規則

条 例	規 則
<p>飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成31年3月28日 飯田市条例第14号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。別表第2において「政令」という。)の定めるところによる。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例は、別表第1に掲げる区域(以下「地区整備計画区域」という。)に適用する。</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 別表第2の左欄に掲げる計画地区(地区整備計画区域において、当該地区整備計画区域を2以上の地区に区分している場合は、その区分されたそれぞれの地区の区域をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の用途の制限の項に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(建築物の建蔽率の最高限度)</p> <p>第4条の2 建築物の建蔽率は、別表第2に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の建蔽率の最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。</p> <p>2 前項の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、飯田市建築基準法施行細則(昭和50年飯田市規則第34号)第10条の規定に該当するもの内にある建築物にあっては、別表第2に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の建蔽率の最高限度の項に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって、同項の数値とする。</p> <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条 建築物の敷地面積は、別表第2に掲げる計画地区の区分に応じ、そ</p>	<p>飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 平成31年3月28日 飯田市規則第12号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成31年飯田市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

れぞれ同表の右欄の敷地面積の最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、当該敷地の面積を敷地面積の最低限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 前項の規定（別表第2を含む。）を改正する条例による改正後の飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 第1項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

（建築物の壁面の位置の制限）

第5条の2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線及び隣地境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）は、別表第2に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の壁面の位置の制限の項

に掲げる数値以上でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第6条 建築物の高さは、別表第2に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の高さの最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第4条及び第5条の規定の適用については、当該敷地の過半が当該地区整備計画区域に属するときには当該建築物及び当該敷地の全部についてこれらの規定を適用し、当該敷地の過半が当該地区整備計画区域の外に属するときには当該建築物及び当該敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。

2 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第4条の2の規定の適用については、当該建築物の建蔽率は、同条の規定による当該各地区整備計画区域の内外の建築物の建蔽率の限度にその敷地の当該地区整備計画区域の内外にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

3 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第5条の2及び前条の規定の適用については、当該建築物の部分について、当該敷地の属する地区整備計画区域に係るこれらの規定を適用する。

(建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合の措置)

第8条 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第4条及び第5条の規定の適用については、当該建築物又は当該敷地の全部について、当該敷地の過半の属する計画地区に係る規定を適用する。

2 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第4条の2の規定の適用については、当該建築物の建蔽率は、同条の規定による当該各計画地区内の建築物の建蔽率の限度にその敷地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

3 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第5条の2及び第6条の規定の適用については、当該建築物の部分について、当該敷地の属する計画地区に係るこれらの規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第9条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、

法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の同条の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の実出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

（特例による許可）

第10条 市長が次に掲げる要件について認めて許可した建築物及びその敷地は、その許可の範囲内において、第4条、第4条の2第1項、第5条第1項、第5条の2及び第6条の規定は適用しない。

- (1) 公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないもの
- (2) 計画地区内における土地利用状況等に照らし、適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないもの

（特例許可の申請の手続等）

第2条 条例第10条第1項の規定による市長の許可（以下「特例許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特例許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書及び書面を添えて、市長に提出することにより申請しなければならない。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の（い）項及び（ろ）項（地盤面算定表を除く。）に掲げる図書
- (2) 縮尺、方位、土地の境界、地番、地目並びに土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物に関して権利を有する者の氏名を明示した地籍図
- (3) 隣接する建築物の用途及び敷地を示した図面
- (4) 特例許可を必要とする理由を表す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、特例許可をしたときは、特例許可通知書（様式第2号）に前項の申請書の副本並びにその添付図書及び書面を添えて、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定による飯田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

（工作物への準用）

第11条 工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び建築物の敷地（法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）については、第1条から第4条まで、第13条及び第14条の規定を準用する。この場合において、第1条中「敷地、構造、建築設備及び用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、特例許可をしないときは、特例許可をしない旨の通知書（様式第3号）に第1項の申請書の副本並びにその添付図書及び書面を添えて、申請者に通知するものとする。

（意見の聴取等）

第3条 市長は、特例許可をする場合において、条例第10条第2項の規定により飯田市都市計画審議会の意見を聴こうとするときは、あらかじめ、当該特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行うものとする。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（次の各号のいずれにも該当する場合に限る。）について特例許可をする場合においては、当該意見の聴取は行わない。

- (1) 増築、改築又は移転が、特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。
- (2) 増築又は改築後の条例第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。
- (3) 条例第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。
- (4) 用途の変更を伴わないこと。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その特例許可をしようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告するものとする。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第4条の規定に違反した場合(第4号に規定する場合を除く。)における当該建築物の建築主
  - (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第5条第1項の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
  - (3) 第4条の2第1項、第5条第1項、第5条の2又は第6条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
  - (4) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。
- (両罰規定)
- 第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して、前条第1項各号に掲げる違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項に規定する罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別表第1に掲げる飯田都市計画座光寺地区計画の告示の日又は飯田都市計画上郷地区計画の告示の日のいずれか早い日から施行する。

【告示日：平成31年3月29日】

(飯田市手数料条例の一部改正)

- 2 飯田市手数料条例(平成12年飯田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和5年12月27日条例第37号)

附 則

この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく飯田都市計画座光寺地区計画の告示の日又は飯田都市計画上郷地区計画の告示の日のいずれか早い日から施行する。

【告示日：平成31年3月29日】

附 則(令和3年7月29日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)
- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
 附 則（令和7年9月30日条例第37号）  
 この条例は、令和7年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	区域
座光寺地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された飯田都市計画座光寺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
上郷地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された飯田都市計画上郷地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
川路地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された飯田都市計画川路地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第4条—第6条関係）

1 座光寺地区整備計画区域

計画地区	制限	
商工業エリア	用途の制限	1 法別表第2（る）項に掲げる建築物 2 法別表第2（る）項第1号(21)の用途に供する工作物
	敷地面積の最低限度	200平方メートル。ただし、住宅の用途に供する建築物の敷地に限る。
	高さの最高限度	15メートル
調和エリア	用途の制限	1 法別表第2（と）項に掲げる建築物 2 法別表第2（ぬ）項第3号(13)、(13の2)又は同表（る）項第1号(21)の用途に供する工作物
	敷地面積の最低限度	200平方メートル

	高さの最高 限度	12メートル	
居住エ リア	用途の制限	<p>1 法別表第2（は）項に掲げるもの（次に掲げる建築物を除く。）以外の建築物</p> <p>(1) 事務所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(2) 柿干場その他農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（政令第130条の9の3で定めるものを除く。）</p> <p>(3) 倉庫業を営まない倉庫</p> <p>2 次に掲げる工作物</p> <p>(1) 政令第138条第4項第2号に規定する第1種中高層住居専用地域内にあるとした場合における同号のロ、ホ又はへに掲げる自動車車庫の用途に供するもの</p> <p>(2) 政令第138条第4項第3号に規定する第1種中高層住居専用地域内にあるとした場合における高さが8メートルを超えるサイロその他これに類する工作物のうち、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの</p> <p>(3) 政令第138条第4項第4号に規定する第1種中高層住居専用地域内にあるとした場合における政令第138条第2項各号に掲げるもの</p>	
	敷地面積の 最低限度	200平方メートル	
	高さの最高 限度	10メートル。ただし、市長が周辺の良い住居の環境を害するおそれがないと認めるものは、この限りでない。	

2 上郷地区整備計画区域		
計画地区	制限	
商工業エリア	用途の制限	1 法別表第2(る)項に掲げる建築物 2 法別表第2(る)項第1号(21)の用途に供する工作物
	敷地面積の最低限度	200平方メートル。ただし、住宅の用途に供する建築物の敷地に限る。
	高さの最高限度	15メートル
沿線エリア	用途の制限	1 法別表第2(と)項に掲げる建築物 2 法別表第2(ぬ)項第3号(13)、(13の2)又は同表(る)項第1号(21)の用途に供する工作物
	敷地面積の最低限度	200平方メートル
	高さの最高限度	12メートル
居住エリア	用途の制限	1 法別表第2(は)項に掲げるもの(次に掲げる建築物を除く。)以外の建築物 (1) 事務所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (2) 柿干場その他農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(政令第130条の9の3で定めるものを除く。) (3) 倉庫業を営まない倉庫 2 次に掲げる工作物 (1) 政令第138条第4項第2号に規定する第1種中高層住居専用地域内にあるとした場合における同号の口、ホ又はへに掲げる自動車車庫の用途に供するもの (2) 政令第138条第4項第3号に規定する第

		<p>1 種中高層住居専用地域内にあるとした場合における高さが8メートルを超えるサイロその他これに類する工作物のうち、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの</p> <p>(3) 政令第138条第4項第4号に規定する第1種中高層住居専用地域内にあるとした場合における政令第138条第2項各号に掲げるもの</p>
	敷地面積の最低限度	200平方メートル
	高さの最高限度	12メートル
3 川路地区整備計画区域		
計画地区	制限	
居住地区	用途の制限	<p>1 法別表第2(い)項第3号に掲げる共同住宅(寄宿舍又は下宿を除く。)</p> <p>2 法別表第2(に)項第3号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>3 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p> <p>4 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の11に規定する指定数量以上の危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所</p> <p>5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物のうち政令第130条の5の3に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p>
	建蔽率の最高限度	100分の60
	敷地面積の最低限度	250平方メートル

	壁面の位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幅員6メートルの区画道路（市道川路196号線及び市道川路197号線）にあつては、2メートル</li> <li>2 前項に掲げるもの以外の道路にあつては、1メートル</li> <li>3 隣地にあつては、1メートル</li> </ol>		
	高さの最高限度	12メートル		
新産業地区	用途の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法別表第2（い）項第1号から第4号までに掲げる建築物</li> <li>2 法別表第2（は）項第3号に掲げる建築物</li> <li>3 法別表第2（に）項第3号から第5号までに掲げる建築物</li> <li>4 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物</li> <li>5 法別表第2（へ）項第3号に掲げる建築物</li> <li>6 法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物</li> <li>7 法別表第2（わ）項第4号に掲げる建築物</li> </ol>		
		壁面の位置の制限		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画道路3・3・40桐林大明神原線にあつては、5メートル</li> <li>2 前項に掲げるもの以外の道路にあつては、2メートル</li> <li>3 隣地にあつては、2メートル</li> </ol>
		高さの最高限度		15メートル
駅前地区	用途の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法別表第2（い）項第1号から第4号までに掲げる建築物</li> <li>2 法別表第2（に）項第3号から第5号までに掲げる建築物</li> <li>3 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物</li> <li>4 法別表第2（へ）項第3号に掲げる建築物</li> <li>5 法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物</li> <li>6 自動車修理工場</li> </ol>		

		7 主たる用途が法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品(以下「危険物」という。)の販売、貯蔵又は処理に供する建築物	
	壁面の位置の制限	1 都市計画道路3・3・40桐林大明神原線にあつては、5メートル 2 前項に掲げるもの以外の道路にあつては、2メートル 3 隣地にあつては、2メートル	
	高さの最高限度	15メートル	
ファクトリーパーク地区	用途の制限	1 法別表第2(い)項第1号から第4号までに掲げる建築物 2 法別表第2(は)項第3号に掲げる建築物 3 法別表第2(に)項第3号から第5号までに掲げる建築物(第4号にあつては、2以下の階を有するものを除く。) 4 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物 5 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物 6 法別表第2(り)項第2号に掲げる建築物 7 法別表第2(わ)項第4号に掲げる建築物 8 自動車修理工場 9 主たる用途が危険物の販売、貯蔵又は処理に供する建築物	
	建築物の建蔽率の最高限度	100分の50	
	壁面の位置の制限	1 都市計画道路3・3・40桐林大明神原線にあつては、5メートル 2 前項に掲げるもの以外の道路にあつては、2メートル 3 隣地にあつては、2メートル	
	高さの最高	15メートル	

天竜峡 連携地 区	限度		
	用途の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法別表第2(い)項第1号から第4号までに掲げる建築物</li> <li>2 法別表第2(に)項第3号及び第5号に掲げる建築物</li> <li>3 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物</li> <li>4 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物</li> <li>5 法別表第2(り)項第2号に掲げる建築物</li> <li>6 自動車修理工場</li> <li>7 主たる用途が危険物の販売、貯蔵又は処理に供する建築物</li> </ol>	
	壁面の位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画道路3・3・40桐林大明神原線にあつては、5メートル</li> <li>2 前項に掲げるもの以外の道路にあつては、2メートル</li> <li>3 隣地にあつては、2メートル</li> </ol>	
高さの最高限度	15メートル		
<p>注 この表の壁面の位置の制限の項の規定は、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p>			